

を主として行ふ事なり、然れば、國々に天王又は八王子と云へる類の多在るも、皆疫神の祠なるを知るべく、又、轉じて大神八幡と云へる社々も、此疫神を祀れるが、其名埋れて然か呼云ふも多かるべし、又、諸國に御靈祠とて、數知れず多かるは、顯には其名を以て祭れども、幽には其を御め給ふ疫神も、共に鎮まり坐すべき理なるなり)○來名戸之祖神を又岐之祖神とも申せりしにや、拾芥抄問タ食歌に、布那斗佐閑夕食之神爾云々と見えたり、其夕食と云ふは、後世に云ふ辻占と云ふ事にて、其トを行ふ事は、神祇令道饗祭式解に、謂ト部等於京城四隅道上而祭之と有るが如く、ト部の其祭祀を掌り仕へ奉れる縁に因りて起れる事にて、其も祝詞に、高天之原爾事始氏、皇御孫之命止稱辭竟奉と見えたれば、例の如く、天孫降臨章第二一書に、汝天兒屋命、太玉命、宣持天津神籬、降於葦原中國亦爲吾孫奉也齋焉と有る其部にて、其裔の忌部は幣帛を主り、中臣は祭祀を主るより、傳へてト部の職掌とは成れる者なり、其よりそのト部の家業なるに依りて、其岐神に就きてト事をも爲つるから、終に此も亦其神事とは成れりける者ならむかし、萬葉十六(十三丁)に、戀夫君歌一首并短歌、左耳通良布、君之三言等、玉梓乃、使毛不來者、憶病、吾身一曾、千磐破、神爾毛莫負、ト部座、龜毛莫燒曾、戀之久爾、病吾身曾、伊知白苦、身爾染保里、村肝乃、心碎而、將死命、爾波可爾成奴、今更、君可吾乎喚、足千根乃、母之御事歟、百不足、八十乃衢爾、夕占爾毛、ト爾毛曾問、應死吾之故、反歌、ト部乎毛、八十之衢毛、占雖問、君乎相見、多時不知毛、とある其意を少か説くべし、其千磐破神爾毛莫負は、夫君の來ざるは、一速振る神の障れるならめど、其にも負すな、憶ひ病む吾身一の故に爲て、今はト部に令せる龜トなども行はせじと、然すがに思ひ絶えたれども、母命が八十之衢に立ち出でて、夕占にもトに

も間もぞ爲ると、卒に死む吾故に、愛ほしき事となり、褚其夕占はしも、今辻占といふ者なるなり、又其短歌は、ト部にも占なはせ夕占をも問はせたれども、夫君を逢見ん手著知られずとなり、又、十一(十三丁)に、事靈、八十衢、夕占問、占正謂、妹相依と、八十衢の上に事靈と冠ぶらせたるは、其辻に立ちて道行く人の言を聞きて、其を以て占ふが故なり、其八十衢は、詞に大八衢爾湯津磐村之如久塞坐皇神等云々と有る大八衢の事にして、其八衢比古神、八衢比賣神に由有る事を先づ思ふべき者なり(夕占の事は、下に至りて云ふべし、萬葉二に、橘之、蔭履路乃、八衢爾云々、六に、橘、本爾道履、八衢爾云々など見え、十二に、海石榴市之、八十衢爾云々と云ふこと、二所有りて、八十衢共に同じ事なり)三(四十五丁)に、天地爾、悔事乃、世間乃、悔言者、天雲乃、曾久敵能極、天地乃、至流左右二、杖策毛、不衝毛去而、夕占問、石ト以而云々と見えたる、其杖策毛不衝毛と云ふ事は、十三(二十七丁)長歌に、夕ト乎、吾問之可婆、夕ト之、吾爾告良久云々と有る、其の反歌にも、杖衝毛、不衝毛吾者、行目友、公之將來、道之不知苦とあり、褚、如此云へるは、第六一書に、即投其杖是謂岐神也、と見え、また此れにも、乃投其杖云々、此本號曰來名戸之祖神也、と有る故事に本著て、桃杖などを投げて、ト問ふことの有りけむと所思しければ、岐神に由有り、又其の石トと云ふことは、此れも第六一書に、其於泉津平坂所寒磐石、是謂泉門塞大神也と有りて、其れ即て八衢比古、八衢比賣神に坐す由、已に傳八に註せれば、共に由有りて相離れざるを曉るべし、(景行天皇十二年御紀に、天皇次子柏嶽大野、其野有石、長六尺、廣三尺、厚一尺五寸、天皇祈レ之曰、朕得レ滅土蜘蛛者、將蹠茲石如柏葉而學焉、因蹠之、則如柏上於大虛、故號其石曰蹠石也云々と有るは、右の石トの類

と知るべし、又、萬葉十四に、於布之毛等、許之母登夜麻乃、麻之波爾毛、能良奴伊毛我名、可多爾氏牟可母、と有る初句は、大梯といふ事なれば、其杖を以て占問ふ料なり、其トに出でぬ事は兆に出でむかと云へるにて、其兆は鹿ト龜トの事を云ふなるべし、此も亦右の杖策毛不衝毛云々と云ふ類にぞ有らむかし)猶夕占と云ふ事は、萬葉四(五十一丁)に、月夜爾波門爾出立、夕占問、足ト乎曾爲之、行乎欲焉、十一(十三丁)に、玉杵、路往占、々相、妹逢、
我謂、又(二十三丁)タト爾毛、占爾毛、告有云々、又(二十五丁)不相爾、タト乎問常、云々、又(三十一丁)夜占問、吾袖爾置、白露乎、云々、十二(十八丁)に、月夜好、門爾出立足占爲天、往時禁八、妹ニ不相有、十三(二十六丁)長歌に、妹乃山、勢能山越而、行之君、何時來座跡、玉杵之、道爾出立、タト乎吾問之可婆、タト之、吾爾告良久、云
許余比登乃良路云々、十七(三十一丁)長歌に、可度爾多知、山布氣刀比都追、吾乎麻都等、奈須良牟妹乎など見えた
云、久有、今七日許、早有者、今二日許、將有等曾、君者聞之二二、勿戀吾妹、十四(二十一丁)に、由布氣爾毛、
ふとて、其逢ふべき時をトへるにて、皆其道路の往来に係りたる事のみなるは、岐神に正し乞ひて爲るトにし有れば、
必ず然も有りぬべき筈の事なり、上田百樹説に、「夕占は夕來經にて、塞神にト問ふなり」と云へりしは然る説にて、
已に記傳六(四十六丁)岐神の下に、又久那斗とも申す、布は經、久は來なり、中卷、美夜受比賣の歌に、阿良多麻能、
登斯賀伎布禮婆、阿良多麻能、都紀波伎間由久と有りて、如此く來と經とを重ねても云ひて同意に成るなり」と云は
れたるが如し、(右の足占と云ふ事は、海宮遊行章第八一書に、初潮漬足時、則爲足占と有る此なり、或説に、其

向に標準を立て置き、此より歩み行きつゝ其數を計へ、倘、其奇偶を以て其事の可否を定むる事なりと云へるは、然
もありぬべき事なり、但し夕占は夕占、足占は足占にて別なり、其と一に爲べからず)拾芥抄に、問ニ夕食之歌、布那
斗佐闇夕食之神爾物問婆道行久人與占正爾爲與」兒女子云、持ニ黃楊櫛、女三人、向ニ三辻、問レ之、又午歲女、午日
問レ之、今按、三度誦ニ此歌、作レ堺散レ米、鳴ニ櫛齒ニ三度後、境内來人答爲ニ内人言語ニ聞、推ニ吉凶ニと有る、布那斗佐
闇は、上に註せる如く岐之祖神と云へる、之を歌詞とする故に省けるなり、夕食之神は、百樹説に夕來經之神と云へ
るが如し、物問問婆は、心に決め難き事有りて、其岐神に質しト問ふ事なり、道行久人與は、上なる夕來經之神に照
應せて云へるにて、其衢に來經る人の云ふ言を以て、神の御教と定むるなり、文に境内來人答爲ニ内人言語ニ聞と云へ
る是なり、占正爾爲與は、上に引ける萬葉十一(十三丁)に、事靈、八十衢、夕占問、占正謂、妹相依、と有る如く、
占を正しに告れと云ふなり、(占に正と云ふ事は、萬葉二に、大船之、津守之占爾、將告登波、益爲爾知而、云々とあ
る益爲是なり、十四に、武藏野爾、宇良敝可多也伎、麻佐氏爾毛、乃良奴伎美我名、云々と有る麻左氏は、賀茂翁説
に正定なりと云はれき、同卷に、可良須等布、於保乎曾杼里能、麻左低爾毛、伎麻左奴伎美乎、許呂久等曾奈久、と
有りて、大嘘と相對へ云へれば、實に正定なる者なり、猪、拾芥抄の右歌は、片假字にて書けるを、此には其混らは
しきを愁へて、右の如く萬葉風に字を填て引ける者なり)持ニ黃楊櫛は、續後拾遺集(物名)に、「刺櫛の黃楊の齒なく
て吾妹子が、夕食の占を問ひて煩ふ」と、崇德院御製も有れば、古より有り来れる事にて岐神の神告を請ひ奉る表物な
り、女三人向ニ三辻、問レ之、又、午歲女、午日問レ之、と有るは、其拾芥抄を記せりし頃の兒女子の説にて、然る窮屈

たる事にては非ざる事、萬葉の歌共にて明らかし、作堺散米とは、十字街に至り、地をトて、其に散米を爲し清め其を内外の堺と作す故に作堺とは云ふなり、鳴櫛齒^{アラシノミツカニ}は、百樹説に「櫛齒を三度鳴らすは、岐神を迎ふる法にして、傍後に其のトたる境内に入り來經る人の語を、神の諒^{アラシ}としてト合へる事にて、答とは、實は道行き振の人語なるを、此方にてはトを問ふに答ふる意とするなり、内人とは、彼境内へ入來經る人を、ト間に答せむ人と定めたる稱なるべし」といへるは、然る言なり、此百樹説は、自著の□□と云ふ書に粗記せるを、如何にしてか、伴信友其遺稿を取り出だして、正ト考と書名を改めたり、此より百樹が功隠れて、世に知る人無きを可惜しみて、今予其元に復して引ける者なり)又、百樹が引ける或書に、「辻占術とて、四辻に出でて、手に黃楊櫛を持ち、心に道祖神を念じて歌を唱ふ、其歌は、「辻や辻、四辻^{ヨリツ}が占の市四辻、占正しかれ辻占の神」此を三返し見え来る人の語を以て吉凶を定む」と有り、是れ三辻と云ふよりは古風なりと云へり、如何にも古の占の、如此く簡易なる事にて、其唱ふる右の歌なども、後世狀なるなりければ、古には其定め無くして、唯櫛齒を鳴らし、岐神を迎へ奉り、傍其に來經る人の云ふ語を、神の御教と正定^{マサナ}に聞き定めたりし者にぞ有りぬべし、然れば、右のタ占はしも、岐神にト問ひ奉る事なるが、其本著く所は、ト部の其祭祀を主り仕へ奉るに起れりける者になむ有りける(然れども、皆其神の由縁に因れる事耳にて、中々に後世人の思ひ寄るまじき事共なれば、其淺々しく見ゆる所に、深き味の有りぬべき筈なり、疎忽に思ひ侮り奉る事勿れ)○所謂八雷者云々は、上有^ニ八色雷公^トと云ふ古傳の有を、此に承けて、其は斯々^{カクカク}と記者の註せる所なるが故に、所謂と云へるにて、第六一書に所謂泉津平坂者云々など有るに同じ、記傳六(三十六丁)に、「所謂は伊波由流と訓むべ

し、古言にて所^レ言^ハと云ふ事なり、流々を由流といふは、古言の格なり、傍所^レ言^ハとは上に云へる事を指して云へり、又、上文には言はざれども、世に言ひ習へるを指して云ふ事も有り」と有るが如く、世に其聞え高き事を、此方にて釋く時に用ひる詞なり、(謂字を、字書共に註せるに、事有^レ可^レ稱曰^レ有^レ謂、失^ニ事宜^{不^レ可^ニ名言^ト謂^ニ亡^レ謂^ト)とも、又稱^ニ其^レ言^ハ亦曰^レ謂、此之謂、其斯之謂也と云ひ、朱熹^{アシキ}が語類に、謂^レ之名^レ之也之謂直爲也とある字音をも辨ふべし、名義抄に、所謂を伊波由流と訓み、又謂字の訓の中に、物賀多理とも、能夫とも有る、能ぶは演^{ハシナリ}古事記に、此事を燭ニ一火入見之時、宇士多加禮斗呂々岐豆^{モチアチ}、於^レ頭者大雷居、於^レ胸者火雷居、於^レ腹黑雷居、於^レ陰者拆雷居、於^ニ左手者若雷居、於^ニ右手者土雷居、於^ニ左足者鳴雷居、於^ニ右足者伏雷居、并八雷神成居と有りて、此と同じ趣なれども、伊邪那美命の御骸の傍に、然る神等の成り居たる状に云へるは、固より僻事なり、然れば御紀の傳々に、其事の無きには如かざる者なり、此に所謂云々と見えたるは、其傳共に八雷神の名なきが故に、佗より掇ひて書き加へられたる事灼然ければ、御紀の傳を以て正しとは云ふなり、古史徵に八色雷公の名共も甚々信け難し、其は八色とは有れども、多くの雷と云ふ事ならむを、八色の名悉く有るも亦信け難し、此は決めて神代よりの傳ならで、稍後に古傳を心得誤れる世と成りて押當^{モチアチ}に古書に見えたる雷神の名を、種々拾ひ集めて語れる傳なるべし、其は古事記には宇士多加禮斗呂々岐豆、於^レ頭者云々、并八雷神成居と有れども、神代紀には、所謂八雷者云々と有る所謂の字を熟思ふべし、若くは神代紀に本は八色雷公の名を記されざりしを、所謂以下は後人の攢入ならむも知るべからず、傍、古事記は其所謂と語り傳へけむ説を、即ち本文に結びたる物とこそ所思のれ、若て其大雷は大雷神の名を探り、火雷は火神}

の亦名を探り、若雷は賀茂大神の名を探り、鳴雷は主水司坐神の名を探り、山雷は大山津見神の亦の名を探れるなるべし、其黒雷、土雷、伏雷、野雷など云へるは、凡て其覺束なき雷名になむ、中にも於レ陰者拆雷居と云へるなどは、古人の滑稽に云へる事の傳なるべく思ひ、師說に「凡て雷は此に見えたる如く、伊邪那美大神の大御身に成りて、豫母都國より起る者なりと云はれしは、實の雷神は火神の御骸に成り坐して、甚じき有レ功神に坐す事を、思ひ漏らされたるにぞ有りける」と云はれたるなむ、甚々委しき説には有りける（但し此の所謂八雷者云々を、後人の攢入ならむと云はれしは、然るべからず、此傳も、元は唯八色雷公と耳有りて、其名共は無かりしを、其にても心落の爲ざるが故に、其上文に照し應せて、紀者の書き加へられたる文なる事、上に云へる如し）猪、其八雷神と云へるは、泉津醜女八人と見えたる其と同じき事、上に説けるが如し、然れば、古事記に宇士多加禮斗呂々岐豆と有るも、其鬼の身の有りし狀なるを、伊邪那美命の御事に混へたりし者なり、其が名を醜女といひ、其國の事を、此第六一書に、不須也凶目汚穢國と云へるからは、其國の鬼の醜めかりし事、今云ふ限りに非ざるなり、若て并八雷神成居と有るは、生居の義には非ず、鳴居にて、其は同記白檣原宮段に、生尾土雲八十建在其室待伊那流と見えたる、伊那流を記傳に宇那流なりと説かれたり、其の宇那流は氣鳴にて、正しく言語ふが如く、聲音の清亮ならずして、唯だ口氣の鳴るが如く聞ゆるを以て云ふ言なり、此の事既に傳八に説きたりき、然れば右の八色雷公などは、其の醜女の猛く嚴きに依りて、雷とは云へること有りけれ、固より泉中の鬼にし有りければ、天の原踏轟かして鳴り給ふ雷神などとは、全に殊異なる者なりかし（宇那流は、俗に宇那理聲と云へる是なり、和漢古今の書共に、ウナゴエと有るを、字書に病呼聲

と注し、又、呻吟とも、喚呻とも、通喚とも書けるを、漢書顏師古註に、大原人呼コ痛而呻吟ニ爲ニ通喚トと云ひ、韻會に呻喚とも、呻响とも見えたる是なり、字鏡集に、呻モ、吟モ、暗モ、欵モ、遡與夫と訓めるは似呼にて、其嘯クナリの呼ぶ聲に似たるを以て云ふ稱なり）○在レ首曰ミ大雷ニは、記に於レ頭大雷居と有る是なり、然れども、大雷神はしも、第七一書に、斬ニ軒遇突智ニ爲ニ三段、其一段是爲ニ雷神ニと見えたる、其の雷神に大字を冠せて稱奉れる御名にて、甚ナカシコ可畏然る泉中の鬼の類には非らず、甚々尊き大神に坐すこと、傳九に云へるが如し、猪、其の雷神にも、數多の支族神御在し坐して多在る中に、右の雷神は、其首領に渡らせ給へば、其由の傳も古に在りつらむを、取り掠めて在レ首曰ミ大雷ニとは云ひ成したる者と見えたり、文德天皇實錄に、齊衡元年夏四月乙卯朔丙辰、授ミ河内國大雷オホイカチホ火明アカリ神從五位下トと有りて大雷と申すは雷神の謂なり、火明は雷光の事なれば此は云ふ迄もあらず天鳴雷神に渡らせ給へるを思ふべし、又、神名式に、和泉國大鳥郡火電イセヒカリ神社有る其を一本に作ミ大電トと有るを、古史徵に引かれたるには、大雷と有るなども、證と爲すに足れり（又、山城國乙訓郡火雷神社を、今本に大雷に作れども、其は記傳にも、「續紀以下の史に依るに、火雷の寫誤なり」と云はれたる如くなれば、其にも非ず）○在レ胸曰ミ火雷ニは、古事記にも於レ胸者火雷居と有り、然れども、火雷神と申すは、次に云ふ如く火產靈神の亦の名と有りければ、此も僻傳にて、彼醜めき鬼共の名には非ざるなり、思ふに、胸を焼く、又、胸の炎ホムラなど云ふ事の有る、其より混れて斯る説の起れるより、火雷神の成り坐せる事を、胸に係けたるなるべし、萬葉十二(二)二十一丁に、吾妹兒爾、戀爲便名雁、胸乎熱、云云、古今集(物名)に、「胸走火に心焼け居り」と云ひ、今も腹立つ事を、俗に炎ホムラを燃すなど云る是なり（又、萬葉一に、

海處女等之、燒鹽乃、念曾所燒、吾下情、五に、見乍阿禮婆、心波母延農、可爾可久爾、思和豆良比、禰能尾志奈可由など云へる類、即ち胸を焼き胸を燃す事なり)火雷は、下なる穗雷命神社の下に引ける三代實錄に、保沼雷神と、二所に假字書きせるに依りて、然か訓むべし、然るは此神はしも、火產靈神の亦の名なれば火主^{ホヌイカク}雷神^{カク}の義にて、常に火を^ホ富と轉じ云ふとは別なる者なり、堵、火產靈神、火雷神、同神に御在し坐す御事を顯はし申さむに、神名式に、宮中神卅六座の中に、大膳職坐神三座(並小)御食津神社、火雷神社、高倍神社と見えたるを、大膳職式に比較するに、御膳神八座、醫院高部神一座、竈神四座、菓餅所火雷神一座、害神四座、と見えたり、此中に火雷神を三代實錄に、貞觀元年正月廿七日甲申、奉^レ授^ミ大膳職從五位下齋火武主比神從五位上^トと有りて、此より外に當るべき神なきを以て知るべし、(但し同時の神階の事を、大膳職從四位上御食津神從三位、從五位下大八島竈神八前從五位上と見え、同三月廿日丙子、授^ミ大膳職醫院無位高部神從五位下^トと有り、此を式に合はせ考ふるに、其御膳神八座は、此なる從三位御食津神なり、竈神四座、害神四座を合はせて從五位上大八島竈神なり、醫院高部神は此にも有りて、殘る所は彼火雷神と、此に齋火武主比命にして相共に彼よりも此よりも動かすべからざる者なり)事の意を考へても見よかし、大膳職は、職員令に、掌^ミ諸國調雜物及造^ミ庶膳羞醸道醫豉未醫肴菓雜餅食料^{率^ミ膳部}以供^ミ其事^トと有るが如く、掛まくも恐き皇御孫尊の大御食に供へ奉る職なり、火を清くし物を潔めて供へ奉るべき所なり、若し火雷は八色雷公の一ならむには、然る禍々しき黃泉神を、何爲とてか招きて祭らせ給はむ、縱ひ火雷は霹靂神ならむからに、何の由有りてか恒久に齋かせ給はむ、甚々謂なき事なるに非ずや、抑々大膳職に右の神等を祭らせ給ふ起りは、高橋氏文に、

景行天皇東國に幸行し、時、磐鹿六雁命、其大御食に仕へ奉られし所に、是時、上總國安房大神乎御食都神止坐奉天、若湯坐連等始祖意富賣布連之子豐日連乎令^ミ火鑽^ミ天、此乎忌火止爲天、伊波比山麻闇天供^ミ御食、竝大八洲爾像天、八乎止古八乎止咩定天、神齋大嘗等供奉始支と有りて、其細書に、但之安房大神爲^ミ御食津神^ト者、今大膳職祭神也、令^レ鑽^ミ忌火^ミ大伴造者、物部豐日連之後也と見えたる、是始にて、其忌火の事に就きて、火雷神はしも齋かれさせ御在し坐し始めたる事を知るべし、又、其齋火武主比神と申し奉る其言の意をも明らかべき者なり、(其は神武天皇御紀に、今以^ミ高皇產靈尊^ト朕親作^ミ顯齋^ト用^レ汝爲^ミ齋主^ト授^ミ嚴媛之號^ニ云々、火名爲^ミ嚴香來雷^トと有る、嚴と忌火の忌と同じきを以て曉るべし、又、文德實錄に、齊衡二年十二月丙子朔、大炊寮大八島竈神、齋火武主比命、庭火神、竝授^ミ從五位下^トと見え、又、天安元年四月戊辰朔癸酉、有^レ勅、大炊寮大八島竈神、內膳司忌火庭火神、竝授^ミ從五位下^トと有る、忌火神即ち齋火武主比命なる者なり、大炊寮内膳司共に如此く火神を祭る事は、其忌火の爲なり)○神名式に、山城國乙訓郡火雷神社(名神大、月次、新嘗)と有る、此は本朝月令に載れる秦氏本系帳に、建角身命娶^ミ丹波國神伊賀古夜比賣、生子曰^ミ玉依比古、曰^ミ玉依日賣、於^ミ石河瀬見小川^ト爲^レ遊時、丹塗矢自^ミ川上^ト流下、乃取挿^ミ置床邊、遂感孕生^ミ男子^ニ云々、所謂丹塗矢者、乙訓社坐火雷命と見えたる其れにて、古事記に、大山咋神亦名者山末之大主神、此神者云々、用^ミ鳴鑄^ミ神者也と見えて、其丹塗矢此の鳴鑄なるが其は火雷神の御靈の添はせる鳴鑄を、其大山咋神の射放たせ給ひけるを、玉依日賣の拾ひて床邊に置きたりつるが、男に化りて娶はせさせ給ひて、男子を生み坐せるなり、年中行事祕抄に、舊記曰、御祖多々須玉依媛命、始遊^ミ川上^ト時、有^ミ美箭^ト流來依^レ身、即取^レ之挿^ミ床下^ト、夜

化^ニ美男^ニ相副、既知^ニ姫身、遂生^ニ男子、不^レ知^ニ其父、於是爲^レ知^ニ其父、乃造^ニ宇氣比酒、令^レ子持^ニ壺酒^ニ供^レ父、此子持^ニ酒壺、振^ニ上於天雲、而云^ニ吾天神御子^ニ、乃上^レ天也、云々、因^レ之山本坐天神御子稱^ニ別雷神^ニと有るを以て知るべし、(此文色葉字類抄には本朝文集曰と出でたり、今は合せて其宜しきに從へるなり、古事記白檣原宮段なる丹塗矢の故事は、却りて此を誤れる者なり、其由、寶劍出現章第六、一書に委しく論ひ定むべければ、此には註さず)其御子の御言に、吾天神御子と宣へるは、其火雷神はしも、御父伊弉諾大神に斬られさせ給へりしかども、其御骸は、天に上りて天香山となり、其血はしも、天安川の五百箇磐石としも成れば、其御靈も、共に高天原に神留坐せるが故に、其を天神と宣ひて、其御子なる由なり、乃上^レ天也は、秦氏本系帳に、此兒不^レ指^ニ衆人、仰觀行指^ニ戸上之矢^ニ即爲^ニ雷公^ニ折^ニ破屋棟^ニ升^レ上而去と有るが如く、火神の御子に坐す故に、御勢猛く御在し坐して天雲を踏墮^{シタマツル}して、雷公の如く轟かし上がり給へるを云ふなり、山本坐天神御子とは、神名式に、愛宕郡片山御子神社(大、月次、相嘗、新嘗)と有る是にて、古記に片岡神と申せり、然れば、其片岡即ち山本にて、神子即ち天神御子なり、然るを、稱^ニ別雷神^ニと云へるは、非ぬ僻事なる者なり、其は下なる稚雷の傳に就きて云ふべし、然れば、其片山御子神の御父は火雷神に坐し、御母は玉依日賣命にして、同郡三井神社(名神大、月次、新嘗)に御在し坐す神なり、(山城風土記に、蓼倉里三身社、稱^ニ三身^ニ者賀茂建角身命也、丹波伊可古夜日女也、玉依日女也、三柱神身坐故、號^ニ三身社、今漸云^ニ三井社^ニと有る是なり、然れば、本系帳に、故鴨上社號^ニ別雷神^ニ、鴨下社號^ニ御祖神^ニ也と有るは、似たる事ながら甚く異なる者なり、其は上社、別雷神は事代主命に御在せる事元暦奏上記に見えて、甚慥なる事なり、下社を御祖神社と申すは、

事代主命の御祖にて、同じく玉依姫命と申し奉れども、大己貴神と並び坐して、宗像三女神の御事なれば、火雷神に娶^レれ奉りて、片山御子神の御祖と成り給へる玉依日賣とは、固より同じからざるを、混にする者なり、此事、予已に神壽詞講義に委しく明らめたりき、伴信友が瀬見小河に云へりし趣は、上田百樹が遺稿を取りて編める物ながら、甚幼稚くなむ)所謂丹塗矢者、乙訓社坐大雷命在とは、其鳴鑓の所在を明せる文にて、甚愛たし、然るを、本系帳の一説に、戸上矢者松尾大明神是也と有るは如何、其は古事記にも、大山咋神者云々、坐^ニ葛野之松尾^ニ用^ニ鳴鑓^ニ神者也とこそは見えたれ、其矢はしも、火雷神の化^{ナリタマ}給へりし丹塗矢なるを若松尾に鎮座とせば、其美男に化りて、少女に娶^レ給へるは、大山咋神の事と成るなり、何を以てか其御子をしも天神御子とは申さむ、然れば、戸^ニ字の上に放^ニ字の脱^{ヒビテ}たるなどにて、放^ニ戸上矢^ニ者と有りけるならむか、如何にも有れ、其片山御子神の御父は、火雷神に御在せる事、違ひ有るまじき者になむ有りける、但し片山は其御子の鎮まり坐せる地名にて、神名には非ざるなり、神名式に、備前國邑久郡片山日子神社は同神にや、(其は、赤坂郡津高郡兒島郡等に鴨神社有る、思ひ合はすべし、堵^ニ其片岡神の御事は、文德天皇實錄に、齊衡三年五月戊辰、山城國片山神、列^ニ於官社、兼預^ニ相嘗祀、三代實錄に、貞觀元年正月廿七日甲申、奉^レ授^ニ山城國從五位下片山神從五位上、左經記に、寛仁元年十二月片山等神被^レ叙^ニ一階^ニと見え、或古記に、寛仁元年十二月授^ニ片山神等正三位、片山者片岡也明矣と有りと云へり、此社を吉懷記に大己貴命也と云ひ、又、賀茂縣主祖建玉依彦命也など云へるは、悉く云ふに足らず)文武天皇御紀に、大寶二年秋七月癸酉、在^ニ山城國乙訓郡^ニ火雷神、毎^レ旱祈^ニ雨頻有^ニ徵驗^ニ、宜^レ入^ニ大幣及月次幣例^ニと見えたる、實に火雷神はしも、大雷神、大山祇神、高

靈神等の元神に御在し坐し、又、埴山姫神と御合ひ坐して、稚產靈神を令レ生給へば、豐受大神の御祖父にて渡らせ給へれば、實に所謂ある事なり、光仁天皇御紀に、寶龜五年正月辛丑朔乙丑、山背國言、去年十二月、於管内乙訓郡乙訓社、狼及鹿多、野狐一百許、毎夜鳴、七日而止、六月壬申奉幣於山背國乙訓郡乙訓社、以豺狼之恠也と見えたる、此には乙訓社と申せり、桓武天皇御紀に、延暦三年十一月丁巳、遣兵部大輔從五位上大中臣朝臣諸魚、叙松尾乙訓二神從五位下、以遷都也と有は、其以前に、甲子天皇移幸長岡宮と有る其事に縁りてなり、其五月丙戌に、勅遣云々於山背國、相乙訓郡長岡村之地、爲遷都也と有れば、其皇京に近く御在し坐して、甚止事なき御社なる故に、右の如く會釋ひ奉らせ給へるなり、太秦廣隆寺緣起に山城國乙訓郡有二字社殿、號乙訓社、今向日明神也と有れば、其をも乙訓社と中頃云へりし者なり、然れども、此なるは其には非ざる事、次に引ける中右記の文に照らして心得べし) 文德天皇實錄に、嘉祥三年七月丙子朔丙戌、進山城國火雷神階從五位上と有るは、以前の寶龜の度に從五位下と叙させ給へるに、一階を進め給へるなり、清和天皇實錄には、貞觀元年正月廿七日甲申、奉授山城國正五位下乙訓火雷神從四位下とあれば、此正五位まで、其間にも進め奉り給へるが漏れたるなるべし、中右記に、大治二年二月、神祇官失火、登高倉消火者、山城國乙訓社祝部眞茂可レ令給祿と有るは、唯火を消したるには有るべからず、火雷神は火神に渡らせ給へば、其仕へ奉る神に祈り申して、鎮め申せりし者なるべし、諸此大雷神社、今向神社に合せ祭ると云へり、然ればこそ、廣隆寺緣起に、向日明神をも乙訓社とは申したりけれ(此に至りて、右の乙訓社は此火雷神社なる事、愈以て知らるゝなり、和名抄鄉名には無けれども、然る地名有りしと聞えて、諸陵式に、

高畠陵を在乙訓と云ひ、又、乙訓寺と云へるも有るを以て見るに、其邊の大名の如くなりしにこそ、或書に、當社を井田村に今二社あり、一を乙訓神とし、一を春日祠と申せる是ならむと云へれども、其とも定め難し、又一説に、樋爪村かとも云へり、火と樋と言の同じき故に、推當に云へるにか) ○又、同式に、大和國廣瀬郡穗雷命神社、清和天皇實錄に、貞觀七年冬十月九日丁巳、授云々、大和國正六位上武雷神保沼雷神云々、並從五位下、同九年八月十六日壬午、授云々、大和國從五位下武雷神、保沼雷神、並從五位上、と有る是なり、其武雷神も共に竝び給ふ狀なれども、官よりは一座にて祀り給へるなるべし(此社、保田村川合村の東に在りて、今下城郡に屬りと云へり、當郡廣瀬坐和加宇加賣命神社、名神、大、月次、新嘗) 清和天皇實錄に、貞觀元年正月廿七日甲申、奉授大和國正三位葛木火雷神從二位と名神、大、月次、相嘗、新嘗) 清和天皇實錄に、貞觀元年正月廿七日甲申、奉授大和國正三位葛木火雷神從二位と有る是なり、此社今笛吹村笛吹明神の傍に立たせ給へば、一座は笛吹神なるべし、其は臨時祭式に、凡年中御ト祈婆波加木、仰大和國有封社令採進之と有るを、此を宮主祕事口傳抄、御體御ト條に、次官掌進波々賀木、此木官掌自大和國笛吹社請取也と見えたり、龜卜祭文に、採天香山之布毛里木、造火燧、撻出天香火、吹著大母香木、取天香山之無節竹、折立ト串、問之と見えたる、天香火は、古事記なる火神の亦名に火之迦具土神と有るに同じければ、其笛吹神の波々加木の事に就きて祭られ給へるならむには、火雷神はしも、鹿トに在れ、龜卜に在れ、其兆を彫りて指火をする、其火を天香火と鑽改めて行ふ所由に依りて祭られ給へるならむかし、神階の殊に進ませ御在し坐すなどに心を著けて考ふべき事になむ有りける(然るに、和漢三才圖會に、笛吹社は建多乎利命を祀れる山記せ

るに、姓氏錄、河内國神別に、笛吹連、火明命之後也と有りて、其左京神別に、湯母竹田連、火明命五世之孫、建刀米命之男、武田折命云々と見えたれば、其祖宗共に著明きを、天孫本記にも、火明命六世孫に建多乎利命、笛連、若犬甘連等祖と有れば、其世數合へり、其建多乎利命は竹手折命にて、太兆の兆竹の事に依れるには非じか、右に引けたる龜卜祭文に取天香山之無節竹折立ト串問之と有るに思ひ合はすべし、但し御トの事は、其氏の預かる事に非ざれば、其折の波々加木兆竹を進むる耳を職と爲りしにこそ)宇智郡火雷神社有り、清和天皇實錄に、貞觀元年夏四月十日乙未、授正四位上火雷神從三位、陽成天皇元慶三年六月八日丁卯、授從三位火雷神正三位と有るは、信に其神階なるが如し、然れども、其貞觀なるには、法花寺從三位、薦枕高御產柄日神正三位と有りて、次に此火雷神を載せ、終に從四位下法花寺坐神從四位上と、三神並はせ給ひ、後の元慶の度には、先に法華寺正三位、薦枕高御魂神社(大、月二位と有りて、其次に並び出でて、二度ながらに如此くなるは、神名式には、添上郡宇奈太理坐高御魂神社(大、月次、相嘗、新嘗)と有りて、一座の趣なれど、右の貞觀の度を以て推すに、火雷神、法花寺坐神、共に合はせて三座なるにて、宇智郡火雷神社とは、別なる者になむ有りける(其宇智郡なるは大和志に、在火打野村と云へるも、忌火を鑽などの由縁には非ざるか、同郡宮前霧靈神社は雷神に坐し、丹生川神社は靈神に坐すべければ、共に此火雷神に屬きたる神なるを考ふべし)又、神名式に、上野國那波郡火雷神社、本國神名帳鎮守十二座の中に、從一位火雷大明神と出でたる是なり、同帳に、邑樂郡從四位上火雷明神、群馬西郡火雷若御子明神なども有り、同國甘樂郡貫前神社(名神大)は、一宮記に經津主命と見えたれば、其御祖の由を以て祭られ給へるなどにや(又同帳に、勢多郡從三位

於神明神、佐位郡從四位上於神明神、群馬西郡從五位上於神明神と有るは、靈神と通のれば、火雷若御子神は雷神に御在すにや、或云、火雷神社は下宮村と云ふに立たせ給へり)○在腹曰土雷は、古事記には、於腹者黒雷居と云ひて、土雷は右手と爲り、其も此も後より推し當てたる者なれば、何れにても有りなむ、記傳六(十五丁)に引かれたる舒明天皇九年御紀に、春二月丙辰朔戊寅、大星從東流西、便有音似雷、時人曰流星之音、亦曰地雷、於是僧晏僧曰非流星、是天狗也、其吠聲似雷耳と見えたり、此流星の如き物を、地雷と時人の云へるは、古來相傳へたる說にて、寔に此土雷に當るべし、僧晏が說は、漢籍の說を取りて云へるなり、(史記天官書に、天狗狀如大奔星)有聲、其下止地、類狗、所墮望之如火光、炎々衝天と云ひ、春秋元命包に、無雷而雷名曰天狗と見え、山海經に、天門山有赤犬、名曰天狗、其光飛天、流而爲星、長數十丈、其疾如風、其聲如雷、其光如電など多く有り、安政元年十一月四日、東南の國々大なる地震有りて、山崩れて川を埋み、海傾きて陸を浸し、地裂けて水涌き上り、巖破れて谷に轉び入り、沖榜ぐ舟は浪に沈み、道行く人は足の立所を惑はせる許なりき、予は三河國二川驛より、山道に係りて、或山中にて、其の地震に遇ひたるが、稍く新居驛に行き著きて、人々と共に其夜は村落に草を枕と爲たりけるが、日々に地震動りて、何時竟つべくも思えざりき、其翌日申刻許にや有けむ、大なる火球山より出て海に入りたる音、地も裂るかと思えしが、後に聞くに、西國の方も同じ状にて有りしと云へり、然れば予が山より海に入ると思ひしは、右の地震の空を飛び奔るにてぞ有りける、又、去年の十月二日の夜、江戸邊は古にも未だ聞かざる大地震にて、御府は更なり、大小名の邸宅堂舍塔廟、一として全からず、或は頽れ、或は仆れ、石の崩るゝ音、家の

破る聲、譬ふる物なし、予も此十卷なる穂原の傳書がむとて、和名抄を引竟へて、其説を考へ居たりつるに、二動り三動り許、大に振動きければ、内房の方へ入りたりける、即ち家潰れて、妻も子も、一に其下敷となりける時こそ有りけれ、近隣悉く焼け出で、廣き大江戸の内は、残りなく焼崩れたる、其聲百千の雷に異ならず、又、死生の境と成りて、妻をや助けん、子をや救はむの心騒ぎに知らざりけれども、後に近き里より出で來りて訪らへる者の言を聞くに、大なる火球の如き物、南海の方より射るがごとく飛び奔り来て、或臺場の石垣に突き當れりや否、其音雷のごとくして、忽ちに炎燃え上がり、其より淺草の方に行きて、其後は知らずと云へるが、其通れりと思しき所は、殊に地震の振ひも強かりけるにや、其災に遇へる事甚だしかりき、右の二度の飛火はしも僧晏が云へる天狗にても有らんかし）其土雷はしも、雲行き雨施こらして、天原を動かせ給ふ大雷神の屬神なるとは異にて、泉津醜女の類を云ふ稱にて有るべきなり、其は泉國はしも、地中に在る域なりければ、其國に在りて、猛く嚴しき鬼を、此顯國より指して地雷とは云へるにて、其八色雷公の一を云へるならず、凡てを云ふ稱にて、神武天皇御紀などに、土中に住む者を、其名を指さずして土蜘蛛と云へると同じ意なるべし、若て其土中なる雷の、流星の如くして飛び奔る事は、祈年御門祭詞に、疎夫留物能、自下往者下乎、守自上往者上乎守と有りて、其上往くと云へる是なり、（攝津風土記に、宇禱備能可志婆良能宮御宇天皇世僞者と有註に、此人恒居穴中、故賜號曰土蜘蛛と見え、景行天皇十二年御紀に茲山有大石窟曰鼠石窟、有三蜘蛛住其石窟、云々以レ山排レ草、裏石室生蜘蛛とも有如く穴に住み窟に住む者を土蜘蛛と云るからは地中に栖る鬼をしも土雷とは必云つべき者也かし）○在背曰稚雷は、古事記には於左手者若雷居と有り、

何れにしても僻傳なり、其は神名式に、山城國愛宕郡賀茂別雷神社（亦名若雷、名神、大月次、相嘗、新嘗）と有りて、甚く異なる神に渡らせ給へば、然る八色雷公などに列まへ奉るべき神には固より御在し坐ざる者なり、又、別雷と御名には負はせさせ給へども、鳴雷の義に非らず、此大神の本の御名を味耜高彦根神と申し奉りて、其の味耜を以て土を分けさせたまひ、御父大國主大神と共に、天下を經營らせ給へる由の御名なり、又、傳八に説けるごとく、事代主神と申すは、其の和魂の御名なれども、其亦の名のごとく成りて、打任せては然か申すことも常なり、然れば、出雲大社小緣起に、山城國賀茂大明神者、當社第一王子阿式大明神是也と見え、元暦奏上記に、自神代所鎮上社事代主命、下社大己貴命而已、故有別嚴山之名也と有るを、先づ心留め置くべし、（上にも已に火雷神の下に引ける賀茂大神舊記、又、本朝文集などに、丹塗矢の美男に化りて令生給へりし御子を、山本坐天神御子稱別雷神と云ひ、秦氏本系帳に、其御子と御母との事を承けて、故鴨上社號別雷神、鴨下社號御祖神など云へるは、其御子の屋を穿ちて上り給へるを以て、附會たる者なり、又、山城風土記に、因外祖父之名、號可茂別雷命と有る、外祖父は鴨建角身命の名を取りて、可茂と稱たる由なれども、其御子は片岡神にて、片山御子神と申せれば、其も式に賀茂別雷神を取り入れたるものにて、據とする事難かり、凡て山城風土記は、上社別雷神と、建角身命と、二神の故事を混に爲たるものにて、其には甚々深き故ある事なれども、古來其事を知れる人無きが故に、何時にも此別雷神の御事に至りては、僻説をなむ爲める）然るは、先づ大山咋神と申すも、其亦の名なる事を定めて、然後に其正定なる説をば得べきなり、古事記に見えたる大年神の御子の中に、大國御魂神、大山咋神などの有るは誤なり、其大國御魂

神は、寶劍出現章第六、一書に、大國主神亦曰「大國玉神」と見えたるを、大倭神社註進狀に、傳聞、大國魂神者、大己貴神之荒魂と有れば、古事記は誤傳なる事、云ふも更なり、次に大山咋神と申すは、元曆奏上記に、以「松尾社」共預「西祭」者、大山咋神、而大國御魂神之子、蓋兒神之孫と有る是れ正傳なり、其兒神と申すは、素戔鳴尊なる由、同書に見えたり、神社啓蒙に引ける神系圖に、素戔鳴尊、大國御魂命兒、大山咋神（松尾大明神是也）と有るに合へり、然るに、紹運錄、神系圖等に、大山咋神（別雷神山王二宮、山城國松尾大明神）と有れば、別雷神即ち同神たり、山王二宮云々と云ふは、古事記に、大山咋神亦名山末之大主神、此神者坐「近淡海國之日枝山」、亦坐「葛野之松尾」、用「鳴鑑」神者也と有る是れなり、其體なる説は、尊卑分脉に、事代主神、近江國日吉二宮、號「小比叡大明神」と有りて、三代實錄に、大比叡神、小比叡神と有るは、大宮を大比叡神、二宮を小比叡神と云ふに合へり、又其山王二宮を、日吉神道祕密記に、地主大明神と記せるを、大江匡房記に、賀茂大神者、日本地主神也と云ひ、又或書に、貴船奥御前、所「祭事代主命也、本朝地主神也」と云ひ、氏成私記にも、蓋日域地守神明也と云へるを合はせて、事代主神を地主神と云ふ由を曉るべし、如此く合はせ見る時は、大山咋神、別雷神、共に事代主神と同神に坐す事も知られ、又、其大國主神の御子なる山も知らるゝが故に、古事記の傳をば取らざる事なり、（其大年神の御子の中に、韓神、曾富理神の有るもの誤なり、其は園韓神の御事にて、大倭神社註進狀に、傳聞、園神者大己貴命之和魂、大國主神也、韓神、大己貴命少彥名命也と有るを以て知るべし、如レ此佗書より持ち來りて古事記の傳を正し辨ふる事は、如何なる事には有れども、右の社傳等は、當昔に朝廷に聞え上へたるには、御紀の一書にも載せらるべき事共なるを、然る事なくて止みぬる。

なれば、共に古傳の一なり、此を以て正し辨ふるに、何の憚かる事かは有らむ）二十二社神體祕記に、松尾神社二座、鳴鑑神、市杵島姫と有り、其鳴鑑神と云ふは、古事記に、大山咋神者用「鳴鑑」之神也と云へる是なり、四條殿御本神社本記を閱たるに、松尾大山咋神、事代主命、社傳曰、一座と云ひて事代主命を合祭する事、極祕也」と有るは、其同神の故なるに非ずや、二十二社注式に、松尾神社二座と有りて、一座大山咋神（本社也）一座胸形中都大神（市杵島姫也、素戔鳴御子）と見えたり、其市杵島姫命の御事を、本朝月令に載せたる秦氏本系帳に、正一位勳一等松尾大神御社者、筑紫胸形坐中都大神、戊辰年三月三日、天「下」坐松崎日尾（又云「日埼岑」）と見えたり、斯れば、固より大山咋神の鎮まり坐せる所に、其御祖神に坐す故に、其時一に合はせ祭れるなり、若し古事記の傳の如くに、大山咋神、若し大年神の御子ならむには、何の故由を以て胸形中都大神は鎮まり坐すとか爲む、（但し古事記に大國主神亦娶「神屋栢比賣命」生子事代主神と有りて、予が説は違へるが如くなれども、其れ即ち市杵島姫命に坐す事、寶劍出現章第六、一書の傳に云ふべし、唯此は其市杵島姫命はしも、大山咋神の御祖に坐すと心得て耳有るべし）若て二十二社注式に、鴨（號「下社」）御祖神（玉依日咩別雷御母、大己貴神、別雷御父）と有るを、神佛冥應編に、其御祖神を宗像姫神と記し、鴨氏人記には、姫大神と見えたるは、松尾に胸形中都大神の坐々すに合へるを、右の趣にては、御父大己貴命御祖宗像姫神に坐して、其御子即別雷神に坐せるを、二十二社傳に、加茂大山咋神（松尾日吉御同體）と有り、八百萬神系圖に、大山咋神、別雷神、松尾神也と書し、神佛冥應編には、大己貴命及其子大山咋神と見え、後の物ながら和漢三才圖會に、山城國松尾大山咋神（大己貴命之子）と見え、諸神記に、賀茂下社の神と爲たるは誤なれども、大山咋

神（松尾日吉等同體）と記し、其系を素戔鳴尊、大己貴神、大山咋神とするは、甚正しき者なり、諸神鎮座記に、日枝神社者大國主大神也、自_ニ神代_ニ兒大山咋大神化_ニ遊此處_ニ云々、豐浦宮天皇時、大神辭_レ之、返_ニ父大神、替_レ栖以_ニ葛野_ヲ爲_ニ鎮祠、山城國松尾鎮祠是也と有りて、何れにも大山咋神別雷神を、大己貴神の御子とのみこそ有りけれ、一として大年神の御子とは見えざりける者をや、（右等の事共を記す人等、古事記、舊事紀を見ざる人誰かは有む、然るを其二書に違ひて、右のごとく記せるには、何れも其社傳の方を實にもと思ひ信めるが故なるを曉るべし）其大山咋神と申し、別雷神と申し奉る事は、丹波國鍬山社縁起に、原夫玄古天地開闢而神功既畢、靈運方遷矣、自_レ後爾出雲洲大己貴神巡行、始到_ニ此洲_ニ也、鴻水懷_レ山、濁浪排_レ空、故神領_ニ八神、南方到_ニ黑柄嶽、視_ニ水脉、地勢逆流西下矣、今水戸峠是也、東方見_ニ有_レ山狹可_レ通_レ水、而鑿_レ山劈_レ磐、順_レ流決_レ之、神始鍬取成_ニ此洲里_ニ給、依_レ之崇奉_レ號_ニ鍬山大神_ヲと見えたる、原夫玄古云々は、伊弉諾尊の御事を序に云へるなり、大己貴神巡行は、國土經營の御時を云ふなり、領_ニ八神_ヲは、其御子神等を領_テ巡行坐し_ムなり、其は同國_ヲ請田社傳記に、遠古世丹波國湖也、大山咋神決_ニ其水、涸而後、爲_ニ家鄉及田地_ヲ、於是尊_ニ崇此神德_ヲ、祠_レ之、以稱_ニ桑田浮田明神、以_レ鍬爲_ニ神體_ヲと有るがごとく、専ら大山咋神の事掌給へりし者なり、又、神代系圖傳にも、丹波國浮田明神者、大山咋神也、遠古世丹波國皆湖也、其水赤、故云_ニ丹波、大山咋神決_ニ其湖水、丹波水涸成_レ國矣、是以用_ニ其鍬_ヲ爲_ニ彼神之靈體_ヲ、此神者即松尾大神同體也とも有り、山城名勝志に、以_レ鍬爲_ニ神體_ヲ社坐_ニ丹波國保津邑、浮田明神と有り、此等を合はせて考ふるに、其大己貴神は、その御鍬を神體として、鍬山大神と崇められ奉れるにて、神名式に、丹波國桑田郡鍬山神社と有る是なり、其大山咋神は、其御鍬を

神體として、浮田明神と崇められ奉れるなるが、此條の始に云へるがごとく、味粗高彦根神と稱へ奉れる御名の本縁此に在る事なり、神名式に、同郡松尾神社と有るは、此御社なる事、後に註せるが如し、此神即ち今保津村に坐して、猶浮田大明神と申せれども、右の松尾大神同體也を、一本には唯松尾大神也とのみ有ればなり、（此事、羅山文集なる吉田了以碑銘に、又有浮田神祠、世傳、遠古之世丹波國皆湖也、其水赤、故曰_ニ丹波、大山咋神穿_レ浮田、決_ニ其湖、於是丹波水枯成_レ土、乃建_レ祠而祭_レ之、以_レ鍬爲_ニ神之主、此神即是松尾大神也と有り、此も神代系圖傳を取られたるならむか、共に其水赤故曰_ニ丹波_ヲは、中古に出で來りし説にて妄なり、丹波とは田庭の意にて、丹後國丹波郡より起れる地名なる事、崇神天皇六十年御紀に就きて云ふべし）桑田郡の土俗相傳へて云へらく、浮田明神の鍬を以て山を鑿_レ磐を劈_レ給_レへる其片方は、嵐山松尾にて、其片端は龜尾山是なり、其通し給_レへし水は、即ち大堰川なり、浮田明神の御在し坐す保津は、其水上の落口にて、丹波にては此を保津川と云ひて、龜山の接地なり、鍬山明神は、龜山の南十七八町矢田村に御在し坐して、即ち龜山の產土神なり」と云へり、諸、山城名迹志と云ふ書に、松尾山を一名別雷山といひ、松尾社を在_ニ別雷山下_ニといひ、別雷峯云_ニ本殿戌亥十町計山上、此所有_レ巖、此即當社神降臨所也と云へるは、上に引ける秦氏本系帳に謂はゆる日埼峯なるべし、即ち嵐山の續きなり、嵐山は大中臣定好松尾鎮座記に、山田莊荒子山と記し、顯宗天皇三年御紀に、歌荒櫟田（歌荒櫟田在_ニ山背國葛野郡）を山城志に、在_ニ大堰河之西南、即今松尾之東南地是也と見え、松尾社家系圖に、歌荒洲田、ト部伊伎氏本系帳と題_レせるなどを思ふに、此邊の山よりも及べる地名なりけり、然れば、荒子山_ヲは荒鍬山なるべき事、右に引ける請田社記を以て曉るべし、若て龜尾

山は元龜山なるを、尾は嵐山に松尾と云へるに同じ、堵、其龜山は神山ならむと所思るは、古事記に、此之阿遲鉢高日子根神者、今謂迦毛大御神者也と有りて、古大和國にて大物主神を、打任せて大神とのみ申し習ひけるより、即ち其大三輪を唯に大神オホニラと書ける、其大神オホカミに對へて神とのみ申せりしなり、其を轉じて、常に賀茂又は鴨など書く事なれども、大同類聚方に伊豆國賀茂郡を可牟郡とも書けるを以て見れば、其龜山即神山なりと云ふ說も出で来る者なり、（若て和名抄に、丹波國郡名桑田を久波太と有るも、鍬田大神の縁に由りて、鍬田といふなる可し、其鍬山神社は、矢田村と云ふに立たせ給へるが、其より十七八町北に當りて龜山と云ふ有るも、右の龜山と同じ故事に依れるなるべし、神名式に、同郡出雲神社、名神、大と有るを、一宮記に、大己貴命妻三穗津姫也と有れども、出雲と云ふ地名を負ひ給へるからは、大己貴神を主と祀りて、三穗津姫命は其前社などなるべし、續後紀に、承和十二年秋七月丙午朔辛酉、丹波國桑田郡無位出雲神奉レ授ミ從五位下、依ミ國司等解狀一也、三代實錄に、貞觀十四年十一月廿九日、授ミ丹波國從四位下出雲神從五位、元慶四年六月廿一日授ミ丹波國從四位上出雲神正四位下、日本紀略に、延喜十年八月廿三日、授ミ丹波國出雲大神正四位上二など有りて、當郡にて名神大社二座の其一に坐し、又、國の一の宮に渡らせ給ひて、右に引ける鍬山松尾二社には、神階の處分サクもなきを、右の如く御位に進ませ御在し坐ますは、其國作の時、先づ此所を本宮とし給へるには非ざるか、鍬山社記に、出雲洲大己貴神と先づ國名を冠らせ奉るを以て知るべし、神名式の内に其同郡の内にも由有る神社は、小川月神社、名神、大と有るは、其御父素戔鳴尊の亦御名なり、三縣神社は、和名抄に、何鹿郡三方郷有り、古事記水垣宮段に、櫛御方命有りて、大物主大神の御子と有り、山國神社は、出雲國能義郡

山國郷有り、故有るべし、伊達神社は五十猛命なり、大井神社は社殿に酒美豆男神、酒美豆女神二座にて、山城國松尾神社より鯉に乗りて大井川を泝らせ給ひて、此社に鎮坐す、故に此產土の人、鯉を喰へば忽ちに現罰有りと云へば、松尾大神なり、其神等を右の如く稱へ申す事は、神賀詞講義に云へるが如く、松尾社記に、其神上古に酒を釀し始め給へる古説有りて、實徵ある事なり、多吉神社は、出雲風土記に、神門郡多伎郷所造天下之御子阿陀加夜努志多伎吉比賣命坐之故云多吉トヨヒコと有り、斯れば、上に引ける鍬山社記に、大己貴神領八神ハチノミコトと有る、其八神の皆は今知るべからざれども、大山咋神を始めとして、其餘の神等の中には、右に擧げたる神にも其の列なるは、必ず御在し坐すべき事なり）右の如く、其端より究め行く時は、味耜高彦根神と申すは、出雲風土記に、出雲神戸、伊弉奈枳乃麻奈子坐熊野加夫呂乃命與五百津鉢神鉢ハタケ所取々而所造天下大穴持命二所大神等依奉、故云神戸ミムカと有るが如く、素戔鳴大神より大穴持少彦名二神に、國作の表物と爲て授け給へるを、其高彦根神も、其神鋤を取々して、御父大神の國作の御功業を輔相奉らせ給へるが故に、味耜高彦根神と申し奉れるなり、又、大山咋神と申し奉れるは、右の鍬山社記に、鑿山劈磐ハツシヤマヒツバンと有るが如く、丹波路の山を劈きて、大堰川を通して、其土を分ちて龜山荒子山を作り給ひ、終に丹波を國と成し給へる御功に依りて負ひ坐せるにて、咋は碎く義にて、食を喰と云ふも、碎きて納る意なるに同じ、然れば大山咋と申すは、生島神詞に、狹國者廣久、峻國者平久と有るに同じく、山を劈平して國土を經營給へると同じ意味なるべし、又、別雷神と申し奉るは龜尾荒子の二山を分ち給へるに依りて、分雷山の名存り、又、山城志に、賀茂山賀茂東、一名分土山、一名神山と有りて、賀茂にも同名の有るは、又其所山に緣る事なり、然れば、別雷

の別は、大山昨の昨に等しく、山を鑿ち磐を劈く山なり、雷は假字にて大土の義なるべし、伊加は俗に大なるをも、多きをも、伊加伊と云ふは、伊加伎の音便なるを思ふべきなり、右のごとく御名は三に別れたれども、其義を究むる時には、皆一事に歸めり、但し今此に云へるは、丹波國の故事一を以て云ふのみ、必ず此許の事を以て然か稱たりと思ふべからず、天下に在らるる國々に、猶斯る類なる事多かりぬべき事なり、然るは、出雲風土記に、國引坐八束臣津野命と有も、遍く天下に亘れる御名なれども、其故事とては、僅かに出雲一國の事のみ傳はれるがごとく、此も丹波一國の事のみに依れるには非ず、天下萬國に亘れる味耜高彦根神なり、大山昨神なり、別雷神なり、心狭く思ひ取る事勿れ、天孫降臨章に、味耜高彦根神、則拔^ミ其帶劔大葉刈^ミ、以研^ミ伏喪屋^ミ、此即落而爲^レ山、今在^ミ美濃國藍見川之上、喪山是也と有るなどは、一時の御怒に依る事なれども、然計り御稜威の可畏く坐す神なる者を、國作の御事に於ては、其大神の得去るまじき御業なるに非ずや、如何なる事をか成し給はざらむ（神代に湖水多かりし事は、傳八卷に云へるが如く、古信濃國は大なる湖なりしを、後に水落ちて、信濃國は出來、又、但馬一覽記と云ふ物に、其土俗に傳ふる所の古傳を載せて云はく、但馬國は、神代に諸國已に開けたるに、此國は未だ開けず、洪水逆行して民の居るべき平地もなく、五穀を殖うる田野もなければ、龍蛇惡蝎の棲處と成り、人民を害しければ、天皇彦火々出見尊聞き給ひて、大物主命、倉稻魂命、大己貴命、少彦名命、天日方命に勅命坐々して、此國へ遣はされければ、五神勅を奉じて淡路島より此國へ人民を引連れ、瀬戸濱を切開き、大河を通し給ひければ、洪水悉く流れ盡きて平土と成れり、山野を焼きて驅り給ひしかば、蛇龍は逃げ去りて害を成す事なし、此に於て、倉稻魂命百穀を播こし、民に五穀を作

る事を教へ給ひて、人民繁昌國家太平なり云々とあり、此天皇彦火々出見尊の勅命と云ふは、後に此國に來らせ給へる事を持ち込んだるにて、其と此とは別なれども、必ず其事有りしなるべし、同國二方温泉記に、上古大己貴、少彦名二神、入^ミ田道間洲、開^ミ瀬門、經營此州、又至^ミ二方國、闢^ミ此溫湯、後居^ミ朝來郡赤淵宮、終向^ミ東方三河國」と見え、神社考傳と云ふ物にも、「古天下を作り成し、大穴持命、少彦名命、但馬國に入り來坐して、瀬戸水門を切開き、此國を作り給ひ、其後竹濱に至り坐し、又二方國に在はして、顯見蒼生の病を治め給ふとて、此御湯を開基し給ひ、後に朝來郡赤淵宮に休み居坐して、終に東方三河國に至り坐しき」とも有れば、實に在りし事なるべし、和名抄に、二方郡温泉郷あり、美含郡竹野郷有り、竹濱と云ふ、と云へり、三河國寶飯郡砥鹿神社式に見えたるを、一宮記に大己貴命と云へるを、但馬國朝來郡赤淵神社に竝びて刀我石部神社有るも、二方温泉記に合へり、姓氏錄に、石邊公、大物主命男、久斯比賀多命之後也と有るも、右の一覽記に合へり、但し其天日方奇日方命は、地神本紀に都味齒八重事代主神兒と有れば、右の傳共には漏れたれども、必ず加はり給ふ事、丹波國の如くなるべし、又、大瀧光賢が取り出でて、其國最上郡の古老の傳を見たるに、古出雲國に阿古夜と申せる姫君あり、陸奥に藤といふ山内にて、終に其藤こそ吾夫と定むべきなれとて來給ひしが、置賜村山の邊に川有り、歩渡し給ふとて裾を高く上げければ、其脛白く水に移れるを、里人の見て笑ひければ、耻ぢ給へるより、耻^{カシガハ}川と云ふ名遺れり、若て室澤といふ男ありと聞く、其夫婦と成りて、或時二人下江と云ふ所に出でけるに、大水溜有りと雖も、連山相重なりて下に流るゝ事能はず、此に於て人夫を促がし、其山を切流せしが、水勢甚だ早くして、悉く流れ落ちて、唯最上の内に長泥、泥澤、蟹澤など

云ふ所に耳水残りて、大方は平地と成れり、其地今最上郡と云へる是なり、其水の流は謂はゆる最上川なり、其山を崩して流し入れたる土砂も亦國と成る、今庄内の地是なり」と云へり、右の阿古夜と云ふは、出雲風土記に見えたる阿陀加夜努志多伎吉比賣命にては坐さざるか、其ならば下照媛命也、其は攝津國比賣許曾社記に、雀宮神社、祭神二座、別雷命、飯豐命、下照媛別稱也、勸請奥州白河郡仙谷郷矣と有るは、神名式に、陸奥國白河郡飯豐比賣神社有る是なるべし、又、賀美郡飯豐神社有り、和名抄鄉名に、宇多郡飯豐有り、又會津の西北に飯豐山と云へるが有るなど、彼の國には其神跡と思しき事少からず、然れば、右の藤と云ふ者と夫婦に成れるといふ事は、土俗の訛傳にて、此別雷神と御心を戮せ御力を一にして、最上川を通して最上莊内の地を經營給へるにや、右に云へる雀宮に、二神竝び坐すを思ふべし、又、式に、田川郡湯豆佐賣神社有るは、其后伊古奈比咩命にて、其事代主命の后神に坐す事、傳九巻に云へるが如し、同郡賀茂浦といふ地名有るなどを思はゞ、必ず得て曉る所有るべし、此を以て、大山咋神、別雷神と申す御名は、廣く天下に亘りて、國作の御功用に依れる御名なる事を明らか奉るべし)然れば、其別雷と負ひ給へる御名の本縁は、右の分土の故事に本著たるにて、神名式に、山城國葛野郡松尾神社二座(竝名神、大、月次、相嘗、新嘗)と有る是なるが、此にては、其大山咋神と申す御名を以て祭りて、別雷神と申す御名は、賀茂にて祭り、山末之大主神と申すは、日吉にて祀り奉る神名と成れる者なり、同神にも如く此く社毎に御名を殊にする例は、其御祖神を、松尾にては胸形中都大神と申し、賀茂御祖神社、又、八幡にては、玉依姫命と申し、日吉にては三宮の神を本の任に、三女神と申せるが如く、同じ神に坐すも、其社々に依りて、其云ひ習はしの異なるのみにて、別なる義ある

には非らずなむ有りける、神階の御事は、續紀に、延暦三年十一月丁巳、遣兵部大輔從五位上大中臣朝臣諸魚、叙松尾乙訓二神從五位下、以遷都也と有る、此を紀略には十三年と有れども誤なり、其は同紀に、同五年十二月辛巳叙從五位下松尾神從四位下と見えたるにて灼然し、續後紀に、承和十二年五月丁未朔庚午、奉授從四位上勳二等松尾神正四位下、同十四年七月甲子朔己丑、奉授正四位下勳二等松尾大神從三位、文德天皇實錄に、仁壽二年五月丁卯朔甲戌、加山城國松尾神正二位、三代實錄に、貞觀元年正月廿七日甲申、奉授山城國正二位勳二等松尾神從一位、同八年十一月廿日、進山城國從一位勳二等松尾神階加正一位と見えたるがごとし、秦氏本系帳に、鴨上社、號別雷神、鴨下社、號御祖神也、戸上矢者大明神是也、而鴨氏人爲秦氏之聟也、秦氏爲愛聟以鴨祭讓與之、故今鴨氏爲禰宜奉祭、此其緣也と有る右の戸上矢は、同帳に所謂丹塗矢者乙訓社乎火雷神在れば、上に辨へたる如く、上に放字などぞ有りけむ、其は別に爲て、賀茂下上、松尾、共に初め秦氏に傳へて祭禮を主れりしにて、其は鳴鏑の由などに依れるなるべし、(姓氏錄山城國神別に、秦忌寸、神饒速日命之後也と有る、此や松尾社司の祖なるらむ、其丹塗矢の娶ひ給ひし玉依日咩の事を、秦氏女子と云へるは、山城風土記に、建角命娶丹波國神野神伊可古夜日女、と有る其を云へるならむか、神名式に、桑田郡、氷上郡、共に神野神社耳有て伊可古夜日女の出自詳かならず、されども、越後國磐船郡磐船神社、今も磐船と云ふ所に立たせ給へるを、其舊地は其れより一里計神野村なりと云へり、其磐船神社は、神武天皇御紀の趣を以て考ふるに、正しく饒速日命なりと思ゆるを以て、今試に云ふなり、其は

その二年御紀の傳に就きて定むべきを、少か驚かし置くものなり）右のごとく味耜高彦根神、亦の名事代主命と、松尾に坐す大山咋神と一神の說定より、その大山咋神と、賀茂に坐す別雷神と、同神の說成るに隨ひて、神名式に、山城國愛宕郡賀茂別雷神社（亦名、若雷、名神、大、月次、相嘗、新嘗）、の御事を明らか奉るべし、それは異本舊事紀に、針間室神社、味鉢高彦根大神、山代鴨上宮同神と有り、出雲大社小緣起に、山城國加茂大明神者、當社第一王子阿式大明神是也、と有るは、大己貴命の長子なる由にて、阿式は阿遲志伎を約めたるにて、出雲風土記には、その神の社多く在るを、何れにも阿受枳社と有るに同じくて、右の傳は、二十二社注式、鴨御祖神條に、大己貴神、別雷御父、玉依日咩、別雷御母に注せるにも合へる者なり、一宮記に、鴨大明神（下社、大山咋神、故號御祖、又曰糺宮、大己貴命也）賀茂大明神（號上社、大山咋神也、號別雷云々）と見え、二十二社傳に加茂大山咋神（松尾日吉御同體）と有るを、賀茂下上吉懷記に、上社事代主命と見えたる、彼此考へ合はすべし、猶元暦奏上記に、自三神代一所鎮、上社事代主命、下社大己貴命而已、故有三別嚴土山之名也と有て其下に顯言則上社事代主命、下社大己貴命而已と打返して復云へるは、殊に其奥祕を顯はし示さんとの意用ひなり、其有三別嚴土山之名也とは、上に云る如く、大己貴神、大山咋神はしも、丹波國の水を決り、山を鑿ち、岩を劈り、川を通して、國作給ひし御跡、詳かに傳はれるを云ふなり、松尾に別雷山あり、又、山城志に、賀茂山在上賀茂東、一名分土山、又神山と有るなど、思ひ合はすべし、若れば別雷神と申す御名は、分土の意にて、味鉢を以て國土を作らせ給へる由なれば、山城風土記、秦氏本系帳、本朝文集などの諸書に、丹塗矢の美男に化りて玉依日咩に令レ生たる、謂はゆる山本坐天神御子片山御子神を、別雷神と

云へるは、其事跡の雷に似著はしきより混れたりし傳なり、又此一書に在レ背曰「稚雷」など云ひて、大忌々し不須也凶目醜めき汚穢き黄泉神と成したるなどは、甚々可畏き御事なりかし（此一段は、唯要と有る所のみを撮りて云へる耳なり、已に神賀詞講義に、山城風土記以下の諸書を引きて論へれども、此に然計りの事を云ひたらむには、餘に煩らはしく成るが故に、多くは漏らしつ、猶寶劍出現章第六、一書以下、其註す事の有りたらむ時々に云ふければ、先づ此にて豫め心得置くべき者なり）神階の御事は、續紀に、延暦三年十一月丁巳、遣近衛中將正四位上紀朝臣松守、叙賀茂下上二社從二位、以遷都也、帝王編年記、延暦三年條に、是歲賀茂下上社奉レ授三從一位など有り、然るに日本紀略に、延暦十三年十月、鴨神、松尾神加レ階、以遷都也と有るは如何、其は同書に、大同二年五月戊子、是日、賀茂御祖神、別雷神、奉レ授三正一位と有て、其間に加へ奉らるべき階無ければなり、編年記に其同じ事を、大同二年丁亥五月、從一位賀茂兩所大神、奉レ授三正一位と有る、從一位は延暦三年に奉レ授らせ給へるを云ふなる事知るべし、如此く天下の諸社に越えて、甚く神階の尊く御在し坐す御事は、掛まくも恐き玉敷平安宮に現御神と天下所知食す皇御孫尊の近き大御守護神に坐すが故なり（但し元暦奏上記に、右の如く古傳を記しながら、賀茂別雷皇大神宮、上社四座、中所祭正哉吾勝々速日天忍穗耳尊、左高皇產靈尊、右武祇命、後事代主命也と有るは、事代主神を本社にして三神は其前神に渡らせ給ふ事、已に神壽詞講義に云へるが如し、其本大和國葛木鴨逢日村より、其前神三柱は、欽明天皇四月廿八日中酉に移り坐し、由云へり、神名式に、葛上郡高鴨阿治須岐託彥根命神社四座（茲名神大、月次、相嘗、新嘗）と見えたる、此れ即ち逢日村の社なるべき事、山城國風土記に建角身命と云ふは誤なれども、宿坐

大倭葛木山之峯^{タケミカツチノマツシマツ}云々と有る是なり、今高天山と云へる高天彦神と申す神名も有りて、舊くは有れども、高天は高鴨の切りて地名と成れるなり)其御祖神の御事は、神名式に、其賀茂別雷神社を擧げたる次に、賀茂御祖神社二座(竝名神大、月次、相嘗、新嘗)と出でたる是なり、此を下社と申す、續紀以下の大御正史に、賀茂下上社と有りて、其御社を申す時は、御祖神社重き故に、下社上社と云ふ順次なれども、式には上に別雷神社と御名を擧げて、次に御祖神社と見えたれば、別雷神の御祖に坐す事、申すも更なり、元暦奏上記に、自三神代所^{ミサカノ}鎮上社事代主命、下社大己貴命而已と有れども、其は后神の御事故に、二座と有る其主たる一神を擧げたるにこそ有りけれ、實には其別雷神の御母神を殊に齋奉れるより起りたる社號なる事、御祖神社と申し奉るにて知るべし、二十二社注式に御祖神、玉依日咩(別雷御母)大己貴神(別雷御父)と有りて、御母神を先にし、御父神を後にするは、當社に就きての定なるを思ふべし、下に引ける鴨氏人記には、姫大神と見えたり、其姫大神と申すは、八幡にて比賣神を然か申す御事にて、其を神社本記石清水條に、中應神天皇、東神功皇后、西三女神と有りて、下に玉依姫(三女神)と見え、近江國武佐八幡宮社傳に、田心姫命、瀛津島姫命、市杵島姫命、此三神號^ミ玉依姫命と有りて、其三神を併せたる御名なり、神佛冥應編に、中宮大己貴命、下賀茂宮、宗像姫神也と有る、此にては別社の如くなれども、御祖神社は南向にて、東方玉依姫命、西方大己貴命に坐せば、上賀茂宮味耜高彥根神と有るより對へ云ふ時は、實に中下の順次と云ふべし(神社啓蒙御祖皇大神條に、玉依姫非^ミ高皇產靈并海童女、別有^ミ一神^ニと云へるは、建角身命の女玉依日賣命、豐玉彥神の女玉依姫命と有る其には非^ミ、別神なりと云るなり、然るを、古來の識者、山城風土記等の書を生讀^{ナマリ}に讀みて、彼火雷神

の娶ひて令^レ生給へる山本坐天神御子、謂はゆる片山御子神の御祖多々須玉依媛命の御社と思へるは、上社の別雷神を、眞の雷神のごとく心得たるからの思ひ違へにて、其れは神名式なる三井神社(名神大、月次、新嘗)と出でたる其の祭神なることを、得知らぬ故^シなめり、然れば、此の御祖神を宗像姫神と云ふより外の説は、一として取るべきものなしと知るべし)然るに、元暦奏上記に、鴨御祖皇太神宮三座、中所^ミ祭兒神素戔鳴尊、左神皇產靈尊、右大己貴命也と見え、賀茂下上吉懷記も、右のごとくなれども、兒神素戔鳴尊は、出雲井於神社(大、月次、相嘗、新嘗)に坐す事、上に註せれば、此に除くべし、次に神皇產靈尊は、古事記に神產巢日御祖命と有れば、味耜高彥根神の御祖神と、寔に式文に合へる者なり、然るを、鴨氏人記には、本宮神倭磐余彥天皇、姫大神、高皇產靈尊、客御前大己貴命と有りて、本宮と客御前とは、東西に竝びたる神殿二所の事なれば、式文に二座と有るに違はざれども、其神武天皇、高皇產靈尊二柱の御事は、古書に且ても所^シ見ざる所なり、且つ高皇產靈尊は上社に坐す由、元暦奏上記に所見たれば、神皇產靈尊にても有らむか、其神武天皇の御事は、御母を御祖と云ふ其を^{ミタヤ}皇祖の事と思ひて、強ちに祭り始めたるならむも知るべからざれども、今は公よりも然る御會釋にて、實に齋き奉らるゝ由なり、(或書に、西方神武天皇也、東方五十鈴姫也と有れども、恐らくは後人の説なるべし、吉懷記に、若宮在^ミ本殿西瑞垣内、東事代主命、中瓊々杵尊、西神日本磐余彥尊と見え、又一説に、中綏靖天皇、東五十鈴媛命、西神武天皇荒魂と有り、若し本殿に神武天皇の坐々さば、此に其荒魂の坐す事、實に然こそ有りぬべけれど所思る事なりかし)神階の事、又凡ての事、別雷神社と同

じければ、上に譲りて今云ふに及ばず、堵、此は賀茂兩所大神の御傳を、殊更に記せるめきて、如何にぞや思ふらむ人も有るなめども、此御紀にも、古事記にも、此別雷大神をしも、八色雷公の列に出せる僻事の見ゆるが、餘りに可畏く思ゆる任に、其を唯辨へてのみ有るべき事なれども、其にても猶盡さるが上に、其別雷大神を、又丹塗矢の御子と云ふ傳の混れもありて、今茲に別雷神と申すは、分土神と申す事にて、正實は味耜高彦根神亦の名事代主命に渡らせ給ふ事を知らせ^{ナシ}、且は皇御孫尊の近守神と齋かれさせ御在し坐す大神等の御事跡の詳かならざるが心苦しくてなむ（但し此は別雷又若雷と申す所由を明し、八色雷公などに然る名のなき由を辨へむとの事にこそ有りければ、其本傳は、瑞珠盟約章なる三女神の下、寶鏡出現章なる大己貴神の條、其第六、一書なる事代主神の所に云ふべければ、此も上に云へる土雷の類にして、八色雷公亦の名泉津醜女八人等を、摠べて云ふ稱と通えたり、上に于レ時間也と有るを合せ考ふるに、黒雷は闇雷^{クライカツチ}にて、闇鬼^{クライオニ}と云はむが如し、然るは、鬼物は元來黄泉國を本處とする者なる故に、此國土に於て妖を爲すにも、闇味^{クライ}所に在りて物爲る者なれば、寔に黒雷とも云ふべき者なるなり、拾遺和歌集歌に、「陸奥の安達原の黒塚に、鬼隠れりと云ふは眞事か」と詠めるは、鬼の隠れ柄ふ塚なる故に、黒塚とは云ふにや、然れば、鬼の闇味に屬ける謂に依れる名なるべし（列子註に、疑心生^{クライ}闇鬼^{クライ}と云へり、此は中古に心の鬼と云ふ諺あり、我身の惡事を未だ人は知らざれども、我心より思ひ成して、人の知りたるらむと思ひ疑ふ類なれども、闇鬼と云ふ字は、元來鬼魅の闇味の中に在るを以て作れる字なるべし、又、俱舍事苑と云ふ物に、黒闇天女、一名黒耳女、世云^ク貧

乏神^ク是矣と有るなども、黒鬼の類にして、皆八色雷公などの事なるべし）○在手曰^ク山雷、在足上^ク野雷^トと有れども、古事記には此二つ共になし、此山雷野雷、共に雷宇伊加豆知とは訓まず、唯豆知と訓み來れるは、山雷は大山祇神、野雷は野槌神の御名なるを、如何してか混れ入りは入りたれども、猶本の唱の亡^{ホロビハ}竟てざるになむ有りける、釋祕訓に、私記曰、問、何故此二雷の讀與^ク上六雷^ト異哉、答、佗處又引^ク此文云^ク山槌野槌^ト、故今尋^ク本又讀^ク山槌野槌^ト也、先師說又同^ク之と見えたれば、佗處に此文を引けるには、山槌野槌とも書けりしなりけり、故、其に依りて豆知と訓むなり、此を以て上に云へるが如く、右の八色雷公の名共は、悉く古傳には非ざる事を曉りねかし（右の尋^ク本は、刻本には異本と有れども、上文に合はざれば、一本に依りて引けり、堵、私記の右の續きに、公望私記曰、案、假令佗處有^ク山槌野槌之號^ト、上既云^ク八色雷公、何故此二雷與^ク六雷^ト別讀乎と云へるは、八色雷公の員の中なれば、實に然か訓むべしといへども、此を真名と僻心得せる說にて、信ひ難かり、通證に、此山雷野雷を、山中鳴神、野外鳴神也、と註せる或說は何事ぞや、山中にも、野外にても、雷に何ぞ異なる事の有らむ甚々妄なる說共なり）寶鏡開始章第二、一書に、使^ク山雷者採^ク五百箇眞坂樹八十玉籤^ト、野槌者採^ク五百箇野薦八十玉籤^トと有るは右の祕訓に、佗處又引^ク此文云^ク山槌野槌^トと有るは此なる可ければ、右の山雷を山槌とも書き、野槌を野雷とも書ける本も有りしなるべし、口訣に、山雷山祇也、野槌野祇也と云へる、信に然る言なり、神武天皇御紀顯齋條に、薪名爲^ク嚴山雷、草名爲^ク嚴野椎^トと有るからは、大山祇神、野槌神二神に坐す事、更に疑無かる可き者なり、然るを、忌々しき哉、其山雷野雷と申し奉る神名を以て、八色雷公など云へる泉國の鬼類の名と推し當てたるは、何云ふ禍言ぞ、假令古人にも在れ、

其罪去り所なかるべき者なり、記傳五に、都美と都知と同意にて、知は持なるべし」と云はれたるが如く、山津見は山都知に同じく、野槌は野津見と云はむも、違へるには非ざるなり、倣、此は古き讀法に従ひて、山雷野雷等の雷字、豆知と訓むべし) ○在_ミ陰上曰_ミ裂雷は、古事記にも於_レ陰者拆雷居と有り、何れも然は有るまじき傳なる事、上に辨へたるが如し、其裂雷神と申すは、傳九に引ける神代系圖傳に、神樂岡明神者雷神也、號_ミ裂雷神、是吉田之地主神也、此岡有_ミ八雷神之垂跡、八方堆_レ土以祭_レ之、延喜式載_ミ霹靂神坐_ミ山城國愛宕郡神樂岡西北者是也と見えたる是にて、第七_レ書に、斬_ミ軒遇突智_ミ爲_ミ三段_レ其一段是爲_ミ雷神と見えたる、其雷神の亦の名なれば、此なる八色雷公の中などに入り給ふべき神には坐さざること、申すも更なる御事なり(但し系圖傳に、此岡有_ミ八雷神之垂跡、八方堆_レ土以祭_レ之と有るは、ト家の説なるが、此れは古事記の八雷神より延きて然る祭り方を物するにも有るべし、文德天皇實錄に、仁壽元年八月庚子朔壬寅、授_ミ山城國掘雷冰都久雷湯豆波和氣神從五位下_レと有る此なるが、其は裂雷神を三柱に分けて祭れる者なれば、八雷など計ふる程は坐さざりき) ○右の如く雷名八を合はせて八色雷公に充てたる者から、大雷神、火雷神、稚雷神、山雷神、野雷神、裂雷神、併せて六柱は甚も尊き大神等に坐々して、中々に彼不須_{ナシコノ}也凶目汚穢_{ハルカ}黃泉神などの類には非ず、夏_ミ殊なる神等に坐せれば、右の中に唯土雷と黒雷の二つ耳ぞ、彼黃泉神には當れるを、其も其一々の名には非ず、或は土中に栖み、又は闇夜に活けるなどの事に依りて、竝てを此方より稱けたる名にこそ有りけれ、何れを其と別つべからぬを、八色雷公の名を八に刻みて、此方に彼方に成り出でたる状に配てたるなむ、中世人の杜撰にして、一として信しからぬ事右に辨へたるが如し、古事記には、右の山雷野雷の二つは無くし

て、於_ミ左足_レ者鳴雷居、於_ミ右足_レ者伏雷居と有れども、此にも亦辨ある事なり、其は次に註すべし、(此には其成れる所を一に首、二に胸、三に腹、四に背、五に尻、六に手、七に足、八に陰なるを、彼記には、先なる迦具土神の御骸より、山津見神の成り坐せる傳に、等しく、一に頭、二に胸、三に腹、四に背、五に左手、六に右手、七に左足、八に右足にて、前後二度共に同じきは、却つて疑ありと云ふべし、何にしても、此の八雷の事に至りては、紀記共に正しき古傳には非ずかし) 其鳴雷神と申すは、正しき神に御在して、然る八色雷公の如き禍物には非ず、神名式に、主水司坐神一座、鳴雷神社と有るは、中臣遠祖天忍雲根命なるべし、其は大和國添上郡鳴雷神社(大、月次、新嘗)と有るを、四時祭式二月祭條に、鳴雷神祭一座(十一月准_レ此、坐_ミ大和國添上郡)云々、右差_ミ中臣一人_レ供_レ祭と有るも、其氏人を以て差遣はさるゝなるべし、皇太神宮儀式帳に、琴御占の事見えたるを、同宮年中行事(六月十五日條)に其事を記せる、其奉_レ降_レ神詞に、阿波利矢遊波須度萬宇佐奴阿佐久良仁、天津神、國津神、於利萬志萬世、云々、奈留伊賀津千毛、於利萬志萬世云々と見えたる、奈留伊賀津千を、彼雷神としては、御占に何の縁もなき神なり、況て彼八雷神の群ならむには、猶更に斯る齋場にも招くべくも非ざれば、其御占に就きて招ぎ奉る神なれば、天兒屋命などこそ似著はしくも有らめと思へども、其にて此は濟むにても有るべけれども、右の二社の故實に合はざれば、天忍雲根命と見るより外有るべからざる者なり(又、此御占に奈留伊賀津千と申すは、神功皇后御紀に、中臣烏賊津使主爲_ミ審神者_ミと見え、姓氏錄に、津島直、天兒屋命十四世之孫、雷大臣命之孫也と有るを、神名式に、對馬國下縣郡雷命神社も見えたれば、其かとも思ひしかども、其烏賊津使主を、鳴雷神など云ふべきに非ざれば、其も猶然には非ざ

る者なりけり) 僕、其主水司は、職員令に、掌漿水餌粥及水室事と見えたるが如く水を主る職掌なれば、其司に祭る神、豈佗神にて坐々さむや、必水取の事に由有る神なる事著明し、中臣壽詞に、中臣乃遠都祖天兒屋根命、皇御孫尊乃御前爾奉仕氏、天忍雲根神遠、天乃二上仁奉上豆、神漏岐神漏美命乃前仁受給波理申仁、皇御孫等乃御膳都水波、宇都志國乃水仁、天都水遠加氏奉卒止申世止、事教給志仁依豆、天忍雲根神、天浮雲仁乘豆、天乃二上仁上坐豆、神漏岐神漏美命乃前仁申世波、天乃玉櫛遠事依奉豆、此玉櫛遠刺立豆、自夕日至朝日照萬豆、天都詔戶乃太詔刀言遠以豆告禮、如此宣波、麻知波弱堇仁、山都五百簞生出牟、自其下天八井出牟、此遠持天天都水止所聞食止事依奉支と見え、其天忍雲根命と申す忍雲は、天壓神など申せるに同じ意にて、壓雲王命と申す御名なれば、雷神の天雲を壓踏みて、鳴動めき給ふ狀の如く、天八重雲を稜威の道別に道別て、其主水の事に、右の如く仕へ奉り給ひしかば、鳴雷神と御名に負はせ給ふべき者なるはや、(但し大同本記の趣にては、天村雲命、其水取の事に仕へ奉られし由なれども、熟事の狀を思ふに、實は二神相共に上り坐しゝなるべきが、天忍雲根命は、皇御孫尊の御水に仕へ奉りて、主水司に鳴雷神社と祀はれ給ひ、天村雲命は、皇太御神の御水に仕へ奉りて、忍穗井を司りて、神宮なる御井社に鎮まり坐す其氏に屬たる職と聞のれば中臣氏などなるかと思ふに、姓氏錄左京神別に、水取連、饒速日命六世孫、伊香我色乎命之後也と見え、右京神別なる水取連も、右に同じ、然れども、此氏は水取の事には更に由なき事なるに、斯るは如何といふに、左京神別に、氷宿禰、石上同祖と有り、河内國神別に、氷連、石上朝臣同祖、饒速日命十世孫、伊已灯宿

禰之後也と有れば、元は氷室の事に仕へ奉れるが、如何にしてか水取の事に仕へ奉り始めてより終に其家業とは成りぬるなめれども、決めて神世よりの古儀には非ざるべし、職員令に、主水司、掌氷室事といひ、又、氷部四十人、又、氷戸など有るを考ふべし、然れば、此水取連の事に就きて、其鳴雷神の義は採り難き者なり、僕、有の主水司坐を、玉海承安四年條に、主水司社と有るも、其司に屬きたる神にて、霹靂神には坐ざざる證と謂ひつべし、又、八雷神などの群にては、本より非ざる事、いふも更なる事なり) 右の鳴雷神社とは別神にて、又、神名式に、大和國高市郡氣吹^{イカツナ}雷響^{イカツナ}雷吉野大國柄御魂神社二座(竝名神、大、月次、新嘗) 有り、三代實錄に、貞觀元年七月五日戊午、大和國從五位下氣吹雷神、從五位下響雷神竝列^ニ官社と有る是なり、其響雷神は傳九に註せる如く、天鳴雷神に坐せば、實の雷神に坐せるなり、鳴神を萬葉七(三十六丁) に、天雲、近光而、響神之と書ける例も有れば、響雷神は鳴雷と書くも同じ義なるを曉るべし、右の如く主水司社并大和國添上郡の鳴雷神は水取神に坐し、此の響雷神は天雷神に渡らせ給へば、此より外に鳴雷神と云ふ神は有べからず、況て八雷神など云へる泉中の鬼などに、然る尊き神名を負はずべくも非ざれば、此は古事記の方の誤なる者なり、(同記に并八雷神成居と有る成居は、鳴居の字を書き違れるにて、其八色雷公の呻吟居たる由、已に云へるが如し、斯る事も有るが故に、中古の人等、何の辨もなく、天上の雷神と同じく心得誤りて、八雷神に各々其々に名を配たる者なるべし) ○又、古事記に於^ニ右足^ヲ者伏雷居と有るは、此も上なる土雷黒雷などの如く、八色雷公などの總稱なるべし、此文に是時雷等皆起追來と有るを對へ見れば、彼が伏居屈り伺へりし狀知らる、僕、伏雷は記傳の訓に依りて、布斯伊加豆智と訓むべし、常に伏猪^{フスギ}伏鹿^{フスシカ}など用言に云ふ

は、立ちたる者の邂逅に臥せるなるを、鬼物に右の如く伏雷フシイカナと云ふは、祝詞に踰夫留物と云へるが如く、常に隠るひて顯はに見えざる者なれば、伏は其持前の事なる故に、信に體言に布斯とは謂ひべき所なるなり、（萬葉十に、左小牡鹿之、朝伏小野之、草若美、隱不得而於人所知名と有るが如く、伏は屈より隠らぶ山に依りて云ふ稱なるなり）寶鏡開始章なる素戔鳴尊の御荒びの中に、秋則放其班馬使伏田中と有るも、馬を田中に伏せ置きて、人の入れば、起立ちて驚かさむ料なるに等しく、浮遊浪鬼の其舍宅無きが故に、或は塚墓に依り、或は叢林に止まり、又は土中、又は巖穴に隠ろひ居乍も、踰び荒ぶる者なれば、伏雷と云ふ名も有りける者なり、景行天皇御紀に、山有邪神、郊有姦鬼、遮衛塞徑多令苦レ人と云へる遮又塞と云ふは、古の妖物の伏し居て、害を爲せる者なるなり、（兵家に伏兵と云ふも、右の如くなるなり、或書に、使卒伍伏山野以襲敵曰覆兵と有る是なり、鬼物の形を隠して妖を爲すも、亦如レ此なり）○胸は、記傳五（八十一丁）に、「身根の意か、古言に身を牟と多く云へり」と有るは、然る説なり、何を以て身根と云ふぞならば、心神の所在なればなり、大同類聚方に、甫唱囉波、無禱知武差乃奈伽母仁阿剝天、云々、奈訶吳袁弘差无、報乃解乃泥衢撥讐望と見えたるが如く、其心藏の其に在りて、中心を收むる所なれば、信に一身の中に在りて、根基と云ふは此なれば、身根とは謂ひべき理なる所なり、又、牟奈訶美、又、牟奈ナカミ倭介ナカミなど云ふ語も見えたる、萬葉三（五十六丁）に、曾許念爾、胸已所痛、八（五十二丁）に、許己念者、胸許曾痛と有るは、心を痛めと云ふに同じく、十三（九十丁）に、念戸鴨、胸不安、又（三十丁）戀鴨、胸之病有など云へるは、心不安、又、心之病有と云はむが如し、其心はしも、一身の君主たる者にし有りければ、其所在を以て身根とは云ふなり、（通

證に、胸群骨也と云へるなどは、深くも考へざる説と云ふべし、漢字にても、胸を心、胸下を心下、恵慳ハナサワギを千字文に心動と書くに依りて、古事記に八拳須至于心前とは書かれたり）○腹は、記傳に廣の意にて、原平なども同じ義なり」といはれたるが如く、身體の中に取りて、平坦なる處は是なればなり、次なる背を、古事記（御宇氣比段）に曾毘良と有るも背に在る腹の義なり、和名抄に、腹（和名波良）所以容累五藏之者也、又、脊（和名世奈加）背也と有り、此には曾毘良とは無けれども、御紀に背を然か訓ませたるからは古言なり、記傳七（三十七丁）に、「曾毘良は背平なり」と、上なる腹と同じ義に説かれたる、信に然る言なり、（名義抄に、背子を宇志呂とも、曾牟久とも、世奈加とも、世とも、様々に訓める中に、鎮火祭詞に妹背と有るを始めとして、萬葉にも多し、其一卷に、背齒告目など有る如くるを、又、曾と訓む事常也、其下に背友之大御門爾、二に、背友乃國之眞木立、不破山越而、三に、背向、六に、背上などはれなり、然れば正しくは背腹と云ふべきを、曾毘良と轉じ云ふ事、灼き者なり）○尻を、釋祕訓に加久禮と訓み、天孫降臨章第一書に、口尻明耀と有るをも然か訓みて、尻字御讀不可讀レ之と有るがごとく、天皇尊の大御前にて読み奉るには、志理と云事を憚り奉りて、加久禮と言を換へて申せるなり、今も婦人の陰門を隱處と云へる類の言禁、數へ知れず多在る是なり（又、陰門を情處と云ふも、其名を顯はに云ふ事を憚りて、其名を避くる山にて、名避所の義なり、屎まる所は、家の中にも尤も穢き所なるを以て、公にては御清所とか唱へさせ給ふめるを、下方にてや川屋と云も、皆其反語を用ふるなり、如レ此く神の御上をすらに、尻を憚りて加久禮と申す故實なるは然る物にて、朝廷にては大祀の御時、神宮にては平生に忌詞の御定有て被用る事、實に清々しき大御風儀になむ）

右安政三年正月十九日始之二月八日終之

日本書紀傳 十一之卷

穗 積 重 脳謹撰

神代上第十一 四神出生章

一書曰。伊弉諾尊追至伊弉冉尊所在處。便語之曰。悲汝故來。
答曰。族也勿看吾矣。伊弉諾尊不從。猶看之。故伊弉冉尊耻。
恨之曰。汝已見我情。我復見汝。情時。伊弉諾尊亦慙焉。
將出返于時。不直默歸而盟之曰。族離。又曰。不負於族。乃因。
所睡之神號曰速玉之男。次掃之神號泉津事解之男。凡一神矣。
及其與妹相鬪於泉平坂也。伊弉諾尊曰。始爲族悲及思哀者。是。
吾之怯矣。時。泉守道者白云。有言矣。曰。吾與汝已生國矣。
奈何更求生乎。吾則當留此國不可共去。是時。菊理媛神亦有白。

事。伊弉諾尊聞而善之。乃散去矣。

此一書はしも第六、一書、第九、一書等とは異にて、黄泉國に伊弉諾尊の顯御身ながら往坐せる明文有り、又膾沸蟲流、或は脹滿大高上有三八色雷公と云ふなどの混れたる事も難らずして簡易なるが如くなれども、繫要として缺くべからざる傳耳多在るが故に、二神の絶妻之誓を建てさせ給ひて、上下より此顯國を保有たせ給へる所由も知られて、實に幽深き致有る傳なる事、次々説行くを以て曉るべし、予が心には黄泉國の正實の如しく正しく整ほれる古傳は、此を除きて外に又有るまじく所思えたり（但し泉津醜女に追はれ坐し事、又其を追却し給へる件々の事共の無き耳ぞ事は缺けたるとも見ゆめれども、其は已に佗傳に在る事なれば、煩らはしく載せられずても有りぬ可ければ、其も亦尤むべきには非す）但し于時不直黙歸而盟之曰云々は、傳八に已に云へる如く、第六、一書に便以三千人所レ引磐石塞三其坂路與伊弉諾尊相向立而遂建絶妻之誓と有る其時の御事なるを、此を直に伊弉諾尊の所在處にての御事と爲す守道者と有るは第六、一書に見えたる泉門塞大神に坐し、菊理媛命は岐神に坐す事下に註すが如し、然れば佗傳共とは異なる傳の如く見ゆめる物から、其説を逐ひて究むる時は更に異説には非すして、其同じ趣に歸て、竟には斯る事共の有る耳其委しきを添ふる者なり（右の件々は、殊に此傳の眼目と有る所なる故に、先づ此にて少か云へる者なり、右の次第に至りては、古史徵などにも猶論ひ盡さる所なり）其御身滌の傳に至りては殊更に愛たし、橋之小門より

は以前に栗門及速吸名門に至坐し、次序又妙なり、又其時に成坐せる神等を皆がらに吹生と有るなどは猶更なる御事なり、殊に古事記及第六、一書等に、然後洗左眼因以生神號曰天照太神、復洗右眼因以生神號曰月讀尊、復洗鼻因以生神號曰素戔鳴尊、凡三神矣と云ふ傳へは有れども、其にては事實に取りて甚しき相違も有る事なるを、此の傳に其事の無きは、正書にある如く伊弉諾尊伊弉册尊二神の遷合して生成し奉らせ給へる傳の續きなる事、云はずして自然灼然き者なり、然計り尊き珍子神等の御生坐せるならむには、何は置ても其御名を擧げ奉るべき御事なるに、然は無きこそ御身滌に依りて成り坐せる神等には坐ざる故なりけれ、已に皇太神の荒魂和魂の御事は、出水吹生大直日神、又出吹生大綾津日神と詳かに出でたるに、其御本體と坐して天地の間に二無く大坐々す太御神をしも、吹生大地海原之諸神矣といふ中などに押捺め奉るべきに非ざりける者をや、是等の事共の佗傳には甚く異なりける事は、其は其、此は此にして、傍に邊列ぶ所なく、古傳の有の任に任せたる者なるにて、實に有るが中に獨立て正しき傳と云ふは此傳なる者なり（若て皇太神などは此に已に以前に御生坐して、高天原を所知食し初てより遙に後に其荒魂和魂の御生坐せるは、傳八卷に已に云へるが如く、此顯國に幸ひ給はむ御事にて、此も亦妙なる旨ある事になむ有りける）○追至伊弉諾尊所在處は、第六、一書に然後伊弉諾尊追伊弉諾尊入於黄泉と見えたる是なり、此にては唯所在處と耳有るが故に、何れの處とも知られざる如くなれども、此に照し應せて下に泉平坂と云ひ、神名には泉津事解之男又は泉守道者と見え、當留此國不可共去と有る此國は、伊弉諾尊の所在す國處にて其黄泉國なる事、次に但親見泉國此既不祥と有るにて更に言を加ふべき所なき者なりかし（斯れば第九、一書に欲見其妹乃到三殯殿

之處」と云へるなどは、誰が杜撰にか有りけむ、甚々妄なる事を記し傳へて、後人を欺きたる罪去り所なしとも謂ひつべき事なるに非ずや、況て第六、一書の本文に入混ひたる或所謂泉津平坂者不^ミ復別有^ニ處所^一但臨^レ死氣絕之際是之謂歟と云ふ文などは、殊に神典を祠奉る者をして、惑を生さ令る妖言の極なる者なり)所在處は、麻志麻須處と訓べし、堵、此所在處と云ふは、泉國に坐す伊弉冊尊の御所を申すなり、古事記に於^レ是欲^レ相^ミ見其妹伊邪那美命^一追^ミ黃泉國^一爾自^ミ殿騰戸^一出向之云々如此自而還^ミ入其殿内^一と見えたる殿即伊弉冊尊の所在處を云ふなり、是鎮火祭詞に謂ゆる吾波下津國乎所知牟止申氏石隱給氏と有るより後の御在所なる者なり(何を以て此に御所^トと云ふぞならば、天孫降臨章なる天稚彦が雉を射つる矢の至^ミ高皇產靈尊之座前^也)と有るは、其所在處に至れるなるを、古事記には御所^トと有り、又同記八十神段に可^レ參^ミ向須佐之男命所^レ坐之根堅洲國^一と有るも其所在處を云ふなるを、次に參^ミ到須佐之男命之御所^一と有るを以て云なり)○悲^レ汝は、下に伊弉諾尊曰、始爲^レ族悲及思哀者、是吾之怪矣と有り、古事記に伊邪那岐命語詔之、愛我那邇妹命、吾與^レ汝所^レ作之國未^ニ作竟^一故可^レ還と見えたる是即悲^レ汝故來と云ふに當れる所なり、堵此に悲^レ汝と宣へるは、八洲起元章に二神相共に溝合爲給はむとて、憲^{アシカシ}哉父は姫哉^{アシカシ}と宣ひ交して、善はしく親び御在し坐しを、御麻奈弟子に火產靈神を生給へるに事起りて、去敢ぬ御事に依りて伊弉冊尊は下津國を統御すべき幽契有りて往坐^ミかば、伊弉諾尊御匍匐坐して哭泣^{ナキナサ}流涕^{カナシ}ませ給へりけり、然計り善はしき御中間に御在し坐し^{ユエヨシ}を、其片方は坐々^ミ成しかば、現心も御在し坐さぬ狀なる御歎き有りし事に起れば、悲は心無なるべき事、傳八流涕の下に且々註せるが如し(萬葉六に、丈夫之情者梨荷、手弱女乃念多和美手、十に、丈夫之心者無而云々、奈積而

有南など、又は五に、奈具佐牟留心波奈之爾云々、禱能尾志奈可由、十七、隱居而念奈氣加比奈具佐牟流許己呂波奈之爾と有るなる心無^{コロナシ}と云ふべき例共なり、心を加と云ふは、中心を那加恭と云るが如し)堵、人を憐ぐみ愛くしむ事に云ふは、多くは男女の中に云ひ、親子の間に多く云へるは、其愛憐く最愛^{イトホ}しむ物に對ひては、我にも非ぬが如く現心も無き有狀に成る者なれば多く云ふ事なり、萬葉十四(四丁)に、麻可奈思美奴良久波思家久、又(六丁)、麻可奈思美佐禱爾和波山久、又(二十丁)、麻可奈思美奴禮婆許登爾豆など有るは、男女の間に云へるなり、又(九丁)、曾能可奈之伎乎刀爾多氏米也母、又(十九丁)、可奈之伎我古麻波多具等毛、又(三十一丁)、比毛登久毛能可、加奈思家乎於吉氏と有るは、女より男を云ひて、可奈之伎と云ひて其稱なるが如し、又(三十二丁)、伊等能伎提、可奈思家世呂爾、又(同丁)、加奈之伎世呂我、和賀利可欲波牟とも見ゆ、世呂は妖^{セラ}等なり、又(二十二丁)、可奈之伊毛我、多麻久良波奈禮、又(三十六丁)、可奈思伊毛乎、伊都知由可米等、二十(四十二丁)に、可奈之伊毛我、多麻久良波奈禮、阿夜爾可奈之毛と有るなどは、男より女を云ふなり、又十四(三丁)に、伊奈乎可母、可奈思吉兒呂我、又(三十丁)、比登乃兒乃、可奈思家之太波、又(三十四丁)、可奈之家兒呂乎、於毛比須吾佐牟とも有り、兒呂は兒^{コラ}等にて女を云ふなり、又十八(二十五丁)に、父母乎見波多布刀久、妻子見波可奈之久米具之、二十(三十六丁)に、安佐刀壘乃可奈之伎吾子と有るなどは、妻にも子にも可奈之と云へるなり(古今集に、「陸奥は何所は有れど鹽竈の浦傍^ミ船の綱手悲しも」など有る、此等は其面白き方に就て其反の哀しき勅撰集に、「世中は常にも欲得^{タマ}な波際傍^ミ海人の小船の綱手悲しも」など有る、此等は其面白き方に就て其反の哀しき情に轉ろ^{シテ}活かせて云るなり、傳八卷にも已に引ける淮南子註に、哀猶^レ愛也と見え、字書に哀^ミ憐^ミ也と有るを思ふべ

し)右は物を愛づるより云ふなるを、其反に哀傷の義に云ふにて、此は常に意し悲しと云へる是なり、其も物を深く愛づる意より、其事に違へば又愁ふる事も其と同じ状に深在るにて、然しも其意味に於ても異りもなき事と見えたり、第六一書に哭泣流涕焉ナキイサナカナシタマズとある是なり、天孫降臨章に天稚彦之妻下照姫哭泣悲哀云々而、八日八夜啼泣悲歌など見え歌には仁德天皇御紀に伊枳羅辛苦、虚々呂破望闇耐、伊斗羅辛苦、虚々呂破望闇耐、望苦弊破云々、須惠弊破云々、曾虚耳於望比伽那志鶴苦と有るも、悲哀の意なるなり、續紀第五十一詔に、恨加母悲加母云々、日月累往麻爾々々悲事之彌可起加母と有るは、藤原永手大臣の薨給ひし時の事なり、萬葉三(五十九丁)に、常有之咲比振麻比彌日異更經見者悲呂可聞と有るも、挽歌なれば右に同じ、十二(三十三丁)に、草枕客之悲有苗爾云々、二十(十九丁)に、都麻和可禮可奈之久安里家牟など有るを始として、數知れず多在り、諸如此く其愛づるにも哀しふにも同じく加那斯と云ふは、皆其心を奪はれて我にも非ざる意にて、其本一なる者なりけり(凡て愛たく憐ほしき事に云へるは、總て身に染て然思ゆる事共は、其反なる悲哀しき事と然しも差異も無き者なるを思ふべきなり)○族也は、宇我邏耶と訓來れり、斯る所に耶といふ例は、古事記に愛我那邏妹命乎と見え、須勢理毘賣命御歌に夜知富許能加微能美許登夜とある語勢に同じく、謂ゆる呼出しの耶と云ふ者にて、余と云ふに異ならず、他に對ひて語をなす時に、其言ふ事に強く力を入れて慥に聞取ら令む新に云ふ辭にて、其言は上に屬けども、意は末の末迄に強く瓦る者なり(古事記なる唱和の御詞に、阿那邏夜志愛袁登賣袁、阿那邏夜志愛袁登古袁とある袁も此類なり、傳四卷に云へる如し)諸此に族也と宣へるは、第六一書に伊弉冉尊曰吾夫君尊云々、第九一書にも吾夫君尊云々と有り、古事記には殊に上に言を冠て愛我那勢

命と申させ給へるに當る所なれば、此は殊更に親しみ奉らせ給へる御言にて、次に男神の族離と宣給ひ、不負ミ於族など宣給へる時の如きも、其事は其事にして猶御上を親しませ給へるから、族と宣給へるなり、下に族を宇我邏と訓みたるは、宇は產にて我邏は其類にて同親の因なるを云ふなり、又名義抄に族字を夜加邏と訓める、其は其家に就きたるを族とは云ふなり、兄弟と云ふも同母の類を云ふなり、輩を登母我邏と云ふも友の類を云ふなり、公民を大御寶と云ふも大御田を耕る類を云ふなり、其等の事、次々其稱の出でたる所々に註すべけれども、先豫め心得置くべき者なり、(字鏡集に類字に夜加邏、又登母我邏といふ二訓有るは尤に當れり、神武天皇御紀に華胄ヨキヤカラと有るも貴人の類なる由なり、又古事記素菟段に吾與汝競欲レ計族之多少、故汝者隨其族在悉率來云々と有る族字は、記傳に登母我邏と訓まれたり、然れば其所の狀に隨ひて訓みつべし)族字の例は、古事記(穴穗宮段)に大日下王不レ受ミ勅命ト曰ミ已妹乎爲ヒトシウカフ等族之下席而云々と見え續紀第十七詔に汝多知諸者吾近姪奈利云々、又大伴宿禰等波吾族爾母在諸同心爾爲而、皇朝乎助仕奉卒云々と有り、萬葉には三(五十四丁)に、問放流ウカフ親族兄弟無國爾渡來座而、九(三十六丁)に、親族共射歸集など有り、後に宇我邏と夜加邏の事を別けて註すべければ、合せ見るべし(此二を今本に夜加邏と訓めるは誤なり、脩字我邏は產族、夜加邏は家族、波良加邏は腹族、登母我邏は友族にて、各其類を云ふなり、和名抄に父之從祖昆弟爲族父、族父之子相謂爲族昆弟トと爾雅を引かれ、又族字を卒良我流と訓みたるをも亦合せ考ふべし)○勿ミ看吾ヒは已に傳八に云へり、脩此に如此申し禁トめ奉らせ給へる事は、此時伊弉冉尊は黃泉國を所知看す大神に渡らせ給へるが故に、其黃泉神と云ひて主々しきは、彼泉津醜女亦の名八色雷公などは更なり、千五百之黃泉軍と云ふ計りに數

知れず多在りける其國の神共は、悉く其御趣けを仰ぎ奉る事なるが故に、伊弉冊尊の所在す其御所には悉く參侍らひて在りしかば、然る有狀迄は見せ奉らずして速かに歸し奉り給はむと御用心爲させ奉り給へるにて、此に勿_レ看吾_ト申し給へるは、其殿内を勿見行し坐しそと申し給へらむが如し、(其は古事記に悔哉不速來、吾者爲黃泉戸喫、然愛我那勢命入來坐之事恐、故欲_レ還、且且與黃泉神_ニ相論、莫_レ視我、如此自面還_ミ入其殿内之間甚久難待と見えたるを以て知るべし、其殿と云ふ事眼なり)然るは第六、一書にも吾夫君尊何來之晚也、吾已_ニ食泉之竈矣、雖_レ然昔當_ニ寢息_ヲ請勿_レ視之_ト有が如く、其戸喫に因りて甚く穢れさせ御在し坐ししかば、其日の立に隨ひて其穢の除こり薄らぐ事も有なむかとての御事なるを以てなり、第九、一書に猶如_ニ生平_ヲ出迎と有るは其生平_ノなる時とは御形容の變らせ御在し坐すが故に其語有るなり、若尋常の御狀ならむには、如_ニ生平_一など_ヲは云ふに及ぶまじき者なるをや、此下に至りては汝已見_ニ我情_ヲと云ふは、其異れりし御有狀を見顯はされ奉り給へる事を恥ぢ恨み奉らせ給へる御言なるにて考ふべし、但し古事記に宇士多加禮斗呂々岐氏と云ひ、第六、一書に膾沸蟲流など云ふは混ひたる傳にて、伊弉冊尊の御事には非ず、其は彼泉津醜女共の事なる由、傳十に辨へたるが如し、又第九、一書などに到_ニ殯斂之處_ヲと有るなどは猶更の事なり、凡て此伊弉冊大神の御事に就きては、甚々混らはしき事の相雜れるを、次々上に已に辨へたりき)○不_レ從、海宮遊行章、八、一書に皇孫不_レ從豐玉姫大恨之とも有り、此は第六、一書に不_レ聽と有るに同じく、勿_レ看吾_ト有る御言を背かせ給へるなり、從字志多賀布と訓むは、向の人を立て我は下より合ふを云ふにて、歸順を然訓むも同じ、其賀布は我_{アガ}合の切れるには非じか、爭_{アガフ}は荒我合なり、疑_{ウタガフ}は轉我合なり、肯_{ウカガフ}は承我合なり、然れば從も下我合なる事知るべし、惜

其從_{サヤ}は向の思ほしき任に成るを云ふなり、(名義抄に從字に富志伊麻々と云ふ訓の有るは、富志伎麻々の音便なり、然れば向の人を立て我方より合ふは其_{ホシイマ}縱_トに成るにて有りけり)○猶は、直と同じく其事を曲げずして本の任にする辭なり、故其事を默止し不得て其上に行ふ事に常に云へり、第九、一書に猶如_ニ生平_ヲと有るは生平のごとく成らざるを生平の如く爲に依りて猶と有り、此も勿_レ看吾_トと有るを、得しも從はせ給はず、其御心に任せ看行す故に、猶看之と有るなり、萬葉二(十五丁)に、丈夫哉、片戀將爲跡、嘆友、鬼乃益ト雄、尙戀_ニ家里と有るなども、片戀は爲まじと思へども、其本の心の任に戀止まさるを尙と云ふなり、如此く禁止むると默止し得ざると意の表裡なる時に多く云へり、(四に、愛常、吾念情、速河之、雖塞、猶哉將崩、七に、浪高之奈何罷取、水鳥之、浮宿也應爲、猶哉可榜と詠めるなど、殊に其意早く知らるゝなり)○恥恨之は、第六、一書に吾恥辱と有て其傳八に云へるを、猶云はゞ先に出迎へ奉らせ給ひし時は、猶生平の如く麗美しき御有狀なりけめども、其殿内に入らせ御在し坐しては、内々の御事にし有りければ、其黃泉國にての有形_{アラタナチ}にて御在し坐しけむを、見奉られ給へる故に、且は耻ぢ給ひ、且は恨みさせ給へるなり、其恥恨の字は天孫降臨章第二、一書に、磐長姫恥恨而唾泣之曰云々、木華開耶姫甚以恥恨、乃作_ニ無戸室_ニ而誓之曰などあり、海宮遊行章に天孫猶不_レ能_レ忍_レ竊往覗_レ之云々、甚懃之曰如有_レ不_レ辱_レ我者、則使_ニ渡陸相通_ニ永無_ニ隔絶、今既辱_レ之、將何以結_ニ親昵之情_ヲ乎と有る、此即恥恨に同じ、其第三、一書にも豊玉姫云々遂以_レ見_レ辱_レ恨_ヲ、則歸_ニ海郷、第七、一書に天孫心恵_ニ其言_ヲ竊覗_レ之云々、知_ニ天孫視_ニ其私屏_ニ深懷_ニ憇恨_ヲ、第八、一書に豊玉姫大恨之曰、不_レ用_ニ吾言_ヲ令_ニ我屈辱_ヲなど有る事の狀も其意も大凡同じきを考合すべし、(古事記にも其の事を爾豊玉毘賣命知_ニ其伺見之事_ヲ以_ニ爲心

恥云々、即塞海坂而返入云々、然後者雖恨其伺情云々と見えたる)恥を名義抄に波豆と有り、言は端落の義なるべし、字鏡集に弛字を波豆須とも訓める其如くにて、多くは深く抑包み祕したる事の端の綻び出て、人に見淡めらるゝを以て面なきを波豆と云ふなり、崇神天皇十年御紀に、待明見櫛笥遂有美麗小蛇云々、則驚之叫啼時、大神有恥忽化人形、謂其妻曰、汝不レ忍令羞吾、吾還令羞汝など有り、(波豆加志伎は其恥づる狀を云ひ、令羞とは人の祕し包ましき事を取弛さ令るを云ふなど考合すべし、先には波遲は波陀に通ひて皮膚の事に云ふならむと云ひしかども、如何有らむ)○見我情は、阿我宇良袁美都と訓べし、宇良とは人に見えまじき内々の御事を申せるにて、此は上に恥恨之と有る恨と云ふ事の本なる由、已に傳八に註るが如し、古事記(海神宮段)に爾豐玉毘賣命知其伺見之事以爲心恥、乃云々然伺見吾形是其怍之云々、然後者雖恨其伺情と見えたる、伺情は上に伺見吾形と云ふと一事なり、故此も殿より出迎へ奉らせ給へりし時は、顯國に在しゝ間の生平なる容儀に御在し坐しゝを、其殿内に入り給ひては、内々の御事なる故に變らせ御在し坐す、其國の御形にて渡らせ給へるを見尤められさせ奉給へるを、見我情とは宣へる者也、(古史徵に、今本に汝已見我情我復見汝情と訓めれども、此は汝已見我情、我已見汝情と訓むべき文にて、情を見つとは、彼御情處を見給へる事を恨み坐せる御言にて、深き由ある傳なるを、古來其訓を誤り來れり、其は古史傳に註せるを見て曉るべし)と有れども、予未だ古史傳を見ざれば其説を知らざれども、恐らくは予が説とは同じかるまじければ、予は此を宇良と訓みて説を成す者なり)諸此の情は性情の情と同じ意なり、先づ人の稟賦て唯有の任なる心を性といひ、其性の隨に裡に動くを情といひ、表に發はるゝを思と云ひて情

と思とは表裡の義なり、若て嬉し美やむ、心恥かし、情進ぶるなど云ふ類の宇良は何れも外に出さる心中の思なり恨を宇良牟と云ふも、本より其類なる事云ふも更なり、然れば此に見我情と云ふは、何方迄も打解くまじき事を犯して伺見給ひしに依りて、我に恨みさせ給ひつといふ事にて、第六一書に今吾恥辱、乃遣泉津醜女八人追留之と有る事の起是なり、次に我復見汝情と云ふは、其返さひに汝にも恨みさせむと云ふ事にて、絶妻之誓に歸く事の端緒先づ此に在る事なり、如しく汝我をば恨みさせつ、我復汝に恨みさせむと云ふ事なり、此即ち二神相共に争はせ給ふ事の本なる者になむ有りける、然れば此を情字を許々呂と訓み來れる古訓は更なり、又那佐祁と訓まれたるも、共に其説を得ざる者なるべし、見情を倒反す時は情見にて、其より恨と云ふ言を生ずに心著たる人は、古來無かりしなりけり)○我復見汝情とは、我を情見させつるに應へて、汝に情見させむと云ふ事右に云へるが如し、其は唯其伺見させ給へるを、甚く恥恨みさせ給へる御怒の進みに依りて、然計り善はしく語相はせ御在し坐し御妹妹の中間にて有りしも、今は其男神と御勢を競べ御力を争はせ給はむと所思し成りて第六一書に見えたるが如く泉津醜女八人、又古事記に云へる千五百之黃泉軍を遣はして追寄め奉らせ給へる、是即ち其男神の御恨を逆へさせ奉り給へる者にて、此に見汝情と云へる是なり、(此は寶鏡開始章第二一書素戔鳴尊御荒びの所に、雖然日神恩親之意不懼不恨皆以平心容焉と有ると同じくは難い有かるべき苦なり、右なるは御兄弟限の御事なれば、平心を以て容し給ふ方も有らむを、此は已に其黄泉神の副加はりたる事故に、然容めさせ給ふ事の出來まじき所なるを思ふべし、然れども此には深き所山有る事なり、此末に至りてぞ伊弉諾尊の御本心は終に顯はれさせ御在し坐しける)○伊弉諾尊亦懸焉は、女神

の御恨を逆へて此方より共々に恨怒り争はせ給はむ事を慙ぢ奉らせ給ひて、直に出返坐さむと所思し原ら御在し坐しゝなり、然れば第六、一書に伊弉諾尊大驚之曰、吾不^レ意到於不須也凶目汚穢之國矣、乃急走廻歸と見え、第九、一書にも伊弉諾尊驚而走還とは有れども、二神の此間に然る御問答の有りけるを、彼傳共には漏れたるを、此に傳はれる事甚々尊き御賜物になむ有りける、然れば此にて伊弉諾大神の其慙ぢさせ給ひて御心の瘡ませ御在し坐す所を、追及しめ奉らせ給へるに驚き周章で逃走り還らせ給へるになむありける、(然申し給へる間に、速く伊弉諾尊の御方にては、其令^レ追奉らむ御支度^{ミコロガマヘ}などの有けむは、申すも更なる御事なりかし)○因將^ミ出返^スは、此には佗傳と同じ事共は甚く事略^{コトノキ}て書かれたる故に、其擲櫛の事、一片之火の事を始として、千人所引磐石を泉津平坂に塞る迄の件々は悉く書されざるは、第六、一書などの趣に然しも異らざればなるべし、然るを此に直に引續けて因將^ミ出返^スの文を彼急走廻歸の場に書れたる故に、伊弉諾尊の御所を出返り坐さむと爲る時の事の如くなれども然らず、此は其泉津平坂を放れて顯國の方へ出返せ給ふ時の御事なり、然るは已に傳八に鈴屋大人説を引いて註せるが如く、此に盟之曰族離又曰^レ不^レ負^ミ於族^ニ云々と有るは、謂ゆる事戸の御辭にて、第六、一書に與^ミ伊弉諾尊^ニ相向立而建^ス絶妻之誓^トと有る其時伊弉諾尊の詔給へる御言なればなり、(然るを古史徵には記傳の説を信はれずて、第六、一書に伊弉諾尊恨曰何不^レ用^ト要言^ト令^ミ吾恥辱^ニの下に此文を持込みて文を成されたる趣に云はれつれども、其にては其神名に泉津事解之男と申せるに打合はざる者なり)○不^ミ直黙^ハは、下に不^レ負^ミ於族^ニと有^レに應^セせて心得べし、其は先に汝已見^ミ我情^ト我復見^ミ汝情^トと女神の宣へるより此泉津平坂に至る迄に種々の事共^リて、終にその通路を塞ぐ計には至れるを、其御言には猶負させ御

在し坐す故に、其言に宣ひ勝せさせ給はずては忌々しき禍事なる故に、直に黙止し給はざるなり、其は八洲起元章にも條々に見えたる如く、女神の言先立坐せるに依りて祥はしからざりける先蹤^{コトノケト}も有るが故なり、(又此時に、女神の千頭縊殺さむと申し給へば、男神の千五百產屋を建てむと宣ひ勝たせ給へるなども同じ事なり、此謂ゆる言靈の幸はふ微有る事にて、其由傳五卷に云へり)○直は唯と云ふに同じく、其事耳を立て佗を顧みざる辭なり、所以に速なる意又眞直なる意を有^レり、古事記白檣原宮段歌に、袁登賣爾多陀爾阿波牟登云々、又若櫻宮段大御歌に、多陀邇波能良受云々、又天智天皇十年御紀童謡に、奈爾能都底舉騰多施尼之曳鷄武など見え、古事記朝倉宮段に、自^ミ日下山直越道幸^ミ行河内^ニ云々、背^レ日幸行之事甚恐、故已直參上而仕奉なども有り、萬葉には直某^{タカナ}と云ふ事數知れず多在り、(此多陀と云ふ事を又多陀知とも云へるは、直道^{タカミチ}と云ふ事なり、名義抄に直字に右の一訓あり、又徑をも徒をも同じく訓む字なり)○黙は萬葉三(三十二丁)に、默然居^{モダラテ}而賢良爲者、四(二十三丁)に、之賀須我仁^{モダモエアラホ}不在者、又(三十三丁)、中々煮默毛有益呼、七(二十四丁)に、默然不有跡事之名種爾、十(二十一丁)に、默然毛將有時母鳴奈武日晚乃云々、又(五十六丁)、唉友不知師有者默然將有、十二(七丁)に、中々默然毛有申尾小豆無云々、十三(二十三丁)に、不^レ太毛安良牟など有りて、物事を其任に措く事を右の如く母陀と云ひ、其母陀なる事を爲すを母陀須と云へり、然れば母陀は物無か又は物空かの義なる言なるべし、(俗に徒^{イタヲ}なる事を牟陀事といひ、徒なる言を牟陀言など云ふも此に近かるべし、字鏡集に捩を母杼流、綵を母杼呂久と訓み、又中洲の方言に物の鈍^{ラフ}き事を母杼加志と云ふなども皆同じ統

の言なるなり)○歸而は其泉津平坂を出て顯國の方に歸らせ給ひてなり、彼千人所引磐石を取塞たる其外にしての御事なる事申すも更なり、熟々上下に云ふ事共を考互して曉るべき者なり○盟之曰は宇氣比氏能理多麻波久と訓むべし、此字を被レ用たる例は、敏達天皇十年御紀に乃下泊瀬中流ニ面ニ三諸岳漱レ水而盟曰、臣等蝦夷自レ今以後子々孫々用ニ清明心ニ事ニ奉天闕、臣等若違レ盟者、天地諸神及天皇靈絕ニ滅臣種ニ矣と有り、又孝德天皇御紀に召集群臣盟曰、告ニ天神地祇ニ曰云々、若貳ニ此盟ニ天災地災^{ワザハヒシ}妖鬼^{コロシ}誅人伐^{ウタム}、皎如ニ日月ニ也と見え、天智天皇十年御紀に大友皇子手執ニ香爐ニ先起誓盟曰、六人同レ心奉ニ天皇詔、若有レ違者必被ニ天罰ニ云々など有り、如此く盟と違と一茲べて書たるに、此に無きは、此に族離と詔給へる御事は、御自の御心の御盟にて佗に相對へたる事に非ざればなり、諸宇氣比^{ウケオフ}は請負より出でたるにて、今俗に人の爲べき事を請負と云ひ、又其約束れる事の相違はざる事を證すを請合^{ウケアフ}と云ふも、本此に出でたる者なり、其は次々說行くを以て曉るべし(右の敏達天皇御紀以下なる盟字を知加布と訓めり、名義抄にも盟字知加布とも牟須夫とも加奈布とも牟加布とも訓めり、此を知加布と云ふも古言にて、約相^{ナギアフ}の義なり、典籍便覽に載レ書相約曰レ盟と有る字なり)瑞珠盟約章に天照太神徑詰問焉、素戔鳴尊對曰吾元無ニ黒心ニ云々、復問曰若然者將何以明ニ爾之赤心ニ也、對曰請與レ姊共誓、夫誓約之中(誓約之中此云ニ宇氣譬能美難箇ニ)必當レ生レ子、如吾所レ生是女者則可レ以ニ爲有ニ濁心ニ、若是男者則可レ以ニ爲有ニ清心ニ云々、其第一、一書に於是日神共ニ素戔鳴尊ニ相對而立レ誓曰、若汝心明淨而不レ有ニ陵奪之意ニ者、汝所レ生兒必當レ男矣云々、素戔鳴尊既得ニ勝驗ニ云々、第二、二書に時天照太神復問曰、汝言虛實將何以爲レ驗、對曰請與レ姊共立ニ誓約、誓約之間生レ女爲ニ黒心ニ、生レ男爲ニ赤心ニ、第三、一書に日神與ニ素戔鳴尊ニ隔ニ天安河ニ以爲レ驗、對曰請與レ姊共立ニ誓約、誓約之間生レ女爲ニ黒心ニ、生レ男爲ニ赤心ニ、第三、一書に日神與ニ素戔鳴尊ニ隔ニ天安河ニ

而相對、乃立誓約曰、汝若不レ有奸賊之心者、汝所レ生必男矣云々、寶鏡開始章第三一書にも於是素戔嗚尊誓之曰、吾若懷不善而復上來者吾今齧玉生兒必當爲女矣、且姊之所レ生亦同此誓云々と有りて、何れも同じ事なり、又古事記にも、爾天照太御神詔、然者汝心之清明、何以知、於是速須佐之男命答曰、各宇氣比而生レ子、故爾各中置天安河而、宇氣布時云々、爾速須佐之男命云々、因レ此言者自我勝云而、於勝佐備と有て第一二書と此とに其誓約に勝と宣ひ、其第三一書には素戔嗚尊則稱コトアゲシテ之曰ニ正哉吾勝、故因名レ之曰ニ勝速日天忍穗耳尊と見えたるなど、殊に灼然き者なり、然れば此に盟之曰族離又曰レ不負於族と宣給へるも、其族離と盟給へる其信驗は必ず勝たせ給はむと云ふ事なるを思ひて曉り明らか可きなり（但、此御誓は素戔嗚尊の天に參上らせ給へる状の餘りに甚じかりけると、又御父母二神に事依され給へりし此國土を所知食さると、此二の事に依て日神に疑はれ奉らせ給へるに、其赤心を顯はし奉給はむとの御事にて、此絶妻之誓とは別なれども、其御誓坐しゝ狀は異ならず）又天孫降臨章に鹿葦津姫の事を、皇孫因而幸之、即一夜而有レ娠、皇孫未ニ之信云々汝所レ懷者必非ニ我子歟、故鹿葦津姫忿恨、乃作無戸室入居其内、而誓之曰、妾所レ娠若非ニ天孫之胤必當ニ斬滅、如實天孫之胤火不能レ害、即放レ火燒レ室云々、其第二一書に、妾孕ニ天孫之子、不可ニ私以生也、皇孫曰雖ニ復天神之子、如何一夜使ニ人娠乎、抑非ニ吾之兒歟、木華開耶姫甚以慙恨、乃作無戸室而誓之曰、吾所レ娠是若佗神之子者必不レ幸、是實天孫之子者必當ニ全生云々、其第五一書に、天孫見ニ其子等嘲之曰、妍哉吾皇子者聞喜而生之歟云々、固非ニ天神之胤者必亡、是若天神之胤者無所レ害、則放レ火焚レ室、第六一書に、皇孫因幸

豊吾田津姫、則一夜而有レ身、皇孫疑レ之云々、母誓已驗方知實是皇孫之胤云々など有り、此は右の瑞珠盟約章なると
同じく、人の疑を晴さむとて爲る誓なれば、彼は御子を生坐せる其男女を以て勝負とし、此は其御子の火中に害はる
ると害はれざるとを以て其實否を定むるなり、(古事記にも此事を爾詔佐久夜毘賣一宿哉、姪是非ニ我子、必國神之子、
爾答白吾姪之子若國神之子者產時不レ幸、若天神之御子者幸、即作ニ無戸八尋殿、入ニ其殿内ニ以レ土塗塞而產也云々と
有りて、御宇氣比坐す事を云はざれども、其事實の上に誓ふ義灼然き者なり) 僮古事記に其より前に、於是天津日高
日子番能邇々藝能命於笠沙御前、遇麗美人、爾問ニ誰女、答白之、大山津見神之女、名神阿多都比賣、亦名謂ニ木花
之佐久夜毘賣、云々、故乞ニ遣其父大山津見神ニ之時、大歡喜而、副ニ其姊石長比賣、令ニ持ニ百取机代物奉レ出、故爾
其姊者因ニ甚凶醜、見畏而返送、唯留ニ其弟木花之佐久夜毘賣、以一宿爲レ婚、爾大山津見神因ニ返ニ石長比賣ニ而大耻
曰、送言我之女ニ竝立奉由者、使ニ石長比賣ニ者、天神御子之命、雖ニ雪零風吹ニ恒如ニ石而常石堅石不レ動坐、亦使ニ
木花之佐久夜毘賣ニ者、如ニ木花之榮ニ榮坐、宇氣比氏貢進、此今返ニ石長比賣ニ而大耻
机飲食ニ奉進、時皇孫謂ニ姊爲レ醜不レ御而罷、妹有ニ國色、引而幸レ之、則一夜有レ身、故磐長姫大慙而詛レ之曰、假使ニ
天孫不レ斥レ妾而御ニ者、生レ兒永壽有レ如ニ磐石ニ之常存、今既不然、唯弟獨見ニ御、故其生兒必ニ如ニ木華ニ之移落、一云
磐長姫恥恨而唾泣之曰、顯見蒼生者如ニ木華ニ之俄遷轉當衰去矣、此世人短折之縁也と有り、此は天神御子の天下を初
て所知食す新世に御妻定の始なる故に、大山祇神の二女を相竝べて奉出して、右有バ斯在ム、左有バ然在ムと御心に

誓ひて奉らせ給へるにて、此は其成行きを見むとする誓なり、(然るを御紀の方には、其誓と云ふ文無くして磐長姫の
詛給へる趣なるは違へるに似たり、其は一云の傳には、顯見蒼生者云々と宣ひて、其短折ニ成行くを可惜しみ給へ
る趣見えたるを思ふべし、詛は人を咒詛る事にし有れば、此神などの御上に有るべくも非ぬ事なり、傍右の如字に阿
摩比といふ訓を添へたるは、御紀に右の如く三所有るを、二は美摩比爾と訓み、一は阿摩比爾と訓める、美はアと刀。
と取違へたる誤なり、然れば古事記に木花之阿摩比能微坐と有るは、如ニ木花ニ耳坐と云ふ事なり、記傳の説誤なり)
又神武天皇御紀に、賊虜所レ據皆是要害之地、故道路絶塞無處可通、天皇惡レ之、是夜自祈而寢、夢有ニ天神ニ訓之曰、
宜ニ取ニ天香山社中土ニ以造ニ天平金八十枚、并造ニ嚴金而敬ニ祭天神地祇、亦爲ニ嚴咒詛、如レ此則虜自平伏、天皇祇承ニ夢
訓、依以將レ行云々と有るは、其御軍の政に就て誓給へるにて、爲ニ嚴咒詛ニと訓み奉り給へるは、天神より誓の驗を顯
示し奉らせ給へる者なり、次に天皇既以ニ夢辭ニ爲ニ吉兆ニ云々、乃椎根津彥著ニ弊衣服及蓑笠ニ爲ニ老人貌、又使ニ弟猾被
箕爲ニ老嫗貌而勅之曰、宜汝二人到ニ天香山、潛取ニ其巔土ニ而可ニ來旋ニ矣、基業成否當ニ以レ汝爲ニ占、努力慎焉、是時
膚兵滿レ路難ニ以往還、時椎根津彥乃祈之曰、我皇當ニ能定ニ此國ニ者、行路自通、如不レ能者、賊必防禦、言訖徑去、時群
膚見ニ一人、大咤曰、大醜乎老夫老嫗、時聞ニ道使レ行、二人得ニ至ニ其山ニ取ニ土來歸ニ云々と有るは、天皇の御方にては
二人の成す所を以て御占と爲し給へるを、二人は天皇の仰せ給へる事を誓と成して基業の成否ニを試すにて、占の最
重きは誓になむ有りける、次に天皇又因祈之曰、吾今當ニ以ニ八十平糞ニ無レ水造ニ餡、餡成則吾必不レ假ニ鋒刃之威ニ坐平ニ
天下ニ、乃造ニ餡、餡即自成、又祈之曰、吾今當ニ以ニ嚴金沈ニ于丹生之川、如魚無ニ大小ニ悉醉而流、譬猶ニ被葉之浮流ニ

者、吾必能定此國。如其不爾、終無所成、乃沈三石於川、其口向下頃魚皆浮出隨水喰咽、時椎根津彦見而奏之、天皇大喜云々とある、此二の御誓など何れも其成るまじき事を強て成して、其を以て事の成否を定め給へる事にて、其事の狀は御占に彷彿たりと雖も、御占にては其成否のみは知らるべけれども、然る奇異しき驗を見る事は御誓に限ることなるは、誓は其身をも神に任せ奉る計の大事なればなり、右の祈字を宇氣比と訓める事の意を思ふべし、(御紀には猶其上に咒詛と云ふ事有り、右に見えたる嚴咒詛是なり、此は其賊虜の形を儲けて、其を以て賊虜とし咒詛る事なり、右の取レ土來歸の文に續きて、於是天皇甚悅、乃以ニ此埴造作八十平金天手抉八十枚嚴瓦、而陟于丹生川上、用祭ニ天神地祇、則於ニ彼菟田川之朝原、譬如ニ水沫而有所ニ咒著也と見えたる是にて、此は右の誓とは殊にて、其事の成行を以て成否を計知るとは異にて、其咒詛るべき先の者の上を耳伺ふ事なり、此は其賊虜を水沫の消亡るかごとく微モロく亡び失べく咒詛給へる者なり、然れば似たる事ながら、占又祈とは甚く別なる者なり)崇神天皇七年御紀に、時得ニ神語隨教祭祀、然於レ事無レ驗、天皇乃沐浴齋戒潔淨殿内而祈之曰、朕禮レ神尙未盡耶、何不シテ享之甚也、冀亦夢教之以畢ニ神恩、是夜夢有ニ貴人、對ニ立殿戸、自稱ニ大物主神ニ曰、天皇勿復爲愁國之不治、是吾意也、若以ニ吾兒大田々根子令レ祭レ吾者則立平矣云々とある、祈之を本に能美氏とあれども、神武天皇御紀、景行天皇御紀などの例に依りて、宇氣比氏と訓むべき所なり、此御世に猶斯ること有り、其は龍田風神祭詞に、志貴島爾大八島國知志皇御孫命乃遠御膳乃長御膳止赤丹乃穗爾聞食須五穀物乎始氏、天下乃公民乃作物乎草乃片葉爾至萬氏、不成一年二年爾不在、歲真尼久傷故爾、百能物知人等乃ト事爾出牟神乃御心者、此神止白止負賜支此正物知人等乃ト事乎以天ト止母

出留神乃御心母無止白止聞看氏皇御孫命詔久神等乎波天社國社止忘事無久遺事無久稱辭竟奉止思志行波須乎、誰神曾天下乃公民乃作々物乎不成傷神等波我御心曾止悟奉禮止宇氣比賜支、是以皇御孫命大御夢爾悟奉久、天下乃公民乃作々物乎、惡風荒水爾相都々不成傷波、我御名者天乃御柱乃命國乃御柱乃命止御名者悟奉氏云々と有り、如此くト事を以てトヘども出でず、其爲む方に盡させ給へるが故に、天皇の大御身に受けて誓ひ給ふ故に、著明き神の御諭は有りけるなり、又其四十八年御紀に、天皇勅豐城命活目尊曰、汝等ニ子慈愛共齊、不シテ知易爲嗣、各宜シテ夢、朕以シテ夢占シテ之、二皇子被命淨沐而祈寢カヒキイネシキ、各得シテ夢、會明、兄豐城命以夢辭奏于天皇曰、自登ニ御諸山ニ向東而八廻弄槍八廻擊シテ刀、弟活目尊以夢辭奏言、自登ニ御諸山之嶺ニ繩組ニ四方ニ逐食レ粟雀、則天皇相レ夢謂ニ子曰、兄則一片向東當シテ治東國、弟是悉臨ニ四方ニ宜繼ニ朕位シテと有り、此は掛まくも甚も可畏き天津日嗣を定めさせ給ふ所なるに、物速なけなる夢辭を以て物させ給へるは、餘りに輕々しきことの狀なれども、其は其占はせ給ふ天皇の御方こそ然なりけれ、二皇子の御上に取りては甚々重き御誓なるにて、上に云へる神武天皇御紀なる天香山社中の土を令取給へる所に異ならず、其仰せ給へる片方よりは御占なるを、其受行ふ方にては甚じき誓なる者なりけり、(此を以て占と誓との差別も知らるゝ事なり、占ヘども占ヘども其にてト合ざる事は、神の御心に猶許させ給はざる所あるが故なるを、誓は其身に引受て物する事なる故に、又其信驗も此上なき事と聞ゆ、誓ひて夢に見る事は、萬葉四に都路乎、遠哉妹之、比來者、得飼飯而雖宿、夢爾不所見來、十一に、水上、加數書吾命妹相、受日鶴鴨、又核葛、後相夢耳、受日度年經乍など有り、得飼飯又は受日など書けるは、借字にて祈字の意なり)又古事記玉垣宮段なる品牟都和氣命の眞言語はさざ

る所に、於是天皇惠賜而、御寢之時覺^レ于御夢^レ曰、修理我宮^レ如^ニ天皇之御舍^者、御子必真事登波牟、如^レ此覺時、布斗摩邇々占相而求^ニ何神之心、爾崇出雲大神之御心故其御子令^レ拜^ニ其大神宮、將^レ遣之時令^{副ニ}誰人^者吉、爾曙立王食^{レト}故科^ニ曙立王^レ令^ニ宇氣比白^ハ、因^レ拜^ニ此大神^ニ誠有^レ驗者住^ニ是鷺巢池之樹^ニ驚乎宇氣比落、如^レ是詔之時其驚墮地死、又詔^ニ之宇氣比活^ハ者更活、又在^ニ甜白檣之前^ニ葉廣熊白檣令^ニ宇氣比枯^ハ、亦令^ニ宇氣比生^ニ、爾名賜^ニ其曙立王^レ謂^ニ倭老師木登美豐朝倉曙立王^ニと有り、此にて宇氣比と云ふ義を知るべし、其は科^ニ曙立王^レ令^ニ宇氣比白^ハと云ふは、其王はしもトに食て出雲大神宮に赴く人なるに依りて、萬を其王に科せて令^ニ誓白^ニにて、宇氣比は其身に請負ふ謂此に在り、次には其驗を試む爲に驚に請負はせて、或は死し或は活し、其次には白檣に請負はせて或は枯し又は令生て、體に見届くる事なり、然れば上に宇氣比^は請負又^は請合^の義なりと云へる其事此に至りて明らかなる者なり、(其は令^ニ宇氣比白^ハ、又宇氣比落、又宇氣比活、又宇氣比枯、又宇氣比生^ニと々に其宇氣比と云ふ言を冠らせたるは、各其物に請負しむる意なるを以てなり、此甜白檣之前は其遠飛鳥宮段に、於是天皇愁^ニ天下氏々名々人等之氏姓忤過^ニ而、於^ニ味白檣之言八十禍津日前居^ニ玖珂金^ニ而定^ニ賜天下之八十友緒氏姓^ニ也と有る所なるが、此を御紀に爲^ニ盟神探湯^ニと有れば、其も誓なる事云ふも更なり、然れば甜白檣は誓を成す所と定まるが如し、此事下に云ふを見て知るべし、神名式に大和國高市郡甘櫻坐神社四座竝大月次相嘗新嘗、鷺栖神社輶と有り)景行天皇十二年御紀に、天皇初將^レ討^レ賊、次^ニ于柏峠大野^ニ其野有^レ石、長六尺廣三尺厚一尺五寸、天皇祈^{ハシテ}之曰、朕得^ニ滅^ニ土蜘蛛^者、將^レ蹶^ニ茲^ニ石^一如^レ柏葉^モ而舉焉因蹶^レ之、則如^レ柏上^ニ於大虛^ニ、故號^ニ其石^一曰^ニ踏石^也、是時禱神則志我神直入人物部神直入中臣神三神矣と有る、此は下に註せる如く右

トの類には有れども、神に誓給へるなり、右の如く誓ふには必その禱る所の神を標準^{として}事は我身に請負ふなり、(此事豐後風土記にも、天皇欲^レ伐^ニ土蜘蛛之賊^ニ幸^ニ於柏峠大野^ニ、中有^レ石云々、天皇祈曰、朕將^レ滅^ニ此賊^ニ當^ニ蹶^ニ茲^ニ石^一譬如^ニ柏葉^モ而即蹶^レ之、騰如^ニ柏葉^ニ、因曰^ニ蹶石野^ニと有り、然計の石を柏葉の如く踏上け給ふ事、大御身に係させ給へる御誓に非ずば、爭でか然る神驗の有らむ、斯る事は古には且て無き者なり)又神功皇后御紀に、北到^ニ火前國松浦縣^ニ云々、於是皇后勾^レ針爲^レ鉤、取^レ粒爲^レ餌、抽^ニ取裳糸^ニ爲^レ縉^ノ登^ニ河中石上^ニ而投^レ鉤^{ハシテ}之曰、朕西欲^レ求^ニ財國^ニ若有^レ成^ニ事者、河魚飲^レ鉤、因以舉^レ竿乃獲^ニ細鱗魚^ニ、時皇后曰希見物也云々、既而皇后則識^ニ神教有^レ驗、更祭^ニ祝神祇^ニ云々と有るは、此より先に神の御諭言共に有りしかども、猶又此時誓給へるなり、次に于^ニ時當^ニ皇后之開胎^ニ、皇后則取^レ石挿^レ腰而誓之曰、事竟還日產^ニ於茲^ニ云々と有るも、天神御子を海表に産奉らせ給はむ事を恐みて、如此く誓給へる者なり、若て新羅に渡らせ御在し坐し^ム所に、其國王叩^ヘ頭奉りて則重誓之曰、非^ム東日更出^レ西、且除阿利那禮河返^{ハシテ}神^ニ祈びて、其成^ニ否^ルざるとに依りて定むるに同じ、(猶、皇后還詣^ニ権日浦^ニ、解^レ髮臨^ニ海曰、吾被^ニ神祇之教^ニ賴^ニ皇祖^ニ之^ニ震^ニ浮^ニ涉^ニ滄海^ニ躬欲^ニ西征^ニ是以今頭^ノ漢^ニ海水^ニ若有^レ驗者、髮自分^ニ爲^レ兩、即入^レ海洗^レ之、髮自分^ニ也とある、其も神に誓給へるなめり、八幡愚童記に、「任^ニ神託^ニ針を入^レ海、三尺の鮎食付て上る、御髮を浸^レ河、水神龍神二人の童女參て御髮を二に分く、此龍神女嚴島大明神、水神女は宗像大明神と顯れ給ひけり」と有るも、妄説とは

聞えざればなり)其同御紀に、皇后從_ニ海路_ニ以向_レ京時、磨坂王忍熊王云々、令_レ興_ニ東國兵、時磨坂王忍熊王共出_ニ蒐餓野_ニ而祈狩之曰、(祈狩此云_ニ于氣比餓利)若有_ニ成_レ事必獲_ニ良獸_ニ也、一二王各居_ニ假殿_ニ赤猪忽出之登_ニ假殿_ニ昨_ニ磨坂王_ニ而殺焉、軍士悉懼也、忍熊王謂_ニ倉見別_ニ曰、是事大怪也、於此不可_レ待敵、則引_レ軍更返屯_ニ於住吉_ニと有り、古事記にも、如_レ此上幸之時、香坂王忍熊王聞而思_レ將_ニ待取_ニ、進_ニ出斗賀野_ニ爲_ニ宇氣比獨_ニ也、爾香坂王騰_ニ坐歴木_ニ而是大怒猪出掘_ニ其歴木_ニ即昨_ニ食其香坂王_ニ、其弟忍熊王不_レ畏_ニ其態_ニ、興_ニ軍待向之時云々と見えたり、此祈狩と云_ニふ事は右戰をせむとて其敵を待つ間に、神に祈びて先づ狩を爲し、其良獸を得るか否らざるかに依りて軍の勝敗を占ひ、其に怪事など有れば、進むとも退くとも其戰に利有るべき處を定めて戰はむ料がてらにする事と聞えたり、然るを神の信用き給はざるには、如_レ此く誓に負けて其身を滅すに至れる者なり、誓の身命に係て重きこと此を以て知るべきなり、(若有_ニ成_レ事は右の神功皇后の御詞にも出でたり、事の成ると成らざるとを定む爲に神に誓ぶ事なる故に、何時も誓に就ては云ふ事にて、上に引ける神武天皇御紀に見えたる椎根津彦の祈びに、我皇能定_ニ此國_ニ云々と有るも此に同じ)應神天皇九年御紀に、武内宿禰弟甘美内宿禰廢_ニ兄即讐_ニ言于天皇_ニ云々、天皇則推_ニ問武内宿禰與_ニ甘美内宿禰_ニ於是二人各堅執而爭_レ之、是非難_レ決、天皇勅_ニ之令_ニ請_ニ神祇_ニ探_{クガタナシフ}湯_ニ是以武内宿禰與_ニ甘美内宿禰_ニ共出_ニ于磯城川濱_ニ爲_ニ探_{クガタナシフ}湯_ニ武内宿禰勝_レ之とある、探湯を玖賀多知米斯と訓める、此亦誓にて其_ニ是_ニ非_ニを定むる者なり、其は允恭天皇四年御紀に、詔曰云々、一氏蕃息更爲_ニ萬姓_ニ難_レ知_ニ其實_ニ故、諸氏姓人等沐浴齋戒各爲_ニ盟神探湯_ニ、則於_ニ味檻丘之辭禍戶碑_ニ坐_ニ探湯盆_ニ而引_ニ諸人_ニ令_レ赴_ニ、曰得_レ實則全、僞者必害(盟神探湯此云_ニ區調陀智_ニ或渥納_ニ釜煮沸攘_ニ手探_ニ湯塗_ニ或

燒_ニ斧火色_ニ置_ニ于掌_ニ)於是諸人各著_ニ木綿手繩_ニ而赴_レ釜探_レ湯、則得_レ實者自全、不得_レ實者皆傷、是以故詐愕_ニ然之、豫退無_レ進、自_レ是之後氏姓自定、更無_ニ詐人_ニとあるも同じ事にて、熱湯を探りて其全きと害はる_ニとを以て、正實と虛偽とを質す事なれば、誓と云ふ中にも殊に眼前に信驗を見る者はなり、繼體天皇廿四年御紀に、日本人與_ニ任那人_ニ頻_ニ以_ニ兒_ニ息_ニ訟_ニ訟_ニ難_レ決、元_ニ無_ニ能_ニ判_ニ毛野臣樂置_ニ誓湯_ニ曰、實者不_レ燭、虛者必燭、是以投_レ湯燭死者衆_ニと有りて、外國に渡りても行へるを思は_ニ、古に常多在りし事と所見たり、(神名式に見えたる近江國蒲生郡馬見岡神社二座は、所祭天穗日命、大夷鳥命に坐す山其社記に云へり、今此を綿向神社と云ふ、又其社記有り、其書に云へり、元和五年の事なるが、其綿向山の事に就て東九箇村西九箇村と爭論の事出來りけるが、互に云募りて其實否の難_レ分_ニきに依りて、終に公訴に及びければ、公儀より檢使を被_レ遣て其九月十八日綿向神社に於て鐵火を令_レ取らる、其東西九箇村より鐵火を取るべき人を各一人づつ圍を取りて定む、然るに東方村井町庄屋孫兵衛と云ふ者、其圍に當らん事を深く歎き恐れたりければ、其僕音羽村喜助と云ふ者云ひけるは、深く愁へ給ふ事勿れ、主人其に當り給は_ニ我代りて此を取らむと云ひけるに、竟して孫兵衛に當りければ、喜助其に代りて東方九箇村の總代として其役に出づ、西方九箇村の總代は益田村角兵衛と云ふ者其圍に當れり、此に檢使斧を燒赤めて兩人に此を取らしむ、然るに音羽村喜助火花散出づる斧を掌に載せ、數歩を歩みて事もなく此を御殿に置きたり、次に益田村角兵衛東方にて燒きたる斧を手に取り、少し歩みて取落し、即ち逃去らんとしけるを、西宮の森にて捕へ、終に伊勢野の邊にて梶首せらる、此に依て西方非方と成りて、東九箇村の立會山と成れりと云へり、近世の事ながら、舊社には斯る式も遺りて其事を成したるなり、事の極みは神

に任せ奉りて、如しく誓ふより外なき者なるなり）其より後の御紀にも誓の事共此彼見えたりと雖も、儒佛を學ぶ世と成りては人心甚く眞正ならず、邪智深く成以て行く任に、身を懸けて其身に請負ふべき盟誓の本意を失ひつるから然る神々しく妙なる事の驗も顯れず成來て、神と人と稍遠放れるなむ甚淺ましき事なりける、諸立返りて此に盟之曰と有るは、其族離^{ヲナカ}らせ給はむ事を何方迄も思ほし究めさせ給ひ、又其御言に勝たせさせ給はむとて、不^レ負^ニ於族^ニと宣給へるにて、上件の如く其吉凶を定め是非を正し眞偽を判つなどとは異なるが如くなれども、其違はせ給はざる事を御心に約りて物せさせ給へるなれば其も此も同じ一事になむ有りける（此は思ほえす長説したりけり、然れども御世御世この事實を拾ひ集めて説を成すに非ざれば、其事の意を盡し難きが故に、叢脞^{ヲナカ}とは思ひ乍らも、猶得非ずて如此長説は物するになむ）○族離は宇我邇佐迦禮と訓むべき由傳八に云へるが如し、若て其族は伊弉冊尊を指し、佐加禮は第六一書に建^ニ絶妻之誓^ヲと見えたる其御誓の御辭なり、古事記には其を度^ニ事戸^トと有るを、記傳に引かれたる私記に、問何故建爲^レ度哉、答案^ニ古事記^{一曰}度^ニ事戸^ト故今尋^ニ彼文^ニ而讀^レ之、度者猶如^ニ言度^ト、言絶^ニ斷夫婦之交^ト也と有るが如く、御夫婦の交を絶斷せ給ふとして、其由を言度し給ふなれば、族佐加禮と詔ふべき御事なる者なり、（本に離字を波那禮牟と訓む事なれども、其にては女神の慕はせ給へるを此方にて離れさせ給はむと宣る如くなれば叶ひ難し、此は鎮火祭詞にも有りて、素より伊弉冊尊より然申給へるを、其如く諾ひ許し給へる者なるをや）孝德天皇大化二年御紀に、復有^レ爲^レ妻被^ニ嫌離^ニ者^ト、特由^ニ慚愧^ニ所^レ惱、強爲^ニ事瑕^ノ之^ヲ、婢^ノ（事瑕此云^ニ居騰作柯^ト）と見えたるは、妻の爲に嫌離れられたるを慚愧て、其を此方より強て事放たる婢と卑しむるを云ふなるべし、其事瑕と云ふは別離^ヲと

云事にて、謂ゆる離別の妻を云ふ稱と通えたり、且此にても掃之神號^{ヨモツ}泉津事解之男^{コトサカノアト}と有るも、其族離^{ヲナカ}と宣へりし由に縁れりと見えたれば、此の離字は必佐加流と訓むべき所なり、繼體天皇廿二年御紀に、配合夫婦^ニ安得^ニ更離^ニ亦有^ニ息兒^ヲ棄^レ之^ヲ往^ト有^ル、離字を佐久流と訓める考合すべし、其外古書共多く離をも放をも然訓み来る中に、萬葉二(二十三丁)、天皇崩時婦人作歌に、空蟬師、神爾不勝者、離居而、朝嘆君、放居而、吾戀君云々、三(五十七丁)に、家離、伊麻須吾妹乎、四(十六丁)に、狹丹頬相、紐解不離^{サケズ}、又(三十四丁)、千磐破、神哉將離、空蟬乃、人歟禁良武、七(十四丁)に、離家、旅西在者、十二(十三丁)に、床邊不離^{サラズ}、夢所見乞、十三(七丁)に、彌遠丹、里離來奴、十九(廿一丁)に、天離^{ヲナカ}、夷等之在者云々、離家^{ヲナカ}等之乃經去者、又(二十七丁)、父母爾、啓別而、離家、海邊爾出立など見えたる是なり、但放字は本より佐久と訓む字なり、其を孝德天皇御紀に爲^レ夫被^ニ放^スと訓めり、又萬葉十三に、妻放、家道思生爲使無、十四、上野國歌に於也波左久禮騰、和波左可流賀倍、又、和我目豆腐、比等波左久禮抒云々、和波左可流我倍、十九に、天地之、神者無可禮也、愛吾妻離禮流云々、倭文幣乎、手爾取持而、勿令離等など有り、其妻放、又吾妻離流など云ふは、比の族離に近き語なる者なり、名義抄に離字を佐流とも佐久とも訓めり、又萬葉十一に、紐解開公無、又泊錦紐解開など有る開も佐久と訓む字なり、今も人の暇を告げて歸るを開くと云ふをも考合すべし）諸族離と言度し給へるは、鎮火祭詞に火神を生み給へる所に、吾名妖乃命能吾乎見給布奈止申乎、吾乎見阿波多志給比津止申給氏、吾名妖能命波上津國乎所知食倍志、吾波下津國乎所知卒止申氏石隱給氏云々と有りて、先に彼國へ入坐さむと爲給へりし御時に、已く女神の御方より族離り奉らむ山を申させ給へるなり、然れども其時は男神の諸ひ給

へるにも非ざりし故に、追至らせ給へるなるが、今如此き成行きに依りて、今こそ族離れとは許し給へるにて、族離と云ふは、右の詞にて云はゞ、吾那邇妹命波下津國乎所知食倍志、吾波上津國乎所知牟止宣氏離利給支など云はむが如し、此即ち妻放り給へるにて、別處を言度し給へるなる者なり、(此事已に傳八卷に云へるを考合すべし、古より以來此族離と絶妻之誓の事を委しく説得たりと思ゆるは無めるを、記傳六に「盟之曰族離云々を此即事戸の御辭にや」と云はれたるなむ天地に貫通たる説にて、今如此く説明らむるも然は云へ彼大人の恩澤なり)○又曰「不レ負於族」は宇邇爾磨概耳登詔給比氏と訓むべし、下に不レ負於族、此云ニ宇我邇磨概耳と有りて、於字に當る爾の訓なきは脱たるなるべし、其は寶鏡開始第二一書に、神祝々之、此云ニ加武保佐枳保佐枳々なども、中に爾字有りて神祝爾祝之の義なる事彼傳に説くを見て知るべし、此二共に爾字を脱せるかと思へば、天孫降臨章第二一書などには、顯露此云ニ阿邇幡貳と有りて、其には貳字衍れり、然れば斯る訓註なども、字に當る訓をのみ取りて、其續くる辭は文の趣に隨ひて求むべきなり、此於字は必爾と訓ますはあるべからず、(山陰に此の文を論ひて、「此は訓註古語にて族也不負の意なれば、族不レ負と書くべき事なるに、不レ負於族」と書きては族爾不負と訓むべくして意違へり)と云はれつれども、爾脱たりと見れば安らかに聞ゆ、此事古史徵にも已に云はれたり)若て此不レ負於族と宣給へるは、女神に誓び勝たせ御在し坐して其驗を見むと宣へるなり、其は右の族離と宣却け給へるも、女神の御言を唯に許諾し給へるのみの如くなれども、男神の御心には下津國を塞て神逐ひ却給へるにて、是亦族に勝たせ給へるなり、又第六一書に遂建ニ絶妻之誓時、伊弉冊尊曰、愛也吾夫君、言ニ如レ此者吾當レ縊ニ殺汝所ニ治國民日將千頭、伊弉諾尊乃報之曰、愛也吾

妹、言ニ如此者吾則當レ產ニ日將千五百頭と有るは、絶妻之誓を建て族離れと言度し給へるに就て、又女神の言を起し給へるなるべき事、傳八に已に註るが如し、古事記にも其事を記して、其終に、是一日必千人死、一日必千五百人生也とありて、其御言の宣ひ勝たせさせ給へるのみならず、其御誓の信驗有りて、天下の蒼生を大祓詞などに天之益人と有るが如く蕃息れるは、全く不レ負於族と御言に力を入れて誓給へるに依れる者になむ有りける、又其女神の御言に、此顯國のことを汝所ニ治國と申し給へるを以て、此以前に言度し給へる族離の御言には、上津國と下津國と別處と建て給へる事も含れる事を明らか奉るべき者なりかし、(其は前段なる族離の下に委しく註せるが如し、通證に重遠曰族離、所謂建ニ絶妻之誓也、不レ負於族、所謂吾當レ產ニ日將千五百頭也と云へるは、實に然る言にて右の如く此と第六一書とを並べ見されば、此も彼も不具にて貫くべからざる者なり、然れば此を泉國にての事と思はゞ大に違ふべし、泉平坂にて千人所引磐石を女神と男神の中におきて相對立しての御盟なる事、違ひ有るまじくこそ所思えたれ)○不負は欲レ勝と云はむが如し、萬葉九(三十六丁)に、如已男爾、負而者不有跡と有るも、不負して打勝たむと云ふ意なり、源語(玉藻卷)に「負じ魂に怒りなば、爲ぬ事共も爲てむ」と有り、猪磨概は身蹶にて、勝は彼棄の反語なるべし、(身を麻と云ふことは、四時祭式に御體を於保美麻と註せるを始として云知らず多在り、常に勝負と並べ云ひ、雌雄と並べ書けり)○乃所唾之は其盟びに勝たせ給ひて、措かず唾吐し給へる、此は彼を厭へて掃ふ古の禁方なるべし、例は天孫降臨章第二一書に、磐長姫耻恨而唾泣之曰、顯見蒼生者如ニ木華之俄邇轉當衰去矣、此世人短折之縁也と有る其縁に依りて世人短折に成り、又海宮遊行章第八一書に、時海神授鉤彦火々出見尊、因教之曰、還兄鉤、

時、天孫則當言汝生子八十連屬之裏貧鉤狹々貧鉤、言訖三下唾與之とある、其驗に依りて其兄火闌降命は終に其弟尊に伏事ひ給ふ事となれり、又古語拾遺に、昔在大地主神營田之日、以牛食田人、于時御歲神之子至於其田、唾レ鑿而還、以レ狀告父、御歲神發怒以レ蟻放其田、苗葉忽枯損似篠竹と有るは、其淨からぬを惡みて唾し給へるより起りて、終に苗稼を損ふに至れりし者なるなり、（但寶劍出現章第二、書に、已而科罪於素戔鳴尊云々、以レ唾爲白和幣、以レ湊爲青和幣、用レ此解除とあるは、右の例とは少異にて、此れを唾化し渡化して、青白の和幣と成して其の祓具の列に員へ入れたるなり、此は今不淨なる物を見て唾する縁なり、右に載るは物を卑しめ惡みて唾するにて、其本は「なれども、厭勝と解除とに分れたるなり、纂疏に唾者鄙惡人也、史孟嘗君傳文一日廢客皆去、今客有復見必唾其面」と見ゆ）唾の都は津液の總稱なり、傳八に云へる如く身體に聯在れるを津といふ、其精粹なるを保豆と云へるが、唾は津粘にて、其津の有餘れるが口中に粘り出づるを云ふなり、大同類聚方通志流可多と云ふ中に津波岐と見えたる是にて、津波岐は唾吐の義なり、和名抄にも唾（和名津波岐）口中津也とあり、諸此に乃所唾之が故に、其終に如此く唾き棄て給ひけるにて、此も亦絶妻之誓の御所業とは成れりし者なり、（通證に列異傳曰、南陽宋定伯、少時夜獨行、逢一鬼、鬼曰、唯畏人唾、國史纂要曰、唐張文成、梟晨鳴於庭樹、其妻以爲不祥、連唾之、孔氏志旌曰、四坐謂是鬼魅、僉遙唾之と有るなども、我上古の禁方なりしが、大己貴少彥名命などの傳へ遺し給へるにこそ）○速玉之男神は、神名式に伊豆國賀茂郡波夜多麻和氣命神社有も同神なるべし、故此の速は字の如く玉は

借字にて速靈神と申さむが如し、言意は伊弉冊尊と盟給ひて族離と宣ひ、又族に負けじと詔給ひける御心の一速く貫きて誓び勝たせ給へる由の意を負持給へる御名なり、後世の誓約文に必熊野大神の御名を書入れて盟ぶ事の本此に在る事なり、神名式に出雲國意宇郡速玉神社、紀伊國牟婁郡熊野早玉神社（大）と見えたれば、速玉神と申すが即ち御名にて、之男は其男神に坐す謂なるべし、（其は次に泉津事解之男神、又此の素戔鳴尊を、古事記に須佐之男命と書かれたる之男是なり、其を又神名式に、出雲國飯石郡須佐神社、紀伊國在田郡須佐神社、名神大月次新嘗と有るが如く、唯に須佐神と申すに同じ）速は迅速の義なる事傳六にも已に云へるが、猶云はゞ言の上に置けるは速素戔鳴尊、速秋津日命、速飄神など有り、其中間に置けるは速日神、燐速日神、津速產靈神など有り、共に其意同じく進む事の早ければ速素戔鳴尊と申し、嚴しき事の早ければ速日神とは申せるにて、此例幾許有るも異なる義有るべからず、鎮火祭詞に御心一速比給波志止爲氏、古事記に道速振荒振國神等など有る速も亦右に同じ、猪其波夜の波は、物の忽然なる事を嘆息て波阿と云ふ是なり、夜は阿夜にて、此も共に嘆聲なる事傳三に註せるが如し、其證は丹後風土記に、與謝郡々家東北隅方有速石里、此里之海有長大石前云々、先名天梯立、後名久志比濱、然云者國生大神伊射奈藝命、天爲通行而梯作立、故云天梯立、神御寢坐間伏仍怪久志備坐、故云久志比濱と有る、速石といふ里名は有長大石前と云る其に依れる名にて、其御寢坐る間に伏て、其石前と成れりしことの忽然なりし故に速石とは云ふなるべし、斯る大神さへに奇異に思ほす計なれば、其迅速なる事知るべし、此を以て波夜は歎息の辭より成れるならむとは云ふなり、又播磨風土記に、明石驛家駒手御井者、難波高津宮天皇之御世、楠生於井、唯朝日蔭淡路島、

夕日蔭ミ大倭島根カシマ、仍伐其楠カシ造ツレ舟、其迅トキコト如ヒ飛、一機去ク越七浪、仍曰速鳥ヒヂロと有るも、其迅トキコト事飛ヒぶが如きを以て速鳥とは云ヒるなり、又同天皇十六年御紀、播磨國造速待が歌に、彌箇始報破利摩波榔摩智と詠めるを、私記に三日之潮其流急スミヤカナリ速、故欲シテ讀早待アサタチ之發語置シテ此言乎と有るも、潮の流の急なるを速と云ヒるにて、速吸名門、浪速國などの速此に同じ、此等速と云ふ語を用ひたる例共なり、(萬葉一に、渡中爾、幣取向而、早還許牟、又、去來子等、早日本邊云々、又吾妹子乎、早見濱風云々、二に、芳野河、逝瀬之早見、四に、愛常、吾念情、速河之、又、早河之、湍爾居鳥之、五に、佐伎久伊摩志氏、速歸坐勢、又、和禮立待、速歸坐勢などを始として、早と速とを通はし用ひたる例多在り、名義抄に速字に登志、又波夜志、又須美夜加爾などいふ訓有りて、迅字又早字などの訓に相異ならざる者なり)然れば速玉之男神と申し奉るは、今俗にも速男の若武者、又は其心の敏く進むを速心ハヤシコロと云ひ、物事の迅く行はるゝを流行なども云ふ速にて、御誓に打勝たせ給はむと思ほし入給へる御靈の行進ませ御在し坐して、其信驗の一速く顯れて成出で給へる神にし坐せば、此は伊弉諾大神の荒魂に御在し坐さむも知るべからざるなり、長寛勘文に載せたる熊野縁起に、結玉家津美御子登申二字社と有るは、早玉神社と熊野坐神社との御事と聞ゆれば、又若くば結玉神と申す御名も坐々なるべし、夫木集雜十六、神祇弘安百首歌に、「檢挾法親王、那木の葉に磨ける露の映玉を、結ぶの宮や光添ふらん」と有るも由有りて聞ゆ、本國神名帳に、牟婁郡天神三社と有りて、正一位家都御子大神、正一位熊野大須美大神、正一位御子速玉大神と並び出でたるを、右の家都御子大神を姑く本宮と當て、餘の二神は共に早玉神社に坐々と思ふに、新抄格勅符の神封部に、熊野牟須美神四戸(紀伊天平神護二年奉充)速玉神四戸(紀伊神護

二年九月廿四日奉充)と別に舉けたれば、右の熊野大須美大神は本宮に坐して、即皇產靈大神に御坐す事決き者ながら、三社共に所祭相通ひて同じき故に、右の御歌は詠ませ給へるにこそ、(其家津美御子と申すは、紀伊國神名帳に正一位家都御子大神と有りて本宮の御神なるが、其は決く素戔鳴大神の亦御名なり、何を以て云ふぞならば、其本よりの宮なる出雲國意宇郡熊野神社の御事を、風土記に伊弉奈枳乃麻奈子坐熊野加武呂乃命と有る麻奈子に同じく、二柱神の相成し坐せる珍御子に渡らせ給ふが故に、其愛くしみ親み奉らせ給ふ由を以て申し奉る御名なるにて有るべき事、次に熊野神社の下に云ふべし)猪其早玉神社を新宮と申すは、本宮に對へたる名なり神名帳頭註に、崇神天皇十六年始建ミ熊野本宮、又景行天皇五十八年建ミ同新宮と云ふは社傳にも有るべし、本國出雲國意宇郡より勧請れる故由、下に本宮那智の御事と共に合せ云ふを見て知るべきなり、三代實錄に、貞觀元年正月廿七日甲申、奉セラフ授ミ紀伊國從五位下熊野早玉神從五位上、同年五月廿八日癸未、授ミ紀伊國從五位上熊野早玉神從二位、同五年三月二日甲子、授ミ紀伊國從二位熊野早玉神正二位ミと見え又紀略に延喜七年十月一日、授ミ紀伊國正二位熊野早玉神從一位ミと見えたり、長寛勘文に、天慶三年二月一日爲正一位ミと有り、本國神名帳にも正一位御子速玉大神と見えたり、(南紀名勝志と云ふ物に、熊野村と云ふは新宮庄に上熊野村、中熊野村、下熊野村有り、今新宮村と云ふも、本は熊野村の内なれども、新宮大神鎮坐以後、所の名と爲るか、諸書に熊野村と云へるは此處なるべし、據て牟婁郡を熊野と云へるは、新宮熊野村に因りて云ふと見えたり)と云へり、猶委しきことは下に熊野三所の御事を合せ云ふべし)○掃之神は其御盟に勝たせさせ給へる、即其黃泉國の垢の染入りし其御身に着ける物を却し投入れ給へるにて、此即ち解除の始なり、

通證に掃者上一書所レ記投^ミ去濁穢之服御^ミ者是也と云へるは、予が意を得たる説なり、波羅比には多く解除又は祓字を被レ用たるを、掃字を書れたるも其義を以てなるべし、萬葉九(二十丁)に、零置流、霜乎掃等爾有斯と有り、又(二十三丁)此山乎、牛掃神之と有る、此は假字なれども掃を波久と云ふに依りて用ひたるなり、十九(三十九丁)に、安母里麻之掃平と見え、大祓詞に荒振神等乎波云々神掃々賜比氏なども有り、其を遷却崇神詞には、神攘々平氣武止云々、出雲神賀詞には、荒布留神等乎撥平氣とあり、又萬葉十一には、眞袖持、床打拂とも見ゆ、然れば掃を攘とも撥とも通はし書くなりけり、名義抄に掃字を波伎、又波良布、又久豆、又志豆牟とも訓みたる字なり)故此に掃之と云ふは、第六、一書に建^ミ絶妻之誓^ミの事有るは、此族離に當り、次に伊弉諾尊の當^ミ縊^ミ殺汝所治國民日將千頭^ミと宣へば、伊弉諾尊即吾則當^ミ產^ミ日將千五百頭^ミと誓び勝ち給へる、其即ち此の又曰^レ不^レ負^ミ於族^ミと有るに當れるを、其次に即云々、又投^ミ其帶^ミ云々、又投^ミ其衣^ミ云々、又投^ミ其禪^ミ云々と見えたる、其亦此の掃之といふに當りて、奇しき迄其事實の合へるは、彼は詳なる方、此は略^ミたる方なる耳こそ有りけれ、其傳の趣の全く一事なればなるべし、然れば傳八に已に註せるが如く、古事記には其事を是以伊邪那岐大神云々、故吾者爲^ミ御身之禊^ミ而到^ミ坐三紫日向之橋小門之阿波岐原^ミ而禊祓也、故於^ミ投棄云々^ミ所^レ成神名云々と見えたるは、彼は固より祓の事なり、又此に傳はる所も掃之と有り、此に依りて祓と掃と混に成れるから、然る僻傳は出來れる者なりと所思えたり、諸投棄てたる物に依りて成れる神等は皆祓々しき神なるは、其掃はせ給へる物共に依りて成れよば然るを、此に掃之神と申せるは、然る汚穢たりし物共を投棄てさせ給ふ方の神にし坐せば、此は善神にて其類には非ざる事申すも更なり(但其第六、一書なるも古事記なるも、其黃泉門にて物爲給へる橋小門にて物し給へる趣なると、其處の違ひこそは有りけれ事は全く同じきを、其にも此にも其最初に御杖を投棄てさせ給ひて、岐神の成坐る由に傳へたるは誤にて、第九、一書にある趣正實に叶へり、争でか岐神の然る枉神に混りて成出坐せる事の有らむ)○泉津事解之男は、舊く訓み來れる任に事解を許登佐迦と訓むべし、解字を佐迦と訓める正しき例は、出雲風土記に柄縫郡佐香鄉云々、佐香河内百八十神等集坐、御厨立給而令^レ釀^レ酒給之、即百八十日喜讌解散坐故云^ミ佐香^ミとある、此は其酒を釀らしめ給へるに依りて佐香と云ふと心得たらむは(通^{ヒトツナリ}の見解なれども、殊更に解散坐と有るは、其放らせ給へるに品有りしなるべし、然れば鄉名の佐香に係合せて、此解散も佐加利と訓むべき所なるなり、(記傳に引かれたるには、事解を許登々祁と訓まれて、其説に、「此解字昔より佐加と訓めども、然訓むべき慥なる證も例も無れば、登祁にても有りなむかし」と云はれたり、萬葉四に、紐解不離^{トキサケズ}、五に、紐解佐氣豆なども有りて、登久と佐久とは同じ類の語なれば、何れにても有るなめども、猶舊例の方宜しかりぬべし)事解を正しく許登佐加と訓むべき例は、上に引ける孝德天皇二年御紀に、事瑕此云^ミ居膳作柯^ミと註されたるは、離別の妻の事を云ふなり、萬葉十三(三十四丁)に、欲見者、雲井所見、愛、十羽能松原、少子等、率和出將見、琴酒者、國丹放嘗^{トコナム}、別避者、宅仁離南、乾坤之、神志恨志之、草枕、此禍之氣爾、妻可離哉、反歌、草枕、此禍之氣爾、妻放^{ワガナガリ}、家道思生爲便無と見えたる、琴酒は借字、別避は正字にて、共に事離の意にて、今も夫婦の相離入事を、字音に離別と云ふに同じ、此は旅に行きたりし間、家に在りし妻などの死にたるを詠めるなる可きが、此別避は全く此の族離の古事を以て仕立てたりし者なり(若く別避を爲るならば、己が國に在りて放け、己が家に居て離

たらましかば、少しは心も慰みなましを、此旅の日數の間に、妻をさけ給へる天地の神し恨めしとなり、此歌の訓何れも悪かり、予が右に訓める如く有るべし、十六に、琴酒乎、押垂小野從、出流水云々と有る琴酒は右とは異なり、其は別酒を押垂らすと云ふ續けて、其は常に用ふる清酒に對へて別なる酒と云ふ事なれば、カタザケ醇酒などの事にも有るべし、カタザケ猪此事解之男神と申し奉るは、彼御誓びに勝たせさせ給ひて、族離の御言信驗有りて、其如く絶妻之誓の御事定まり、又此時迄大御身に著けさせ御在し坐し、物共を脱棄て掃給ふが故に、其に因て成れる神等は、傳八に云へる如く疾病神と禍害神との二種なれども、其も伊弉諾大神に著きて在りし程は、猶其妖災を免れ給はず、此に其投棄て給へるに依りて其黄泉神は別れ避奉れるなれば、此にも右に註せる如く事離コトサクの義は充満ミナクへり、斯れば此泉津事解之男神はしも、大神の彼國を惡み避け給へる御靈に依りて成坐せれば、其を以て御徳と成し給ふ神になむ御在し坐しける、イヒハナツ（因云古事記朝倉宮段一言主神の御名乗せせる所に、吾者雖ミ惡事ミ而一言、雖ミ善事ミ而一言言離之神云々とある、其言離は許登佐加などゝは訓むべからず、延佳本に伊比波那都と有るは古き訓なるべし、其は此の事解とは大に趣意の違ふ事なり、下に云ふべし）故此神は伊弉諾大神の和魂には御在し坐さざるか、解除は據て其不祥を避けて物を和むる事なればなり、此神も速玉神と共に其本宮は出雲にて有るべけれども、風土記神名式共に所見なし、若くは速玉神社と共に鎮坐せるにや、鈴屋大人の神賀詞後釋に、「熊野社の今之説には、上宮三社は中伊邪那岐命伊邪那美命、左早玉男、右事解男なり、下社は天照太神須佐之男命なりと云ふなれども、神名帳に唯熊野坐神社と耳有りて、幾座と云ふ事無ければ、官帳に入りて式に載れるは、主として祭る須佐之男命一座耳にて、其餘は皆添へて祭る神にて、官帳

には入らざる神なり」と有るは然る言なれども、然上宮下宮と容易く別けて祭るべきならざれば、其上宮と云ふなむ意宇郡速玉神社には御在すべき、其社傳の如くは、泉津事解之男神も必ず並び坐さむこと、次に云へる紀伊國の例を以ても知るべし、(右の下宮と云へるは、素戔鳴尊の本宮なるにて、紀伊國牟婁郡熊野坐神社名神大的本なる事、下に云ふを見るべし、今も大草郷熊野村に立たせ御在し坐すを、内山眞龍が風土記抄と云ふ書に、速玉社在ミ熊野村と云へるは、上宮を云ふか別社なるか、下に註るに考合す可し)然るは紀伊國神社錄と云ふ物に、熊野本宮伊弉冊尊、本國神名帳曰、正一位家津御子大神速玉男、正一位御子速玉大神事解男として四座なり、次に新宮同ミ本宮一那智同レ前と云へれば、本宮新宮那智共に其所祭同じき趣なり、然るに通證に、熊野垂跡記又神名帳頭註等謂ニ本宮一則、景行天皇御宇所レ創而、那智新宮則後代祭レ之、然則稱ミ三所一者、出於後世一而其所レ祭皆同、但本宮主ミ菊理媛一と云ふは、主ミ伊弉冊尊一にて有るべきを如何、其神も亦相殿に坐すにや、猪其神社錄に、今按大四社者伊弉冊、早玉、事解、天照太神也、故今猶御衣劍矛等存焉と有れども、天照太神と云ふは其家津御子大神を誤りて然心得つる僻說なり)然れば其那智は事解之男神を主として祀祭れる御社なりけり、後の物ながら家神道書の中に、熊野新宮速玉乃男神、那智泉津事解之男神と有るをも證と爲べし、神社錄に本宮舊記曰、仁德天皇草レ創那智宮一と見えたれば其時本宮より別祭れるなる可し、然れども其所レ祭本宮と異なるにぞ有るべき、猪熊野鈴木家譜を見るに、那智十二所の首に地主權現宮大己貴命と有るに就て思ふに、其那智と云ふは從來の大己貴神の敷坐せる地なるを以て、其地

に共々に那智と云ふ稱有りて祀給へるにこそは有りけめ、其は和漢三才圖會に、越前國白山社の別社を記せるに、越南智大己貴命と有るは、越國の那智と云ふなり、猶上野國神名帳に、群馬西郡從三位大奈知明神小奈知明神と有るは、決く大汝、少彦二神なるに思はせらるればなり、其由傳七に且々云へり、名勝志に熊野郡那智山、權現宮飛瀧權現、又曰「瀧宮」と見ゆ、（江談抄に、問云熊野三所本緣如何、被答云、熊野三所伊勢太神宮御身云々、本宮并新宮大神宮也、那智荒祭又太神宮救世觀世音御變身云々、此事民部卿俊明所被談也と有り、古にも熊野三所を伊勢太神宮と配し、又救世觀世音など云ふめる、鬼と混つに云ひ成し奉れる枉言は有りしなり、斯れこそ其三所共に權現の號を以て唱へ來り、兩部神道を以て仕へ奉る社と成れるのみかは、本宮新宮には禰宜祝部も有るを、那智は沙門優婆塞耳有りて、佛を主とする地とは成り竟てたるぞかし、然る泉國の汚物を掃ふに因りて成出で坐せる事解之男神に坐せれば、如何に汚穢く所思すらむ）○古事記に既生國更生神故生神名大事忍男神と有りて、此れより以下に十神あるを、記傳五（三十二丁）に、「此は本彼御祓の時に成坐せる神等の一傳なりしが、亂れて此の記には彼所と此所とに重りし者なり」として、其の大事忍男神を、此の泉津事解之男神に當れる由に被定たるは、甚々委曲しき考へにて、更らに言加ふべき所なくなむ有りける、又其の説に云はく、大事忍男神此神の事解之男に當れると云ふ故は、先づ事解之男とは女神男神族離給ふ方に就て負せ奉りし名なるを、其處の御言に吾與汝已生國矣云々と有り、又伊弉諾尊神功已畢云々、又功既至矣德亦大矣とも有れば、夫婦離賜ふも已に大なる事の成竟し故なれば、此名は其方に就て大事と稱へしならむ、然れば此二名云以て行けば一意に當れり云々と云はれたり、實にざる言なり、（但事解を許登々祁と訓まれ、コトヲカ）

族離^{ウカラナカシ}を宇我遷波那禮卒と訓まれたる耳予が説く所と異なるに依りて、少か自佗の屬け方違へれども、其義遠からず故其意を少か補ひて猶云はゞ、大事の事は右に引かれたる神功、又功既至矣などの功^{コト}是なり、忍は瑞珠盟約章第三、一書の熊野忍隅命を、寶鏡開始章第三、一書には熊野大隅命と有り、斯れば忍は大の義なるを知らる、然れば右に引かれたる瑞珠盟約章に、伊弉諾尊功既至矣、德亦大矣と見えたる其意にて、大事忍男神は大功大男神と申す御事なり、然るは族離^{ウカラナカシ}と別處を言度し宣ひて、伊弉諾尊は下津國を所知食し、伊弉諾尊は上津國を所知食す事に定まり、又不^レ負^ム於族^{ウカラナカシ}と宣ひて、古事記に謂ゆる一日必千人死一日必千五百人生也の御誓信驗有りて、速玉男之神成出で給ひ、猶其大御身に著けさせ御在し坐しゝ物を悉く掃葉て投却り給ひて、大御心の殘る所なく泉國の御政を畢させ給ふ時に成出で坐せれば、寔に大事忍男神と申す御名坐すべき御事になむ御在し坐しける（若て其大功大男神と申す御名の空しからずして、二柱神の別處を建て給へる中に、云ひ知らず味のある事なり、其は傳八卷に云ひ、又この伊弉諾尊聞而善之乃散去矣と有る所に云ふ可し）○神名式に紀伊國牟婁郡熊野坐神社（名神大）長寬勘文に伊弉諾尊と有り、紀伊國神社錄に、熊野本宮伊弉諾尊、本國神名帳曰正一位家津御子大神速玉男、正一位御子速玉大神事解男と合せて四神の趣なり、又上に引ける社傳に、本宮主菊理媛^{アマミヒメ}とあれば五柱なる狀なり、さて熊野鈴木玉木家傳に、伊弉諾尊の神靈を出雲より紀伊の熊野に勧遷し奉る時に、御先拂ふ鈴を神木に著け捧持したる家の子孫を鈴木と云ひ、御靈を籠めたる賢木を持ちたる家を玉木といふ、後改めて玉置と書すと云へば、出雲より伊弉諾尊と素戔鳴尊と共に其意宇郡熊野坐神社（名神大）より、御託などの有りて移し奉れる事と成れりしなるべし、其神木と云ふは那木なるべく、御靈を

籠めたる賢木とは御靈實を祀納めたる神籠の事なるべし、（然るを在田郡なる鈴木家譜に、「神武天皇長髓彦御征伐の時、柳木に鈴を結付け御馬印の體に持たせ御先手を勤む、御馬の飼料に稻を奉りしかば穂積姓を賜はる」と云へるは、右の伊弉冊尊を出雲より供奉りし事を以て、神武天皇と偽れるなり、抑長髓彦御征伐の御時などは、饒速日命背き給ふ御心は御在し坐すながら、波に阻られ給ひて御先手などの事は出來給ふべくも非ざれば、云ふにも足らざる僻事なり、又馬の飼料に稻を奉りしかば穂積姓を賜はると云ふも心得ず、神武天皇御世など、姓氏を賜はるなど云ふ事は且々もなき事なるが上に、穂積は大和國十市郡の地名より出でたる姓にて、萬葉十三に、帛叫、猶從出而、水蓼、穂積至、鳥網張、坂手乎過、と有る是なれば信び難し、思ふに後人の所爲なるべし）神名帳頭註に、崇神天皇十六年始建ニ熊野本宮、景行天皇五十八年、建ニ同神宮」と有れば、伊弉冊尊は其時移坐するにて本宮にても素戔鳴尊、新宮早玉之男神と二柱の御神は後の度なるべし、其は長寬勘文に、熊野權現御垂跡縁起云、日本國鎮西日子乃山峯兩降給、其體八角奈留水精乃石高佐三尺六寸奈留仁天、天下給布、次五年乎經天、戊午年伊豫國石鐵乃峯仁渡給、次六年乎經豆甲子年淡路國乃遊鶴羽乃峯爾渡給、次六年過庚午年三月廿三日、紀伊國無漏郡切部山乃西乃海乃北乃岸乃玉那木乃淵乃上乃松木本渡給、次五十七年乎過、庚午年三月廿二日、熊野新宮乃南乃神藏峰降給、次六十一年庚午年、新宮乃東乃阿須加乃社乃北石淵乃谷仁勸請靜奉津留、始結玉家津美御子登申二字社也、次十三年乎過豆王午年本宮大湯原一位木三本乃末三枚月形仁天天降給と有る、此は甚々疑はしき書なれども、已く其勘文に被載たれば、其より以前に出で來りし者なるべければ、中には取るべき所も有るべきなり、（今試みに其年紀を考ふるに、景行天皇五十八年は戊辰なれば、其

年を新宮御鎮座の年として、其十二年は壬午に當れりば、其より逆算するに、其十三年前庚午は垂仁天皇九十九年なり、其より六十一年前庚午は同天皇三十九年なり、其より五十七年前は甲戌なれば、此に年紀を一脱せるなり、其庚午は崇神天皇四十七年に當れり、其より六年前甲子は同天皇四十一年に當り、其より六年前戊午は其三十五年に當り、其より五年前は崇神天皇三十年癸丑に當りて、此より景行天皇五十八年戊辰迄都て百九十六年計の事なるなり）其文中に結玉と申すは速玉之男神にして、本國意宇郡速玉神社の神なり、家津美御子は紀伊國神名帳に正一位家津御子大神と有り、此なむ上に且々云へるが如く素戔鳴尊にて、意宇郡熊野坐神社（名神大）に坐す大神に坐々ける、若て此時迄其母伊弉冊尊と共に其宮に鎮坐しけむを、伊弉冊尊は崇神天皇十六年に紀伊國に遷らせ御在し坐しより、其宮には素戔鳴尊一柱と成りぬるなるべし、若て家津御子と申すは、第六一書に吾欲レ從母於根國」と有るが如く、殊に御母神に親しく御在し坐せば、家の御子と申す事にて御許去らず御在し坐す謂なるべし、神賀詞に伊佐奈伎乃日真名子と有るも、相親しみ給ふ由を以て云ふ事なるを考合せて曉るべき者なり、右の垂跡記の如くは、伊弉冊大神より後に其二神の御靈を分けて、出雲より紀伊國に移し奉れるが、其も直には出て坐さずして、豐前より伊豫淡路の國々を経て紀伊國に鎮坐しけむを、斯る物の僻として天降と云ふ事常なれば異しむに足らず（但崇神天皇御紀に、七年十一月丁卯、命ニ伊香色雄ニ而以ニ物部八十手所レ作祭レ神之物ニ云々、便別祭ニ八十萬群神ニ仍定ニ天社國社及神地神戸ニと有れば此時など然るべき神々の御社を被レ定たりけむと所思しければ、出雲より紀伊に移し奉れる事は違ひ有るまじけれど、其始は第五一書に所見たる故事に依りて、伊弉冊尊を先づ迎へ取りて祀られたる其後、速玉之男神素戔鳴尊なども御託有り

て熊野に移出で坐しゝなるべし、其垂跡縁起に八角奈留水精にて天降給ふと云ふは、日子乃山にて御靈形を定めたるを云ふならむか、其は神名式に豊前國田川郡忍骨神社と有る今彦山權現と云ふ是なり、縁起に南岳伊弉諾尊、中岳伊弉冉尊、北岳天忍穗耳尊を祀る山云へり、石鐵乃峯は今伊豫國石鐵山藏王權現と云ひて、少彦名命を祀れる山なり、遊鶴羽乃峯は淡路國三原郡に有りて、今遊鶴羽權現と云ふ有り、其なるべし、玉那木乃淵は、日高郡切目庄切目川に副ひて玉御前と云ふあり、其か、然れば其山々を經て紀伊國に渡り坐しゝと云ふも疑はしき事ながら、右の結玉、家津御子二神などは、さる事の實に在りしかも亦知るべからず）三代實錄に、貞觀元年正月廿七日甲申、奉^レ授^ニ紀伊國從五位下熊野坐神從五位上、同年五月廿八日癸未授^ニ紀伊國從五位上熊野坐神從二位^一と有りて、此二度共に出雲國熊野坐神杵築神と共に神位を被^レ奉たるなど、由有りて思ゆるを考ふべし、日本紀略に、延喜七年十月二日、授^ニ紀伊國從三位熊野坐神正二位^一と有るを、本國神名帳には、正一位家都御子大神と見えたれば、長寬勘文に伊弉冉尊とあれども、此にも出雲國の如く素戔鳴尊なむ其主神には御在し坐する可き、又本國神名帳に、正一位熊野大須美大神と有るを、右に引ける新抄格勅符に依りて熊野牟須美神と速玉神とを別に舉けたるは、本宮は皇產靈大神を祭り奉れる趣なり（諸是を本宮と申せば本なる可きに、何時も早玉神社を先に擧げられ、且早玉神は貞觀五年三月二日に正二位に進みて一階超え給ひ、延喜の度にも早玉神は從一位に進ませ給ひて、却りて本宮の方は一階後れ給へり、且神名帳には名神大と有れども、名神祭に被^レ載ざるを思へば、出雲と混ひつるには非じか、然れば早玉神社と共に唯大社なり、若て又右に引ける垂跡縁起にも、結玉、家津美御子と新宮神を先に立て記せるなど、新宮本宮と云ふ次第の如し、

又纂疏に、熊野早玉神社、今熊野權現也と記され、又扶桑略記に、延喜七年十月十七日云々、法皇以^ニ去十一日^一自^ニ切尾湊御舟赴^ニ向熊野神社^一と有るも、共に新宮の御事なれば、社に取りては新宮の方重き狀なり、猶能く考ふべし）上に云へる伊弉冉尊を出雲より供奉れりし鈴木は穗積氏にて饒速日命の裔なる事、姓氏錄に所見たるが如し、然るに同錄（山城國神別天神）に、熊野連饒速日命孫味饒田命之後也と見えたる、熊野は全く紀伊國のと聞ゆれば、天孫本紀に依るに、其父宇麻志麻治命に仰せて彼地にて天神より授かり得給へる鬱靈劍を令^レ齋給へれば、其山などにて其熊野の地をト居りけるにや、國造本紀に熊野國造志賀高穴穂朝御世饒速日命五世孫大阿斗足尼定^ニ賜國造^一と有るも、後に國司を京より被^レ遣など^一は異にて、其土著^ニの貴族を以て國造に封じ給ふ上古の御定なればなり、但し姓氏錄には右の熊野連に並びて其同族に阿刀宿禰阿刀連等有れども、天孫本紀を見るに、其五世孫は輕境原朝に被仕奉たる人等にて、稍に九世孫に至りて志賀高穴穂朝に仕へ奉れる人等の名有れども、大阿斗足尼と云ふ人の見えざるは、既く味饒田命より別に支れたる者なる可し、天孫本紀にも饒速日命孫味饒田命（阿刀連等祖）見えけり、然れば物部穗積の彼地に住來れりし事も甚々古き事なりけり（此に一の奇説を思出たり、其は史記始皇本紀に、徐市等上書、海中有^ニ三神、山名曰蓬萊方洲瀛洲、仙人居^ニ之云々、入^レ海求^ニ神藥^ニ云々、人性嗜^レ酒、多^ニ壽考^一、至^ニ百余歲者甚衆云々、世之相傳有^ニ數萬家^ニ云々、論曰、福將^ニ童男童女數千人^ニ入^レ海求^ニ蓬萊神仙^ニ云々、徐福遂止^ニ此州^ニ云々、土宜^ニ禾稻紵麻蠶桑^ニ云々、出^ニ白珠青玉、其山有^レ丹、氣溫腴、冬夏生^ニ菜茄^ニ云々、人性嗜^レ酒、多^ニ壽考^一、至^ニ百余歲者甚衆云々、子曰君子居苟政之所^レ暢東夷以^ニ柔語^ニ爲^レ風、異乎三方^ニ者也云々、遺義存焉、仲尼懷^レ憤以^ニ九夷可^レ居夷疑^ニ其陋^ニ、子曰君子居

之何陋之有、亦徒有以云々と有りて、蓬萊を皇國の事と爲り、其神仙といふも、皇國にては尋常の人なれども、瑞穂を食ひて壽考多きが故に、彼が心には然思へりしなりけり、君子は我が上世の貴人を然稱へたるにて、孔丘が乘桴浮海と云ひ、魯仲連が臣踏東海死と云へるも、皆大人君子の大御國を慕ひ奉れるなり、若て神社考詳節熊野社條に、浮屠絕海入明時、洪武天子問秦徐福事、答以絕句云・熊野峯前徐福祠、滿山藥草雨餘肥、祇今海上波濤穩、萬里好風須早皈、天子和云、熊野峯前血食祠、松根琥珀也應肥、當時徐福覓仙藥、直到如今竟不皈、云々と云ふ事を載せり、然れば徐福が仙藥を覓めに到れりし蓬萊は熊野山を云ふ事灼然し、義楚六帖に、日本國云々、秦時徐福將五百童男五百童女止此國云々、有山亦名蓬萊云々、至今子孫皆曰秦氏云々、有金峯山有松檜名花軟草云々と云へる金峯山は、其蓬萊といふ熊野の奥なる大和國吉野郡にある山名なるを思ふべし、至今子孫皆曰秦氏とは、古語拾遺に至於輕島豐明朝、秦公祖弓月率三百廿縣之民而歸化矣と有るを、御紀に稽ふるに十四年と有り、姓氏錄左京諸蕃に、太秦公宿禰秦始皇帝、十三世孫孝武王之後也、男融滿王足仲彥天皇八年來朝、男融通王一日弓月王譽田天皇十四年來朝云々と有れども、始皇は英才の男なりければ、秦の永く保つまじき事を知りて、徐福が率たる五百童男五百童女などの中に、己が子弟を數多交へて、大御國に渡して天皇御民とだに成し置かば、其祀を斷つべからずと謀りて渡しつるが、熊野に住へりしが秦氏を稱へて有りしも多在りしなるべし、然思ひ合せらるゝ事は、同錄山城國神別阿刀連熊野連等の竝びに、秦忌寸神饒速日命之後也とある、秦は右の始皇が子孫の負ふべき氏なるを、山無き物部穂積と同族なる氏人の然る氏を負ふ可きに非ざるを思ふべし、右の味饒田命は天孫本紀に依るに綏靖天皇の御世の人

なり、本朝通鑑に孝靈天皇七十二年に秦人徐福來る山を記せれば、其味饒田命より三四世後にて、其熊野を知れりし人に徐福も從ひて止れるなる可し、然れば熊野連熊野國造などは右に云へる鈴木の本姓穂積の一族なり、又同族に秦忌寸などの有るは、右の徐市が歸化の事に依りて起れるにぞ有りぬべき)○熊野新宮に地主神社と云ふ有り、社記に祭高倉下命穗屋姫命と有り、天孫本紀に饒速日命兒天香語山命(天降名手栗彥命亦名高倉下命)と見えたる是なり、紀伊國神社錄にも地主神社高倉下命也社家祖神と云へり、(同書には此地主神社を新宮の下に隸たり、然るに通證には在本宮後と云へり、右に云へる如く本宮新宮那智共に其祭神同じく御在し坐す上は、本宮にも新宮にも地主神社と申して有るべし)又神藏大明神と申す有り、神社錄に相傳高倉下命得天劍之處也と有は、神武天皇御紀に見えたる故事の有りし所なり、諸神名式に越後國蒲原郡伊夜比古神社(名神大)と有るを、一宮記に天香山命と云ひ、社説に、「上古紀伊國新宮神倉大明神此國へ臨幸なり、伊夜比古大明神の御前名なり」と云へるも由有る事なり、大同類聚方に美久嵐乃薬、紀伊國牟婁郡熊野早玉神社神傳、又越後國蒲原郡伊夜日古神社傳留毛同方、元者少日子名命神方、兩社祝子等家傳流方也云々と有るを以て、其社説の誣ひざる事を見つべし、(因云伊夜比古は彌孫の義なり、天照太神素戔鳴尊御誓に依て成し坐せる御子天忍穗耳尊にて、御孫は饒速日命に坐し、天香山命は其子なれば、皇太神の御曾孫に當るを以て、彌孫とは申せるなり、續後紀に天長十年秋七月朔丙戌朔戊子、越後國蒲原郡伊夜比古神預之名神、以彼部每旱疫致雨救也病也、承和九年十月辛酉朔壬戌、奉授越後國無位伊夜比古神從五位下、清和天皇實錄に、貞觀三年八月三日甲辰、越後國從五位上彌彦神授從四位下と見えたり、其委しき事は神武天皇御紀傳に云ふべし)

又神社錄に高倉大明神（在高田村）所祭高倉下命、饒速日命子也。母天道日女命熊野神主之祖神也。椋井赤木長井大山諸村同神社存焉と見えたり、如此く處々に祀はれさせ御在し坐す事はしも、實に其地主神に渡らせ給ふが故なるべし。（其神主の祖神と云ふ事猶能く正して註すべき事なれども、此は速玉之男神事解之男神の熊野に御在し坐す事を云ふ序に、餘事にも及ほせるなれば然耳はとて）○相鬪とは、互みに御心背き給ひて疎々しく成らせ給ふを云て、謂ゆる絶妻之誓の御事を云ふなり、右に出でたる族離、又曰レ不レ負_ニ於族_ニとある其時の事を再び云へるなり、此は第六一書に伊弉諾尊已至_ニ泉津平坂、故便以_ニ千人所引磐石_ニ塞_ニ其坂路、與_ニ伊弉冉尊_ニ相向而立、遂建_ニ絶妻之誓_ニ云々と有る其を云ふなり、（或説に古事記に謂ゆる於_ニ其八雷神_ニ副_ニ千五百之黃泉軍_ニ令レ追_ニ云_ニへる是なりと雖も、此に與レ妹と有るに叶はず、且相鬪を鬪戦の義と思へる説なれば云ふにも足らずなむ）相鬪を阿比阿良曾布と訓めるその例は、萬葉一（十一丁）に、相諍競伎と有り、阿良曾布は散_{アラケキツフ}競_{キツフ}にて、互ひに遠放り合ふ事を、鬪戦字を然訓むも其心の遠放り合へるに就て有る事なり、大祓詞後釋に、「依來_{アラマサ}すして疎々しきを荒夫_{アラフ}と云へる例は萬葉二（二十八丁）に、島宮、上池有、放鳥、荒備勿行、君不座十方、又、住鳥毛荒備勿行、年替左右、四（廿五丁）に、筑紫船、未毛不來者、豫、荒振公乎、見我悲左、十一（廿八丁）に、放駒、蕩去家良思、不合思者、又（四十六丁）、榜領巾乃、白濱浪乃、不肯緣、荒振妹爾、戀乍曾居（一云戀流已呂可母）古今集にも、「古里に非ぬ物から我爲に、人の心の荒て見ゆらむ」（以上補意）と有り、阿良曾布も亦其と同じ義なり、萬葉一（十一丁）に、虛蟬毛、嬬乎相格良思吉_{アラソブラシキ}、一二（三十四丁）に、去鳥乃相競端爾（一云打蟬等、安良蘇布波之爾）九（三十三丁）に、朝露乃、銷易杵壽、神之共、荒競不勝而、又（三十五丁）乃相競端爾

立向競時爾云々、丈夫之荒爭見者、十(十丁)に、春雨爾、相爭不勝而、又(廿五丁)、已麿乏、子等者競津、又(三十
四丁)、白露爾、荒爭芽子之、明日將咲見、又(三十六丁)、白露爾、荒爭金手、咲芽子、又(四十五丁)、眞木葉毛、爭
不勝而、十四(十九丁)に、宇都世美能、夜蘇許登乃敵波、思家久等母、安良蘇比可禰氏、安乎許登奈須奈、又(廿二
丁)、安可見夜麻久左禰可利曾氣、安波須賀倍、安良蘇布伊毛之、安夜爾可奈之毛、十九(二十六丁)に宇都勢美能、名
乎競爭登、玉刻、壽毛須底々、相爭爾など見えたるは、何れも鬪戰タカヒの如く見ゆめれど、其言の本より云ふ時は、何れ
も疎々しく遠放る意なる者にて、惡神を荒振神と云ひ、鬪戰を阿良曾布と云ふなどは、却ナカクに未なる者なり、(然れば
此の及_ミ其與レ妹相_ニ鬪於泉平坂_一也を、二神の相戰ひ給ひし由に云ふなどの説は、甚々僻々しく其意の上下に行渡らざ
る妄言ミダリゴトと云ふ者になむ有る)○爲族は舊く族我爲爾と訓めるに從ふ可し、師翁の古史成文には族登爲而と訓まれた
れども、其にては趣意を過まつべし、この爲字は伊弉冊尊の黃泉國に去給ひし爲に之の義なるを、古史成文の如くにて
は、其伊弉冊尊を族と所思して悲み、又思哀ばせ給へる事に成りて、其族と成りて夫婦の御親み有りける事を悔いさ
せ給ふ意に成りて、如何なる事共なり、上に伊弉諾尊追_ニ至伊弉冊尊所在處_一と有るその事を悔いさせ給へるにて、第
六、一書に吾不_レ意到_ニ於不須也凶目汚穢之國_一矣など有るが如く、族の爲に其國に追及て到坐し、事を悔い給へる所な
るを思ふ可し、(然も無くては始に族と成り給ひし事を悔い給ふに成りて、終には皇祖天神の詔命に依りて國土を生み
給ひし事をも悔る意に成れよば、此師翁の説は甘ひ難し)○悲は上に悲レ汝故來と宜へる是なり、其説上に出づ○思哀
は斯努夫と訓むべし、言義は氣伸シヌチにて、氣の伸びて思ふ邊に行く意にて、即ち慕と云ふに大凡同じ、天孫降臨章には

悲歌の字をも然訓めり、下に云ふべし、續紀第四十詔に、後乃藤原大臣爾賜天在留志乃比已止乃書爾勅大在久と有るは、謂ゆる誄にて死亡たる人を慕ふ爲に成す業なり、第五十八詔に、悲傷備賜比之乃比給比大御泣川々大坐麻須と有るも、此の悲哀に同じ、猶萬葉一(十二丁)に、黃葉乎婆、取而曾思努布、青乎者、置而曾歎久と云ひ、取と置とを對はせ、思奴布と歎久とを對はせたるを先づ心に留め考ふ可きなり、一二(十九丁)に、夏草之、思之奈要而、志怒布良武、妹之門將見、靡此山、又(三十三丁)、天地之、彌遠長久、思將往、又(三十五丁)、玉手次、懸而將偲、三(二十二丁)に、眞木葉乃、之奈布勢能山、之奴波受而、又(五十六丁)、秋去者、見乍思跡、又、秋風寒、思努妣都流可聞、四(十八丁)に、庭立麻手刈干布慕、東女乎、忘賜名、六(四十七丁)に、語嗣、偲家良思吉、百世歷而、所偲將往、清白濱、七(八丁)に、古毛、如此聞乍哉、偲兼、九(三十三丁)に、永世乃、語爾爲乍、後人、偲爾世武等云々、語嗣、偲繼來、十(五十二丁)に、見管曾思努布、君之光儀乎、十一(十丁)に、遠妹、振仰見、偲、又何名副妹偲、又(三十丁)、吾背子之、偲爾爲與得、千世爾物、偲渡登、十四(十五丁)に、安波奈波婆、斯努比爾勢牟等、十六(十五丁)に、之努比管、有常將兒毛欲得、又(二十二丁)、潮干乃山乎、之努比鶴鷗、十七(四十二丁)に、曾己乎之母、安夜爾登母志美、之努比都追、安蘇夫佐香理乎、十八(十九丁)に、可久夜思努波牟、又(三十一丁)、伊爾之敵欲、之奴比爾家禮婆、十九(廿二丁)に、吾幾許、斯奴波久不知爾、二十(三十五丁)に、志濃比爾西餘等、都氣志比毛、又(四十一丁)、伊波乃伊毛呂、和乎之乃布良之など有る、是等を忍字隱字などを斯努布と云ふとは異にて、此は慕に近き語なり、故

名義抄に偲字斯多布と訓めり、斯れば斯努夫を斯多布と云ひても言違はざるが如しと雖も、此に一の差別無くては有るべからず、慕は言義下這にて身を以て因を云ふべく、斯努夫は氣仲にて心を以て行を云ふなるべく、是其差異ある所以なり、(又六に振袖袖乎、忍而有香聞、十一に、丈夫也、戀云物乎、忍金手武、十二に、人目多見、眼社忍禮、又、丈夫哉、戀云物乎、思不得牟、十三に、池底、吾者不忍、正相左右、二十六に、刺竹之、舍人壯裳忍經等水と有るなど、如此く堪忍と隱忍と、又この慕偲と其言同じくは有れども、其義異なり、右の堪忍隱忍の方は退去と云ふに近き語なれば、この悲哀とは決に同じからざる者にて、其來る所等しからずと知るべし)○「怯」とは心の行届かざるを云ふなり、言義は津足無なる可し、雄略天皇九年御紀に、臣雖ニ拙弱^{モツタナクヲチナケレ}敬奉^{モツタナクシテ}勅矣、續紀第五詔に、拙久劣^{モツナラタカシテ}而無^モ所知、第十四詔に、朕拙劣雖^モ在、第二十四詔に、朕雖ニ拙弱^{モツタナクヲチナケレ}而無^モ所知、第二十六詔に、知所毛無久怯久劣岐なども例證有り、名義抄には怯字を都多那志、又乎遲那志、又於呂加奈理と訓み、又雄略天皇御紀には、懦弱をも怯をも平遲那伎と訓めるは相近き語なるが故なり、名義抄に懦を都多那志と有るを思ふべし、播磨風土記託賀郡條に云ふ、都太岐者昔讚伎日子神^{サトノミ}水上刀賣、爾時水上刀賣答曰否、否日子神猶強而誣之、於是水上刀賣怒云何故誣吾、即雇^モ建石命以^モ兵相鬪、於是讚伎日子負而還去云、我甚怯哉、故曰^モ都太岐^モとも有り、若て右の第五詔第二十六詔などに、此語に就て知と云ふ事の有るは、都多那志の都は、傳八に註る如く津速產靈神の津にて、人に知覺ある所以の物なりければ、其津に依りて人の知覺に勝劣有る事なるが故に、怯と云ふ語などは其に依りて起れるなるを知るべし、(乎遲那伎を男道無と云はゞ事も無からぬども、予が心には、乎遲は小津にて、その津の少き由の語なる可く所思ゆ、然らざれば怯に於

呂加奈理と云ふ訓の有るに叶はざるを思ふべし、字鏡集に懲字に都多那志、又於呂加奈理、又於呂奈理など云ふ訓有るを合せ考へてよ) 倍此に吾之快矣と詔給へるは、已にも引ける鎮火祭詞に、吾名能命波上津國乎所知食倍志、吾波下津國乎所知牟止申氏石隱給氏云々とある御契も御在します御事なれば、眞悲しみ所思し食て進出坐さずとも有りなむを、其思哀ばせ給ふ御心の餘に慕行し、故に、不須也凶目汚穢之國にも到り坐し、又其に就ては意外なる御事共の御在し坐し、かば、其を悔させ給へる御言にて、第六、一書に伊弉諾尊既還乃追悔之云々と有ると此とは全く同じ所な其義貫きて實に尊在る可きなり) ○泉守道者は第六、一書に其於三泉津平坂一所塞磐石是謂三泉門塞大神也、亦名道返大神矣と見えたる其神に在すなる可し、其は和名抄道路具に遺遷、漢語抄云知毛利と見え、萬葉四(廿三丁)長歌に、手嫋女、吾身之有者、道守之將問答乎、言將遣、爲便乎不知跡、立而爪衝と有りて、其短歌の中に吾背子之、跡履求、追去者、木乃關守、伊將留鴨と見えたれば、道守と云ふは關守の事なりけり、然るは道饗祭詞に大八衢爾湯津磐村之如久塞坐皇神等之前爾申久、八衢比古八衢比賣久那斗止御名者申氏辭竟奉久波、根國底國與里龜備疎備來物爾相率相口會事無氏下行者下乎守理上往者上乎守理、夜之守日之守爾守齋奉禮止云々と見えたるは、實に其泉門に塞坐す關守神とも申し奉るべき御功坐す神なるを曉るべし、(又御門祭詞に、櫛磐牖豐磐牖命登御名乎申事波、四方内外御門爾如ニ湯津磐村一久塞坐氏云々と有りて、其も此詞と同じ趣なるに、其神等を世に門守神と申すなど、同じ意味なり、古書に山守夷守津守など多在るをも思合す可し、萬葉六に、大王之、界賜跡、山守居と有るが如く、處を守るには其塙を定

めて守る事にて、塙神と申す山緣此に在る事なり、諸三代實錄十四卷に、頃年搜索海賊、督察奸盜之狀頒下數度云々、亦其市津及要路人衆猥雜之處、勤施方略、多設、偵羅募以捕獲之賞、示以客舍之奉、便奸濫之徒無所留跡、と有るも道守の例なり、追と偵と音義共に同じきを、玉篇に丑聖切道遷候也、又、偵耻慶切候也と注し、遷刀佐切遊兵也と見えたり) 關守を道守と云ひけむと猶思ゆる事は、臨時祭式に所見たる畿内塙十處疫神祭條なる攝津與播磨、塙と云ふは、後世に名高き須磨關なるが、攝津志に遺籬溪モリガハ(源自ニ須磨山澗、流注于海)と有るも、右に關を居て守る處の小河なる由なる可く、又右の十處には入らざれども、攝津と和泉との中間に塙津と云ふ有り、其地の南莊を道守と云ひて其に道守神祠有りて式外なれども舊社なり、然れば其にも疫神とて内々に祀ひたりし者なるべし、傳八に考合す可きなり、若て姓氏錄(左京皇別)に道守朝臣波多朝臣同祖波多矢代宿禰之後也、又道守朝臣開化天皇皇子武豐葉賴別命之後也、又(右京皇別)道守臣道守朝臣同祖豐葉賴別命之後也、又(河内國皇別)道守朝臣波多豆良別命之後也、又(攝津國皇別)道守臣道守朝臣同祖武葉賴別命之後也、又(山城國皇別)道守朝臣波多朝臣同祖武波豆良別命多八代宿禰之後也、又道守臣道守朝臣同祖武內宿禰男波多八代宿禰之後也、又(和泉國神別)道守朝臣波多朝臣同祖八多八代宿禰之後也と有りて、其部二統なるが、其職掌同じくして關守の事に仕へ奉れりし氏々なる可し、然れば道守は關守をいひ、道守神は謂ゆる關戶明神と同じ類なる事知られたり、又疫神と申し、塙神と申し、障神と申せるも皆同じ事なるなり、(續紀に養老七年二月癸亥、但馬國人寺人小君等五人改賜道守臣姓)と有るは右の二統の中なる可し、若此く二氏にて道守に仕へ奉る事、大伴佐伯二氏の人々御門守に仕へ奉れりしと同じ状なりしにこそ) 故其泉守道者

は右の如くは唯道守神と耳も申すべし、此御名に神とも命とも無けれども、神の字を添へて申さむ事妨あるべからず、其は神名式攝津國住吉郡大海神社二座の下に元の名津守安人神と云ふ例も有ればなり、紀伊國神社錄熊野新宮條に泉道守神社(在神戸)と云ふより外は諸國に餘に聞えざるは、上にも云へる如く主とは道饗祭に就て齋かれさせ御在坐して、其八衢比古八衢比賣神と稱へ奉る大神等に坐せばなり、若てその二柱相並びて守らせ給ふ中にも、比古神は尊骸之從者也と云へるは何事ぞや、此一書に於ては伊弉冊大神の崩御し給ふ御事は少かも見えざるを、何を據として然る忌はしき狂説は出しつらむ、斯る神典の事實を搔闇ます邪説を吐く輩は、實に神皇の御爲に罪人なり)其は傳十にも引ける土佐日記に、「夜は許船を出して榜來る路に手向爲る所有り、楫取して幣奉らするに、幣の東へ散れば楫取の申して奉る詞、此幣の散る方に御船速に令榜給へと申して奉るを聞て或童子の詠める、「渡津海の知夫利の神に手向する幣の追風止まず吹かなむ」とぞ詠める、此程に風の宜ければ楫取甚く誇りて船に帆懸などして悦ぶ云々」と有る、知夫利神は道觸神にて經歴する所の神の事なれば、決く道守神なり、袖中抄廿(二十丁)に、「行く時も歸らむ時も玉杵手向する云々、此二首は共に貫之詠、又云隱岐國にこそ知夫利崎と云ふ所に和多須宮と云ふ神は御在すなれ、船出すとては其神に奉幣して渡りを祈るとぞ申す、其を本體にて海をも陸をも道を祈る神を知夫利神と號けたるにや」又其神を思ひて彼所にても付けたる名にや」と有るは謂有る説なり、其和多須宮と云ふは、神名式に隱岐國知夫利郡古良比

女神社(名神大、元名和多須神)と有る其事と心得たる説ならめども、其は傳十に事の序有りて云へる如く、同郡海神社二座と有る其下に右の元名和多須神と云ふ六字の有りけむが混へるなれども、顯昭が其時見たりし本は今本の如くならざりしなるべし、(其は本國神名帳に、從三位上由良姫大明神從四位上和田酒明神と有りて、由良比女神とは本より別なるを思ふべし、然れば和多須宮といふは右に云へる海神社二座を指す事決き者なり)然れども顯昭が説も當れりとは聞えず、予が思ふには、神名式に隱岐國知夫利郡比奈麻治比賣神社と有る、其や知夫利神と申して船路にて祭る神には御在しつべき、其は類史に延暦十八年五月丙辰、前遣渤海使外從五位下内藏宿禰賀茂麻呂等言、歸郷之日海中夜暗東西製曳不レ識レ所レ著、于時遠有ニ火光、尋ニ逐其光ニ忽到ニ鷗濱ニ訪レ之、是隱岐國知夫利郡、其處無ニ人居、或云比奈麻治比賣神常有ニ靈驗、商賈之輩漂ニ岩海中ニ必揚ニ火光ニ賴ニ之得ニ全者不可ニ勝數、神之依ニ良助ニ可ニ嘉報、伏望奉ニ預ニ幣例ニ許ニ之と見えたる是なり、續後紀に承和五年冬十月甲午、奉ニ授ニ隱岐國無位奈麻治比賣命從五位下ニと有るは比宇脱たるべし、三代實錄に、貞觀十三年閏八月廿九日、授ニ隱岐國從五位上比奈麻治比賣神正五位下、元慶二年五月十七日、授ニ隱岐國正五位下比奈麻治比賣神正五位上ニと見えたり、(諸社一覽に、離火社^{タカヒノヤシロ}は知夫利郡島前に在り、此社を離火と稱し奉る事、往還の船暗夜の比惡風に逢て此社を祈念すれば忽火起りて東西を辨ふと云々)と有りて、今も火燒權現と申せり、白井宗因が神社啓蒙に、離火と云ふ字に依りて天照太神と爲るは、無下に物知らざる僻事と云ふ者なり)故其比奈は天夷島命を古事記に天鳥船神と云へる例も有れば、布那にて比奈麻治は船眞路なる可くして、土佐日記に渡津海の知夫利神と云ふも海之道守神と云ふ事にて、其義等しきを思ふ可し、此説成りて又思ふに、淡路天皇御

紀に天平寶字七年八月辛未朔壬午、初遣高麗國、船名曰能登、歸朝之日、風波暴急、漂蕩海中、祈曰幸賴船靈平安到國、必請朝廷酬以錦冠、至是緣於宿禱授從五位下「云々」と見えたるも、専ら右の比奈麻治比賣神の異驗に似たり、然れば船靈神と申すも右に云へる道守神に同じかる可し、但し神功皇后御紀に見えたる住吉大神の御誨に吾和魂宜居大津渟中倉之長峠便因看往來船と宣給へば其大神に坐すが如くなれども、今此を分ち云はむに、先づ海神は其海と云ふ地を持たせ給ふ神に坐し、住吉神は其海中に在らゆる事を所知食す神に渡らせ給へば、固より船の往來ふ事は其大神の預給ふ所なれども、海上にても上に引ける土佐日記に見えたるが如く、處々に手向する所有るは、其處々に道守神の在して其往來を祐け給ふ事陸地にて云ふ處々の障神の如し、又其船中にも陸地の如く疎び荒び来る鬼魅を塞遏めて其恩賴を令蒙給ふ神に御在し坐すが故に船靈神と申せるなり、神名式に攝津國住吉郡船玉神社とあるを以ても住吉大神とは同じからざる事を明らかむ可し、(三代實錄に貞觀十四年十一月廿九日、授阿波國正六位上船盡比咩神從五位下と有る、船盡は船泊にて、土佐日記に謂ゆる手向する所にて津泊なるべし、萬葉八に、國乃波多且と有を、三に國之盡と書きたれば、盡字は波氏と訓むべし、一に何所爾可、船泊爲良武と有れば、其津泊に就て然稱へ奉れるにて別神には非じかし、諸今世に船にて船玉神とて祀れる其神體は、雙六の采と雛とを以て祭れる、采は障神より出たるべく、雛は比奈麻治比賣より起れる者と見えて、物速なけなる事ながら由有りて成し来るなり)○白雲は、本に麻袁斯底麻袁佐久と訓り、其千人所引磐石を中に置きて泉門を塞ぎ給へば、伊弉冊尊は泉中に、伊弉諾尊は顯國に別處を立て相放らせ御在し坐すが故に、牙ひに御言通はざるを以て、其塞を守り給ふ泉守道者を以て伊弉冊

尊より伊弉諾尊に令レ白給へる御言を取傳へ申せるなり、此を以ても上に註せるが如く泉守道者は謂ゆる泉門塞大神に御在し坐す御事彌灼き者なり、然らずば此を何れの神とか爲む、又道返大神と申すも鬼魅の類を泉門に塞ぎて防返し給ふ由なり、此等の事傳八に已に云へるを考合すべし、(白云は佛經に謂ゆる白レ佛言と同じ物から、如此有る上は古言なるべし、上に申す事を強く爲む爲に白云と云ひ、下に云ふ事を慥に令レ知むとて謂曰^{イヒテイハ}と對へる語と聞ゆ、白字は正字通に下告^{シテ}上曰^ミ稟白^ニ、同輩述事陳義亦曰^レ白と見えたり、右の稟白は此に白云と云ふに當る可し)○有レ言矣は天孫降臨章第一、二書に有^ミ奏曰^トと有り、意富美許登爾麻世理と訓むべし、伊弉冊尊の御言宣し給ひし事を取傳へ申せる所なるが故に然訓までは叶はず、例は春日祭詞に天皇我大命爾坐世、恐岐云々能廣前仁白久云々、平野祭詞に天皇我御命爾坐世、云々能廣前爾白給久云々、久度古開詞に天皇我御命爾坐世、云々能廣前爾白給久云々と有りて、此三例共に大命爾坐世、白給久と係りて此の白^{マサシテマサカ}云^{セオホコトニリ}、有^レ言矣と有るに合へり、若て其有^レ言矣は取傳へ申す上の事にて、白云は其申上ぐる先の伊弉諾尊を崇まへたる語なり、續紀第三詔に、此乃天豆日嗣之位者、大命爾坐世大坐々而治可賜止云々、第五詔に倭根子天皇乃大命爾坐申賜止久云々、第九詔に、天皇大命爾坐西奏賜久、第十四詔に、故是以御命坐勅久、第十五詔に、天皇我御命爾坐申賜止申久、又類史天長二年六月詔に、大命爾坐世石作乃山陵爾申給久と有りて、何れの例も上に大命爾坐世と居置きて、其下に君上より下への事なれば勅久と云ひ、臣下の其を奉て貴所へ云ふには申久と云ふ例なるなり、右の坐世を詔詞解に令^レ隨の意ならむか云々と云はれたり、予が心には今申す事は吾が白す言に非ず、承賜はれる御言を取傳へ申すにぞと其最初に先づ云ふ言なれば、坐世と云居ても苦しかるま

じき所なれば、事の趣に従ひては坐世利と云はむも何てふ事があらむと思ゆる任に、此の訓も然定めつ（古き訓に有レ言矣を能多麻布許登阿理と有れども、餘りに鄙しく聞苦ければ今改め訓みつ、倣此を通證に冊尊之託宣也など云へるは、甚幼き説にて云ふに足らず）○曰は麻袁斯多麻比都良久と訓むべし、此は伊弉册尊より伊弉諾尊に申賜へる御詞の始めに置きたればなり、○吾與汝は、吾與汝共の義なり、古事記に然者吾與汝行廻^ミ逢是天之御柱^ミ而爲美斗能麻具波比^ミと見え、又伊邪那岐命語詔之、愛我那邇妹命、吾與汝所作之國未^ミ作竟^ミ故可^レ還など有る是なり、此吾與汝は人を誘立つる時などは其意急なれば阿登那登と訓むべしと雖も、此は既に在りし事を語り給ふ所なれば其意緩なり、故阿禮登美麻斯登と訓むべし（那と云ひ伊麻斯と云ひ美麻斯と云へる言の義は、已に傳四卷に云へれば今云ふ限に非ず、此は吾與汝との例を擧ぐる耳なり）○已生國矣は本に己爾國乎生氏伎と有る其訓に従ふ可し、此生國は八洲起元章に於是陰陽始遷合爲夫婦^ミ云々、生^ミ大日本豐秋津洲^ミ云々、由^レ是始起^ミ大八洲國之號^ミ焉、其第一書に即將^レ巡^ミ天柱^ミ約束曰云々、然後同宮共住而生^レ兒云々、由^レ此謂^ミ大八洲國^ミ矣と有るが如く、此大八洲國は更なり、蛭兒は東北の夷嶋なり、栗洲は西南の外域なり、其等を合せて大地萬國の悉を漏さず生成し給へりし御事、已に傳四傳五の卷に委しく説けるが如し、古事記には殊に委曲にて、故以^ミ此吾身成餘處^ミ刺^ミ塞汝身不^ミ成合^ミ處^ミ而以^ミ爲生成國士^ミ奈何、伊邪那美命答^ミ曰然善^ミ云々、於是伊邪那岐命先言^ミ阿那邇夜志愛袁登賣袁、後妹伊邪那美命言^ミ阿那邇夜志愛袁登古袁^ミ、如^レ此言竟而御合生^ミ子淡道之穗之狹別島^ミ云々、次生^ミ大倭豐秋津島^ミ、亦名謂^ミ天御虛空豐秋津根別^ミ、故因^ミ此八嶋先所^ミ生謂^ミ大八嶋國^ミ、然後云々、既生^レ國竟更生^レ神云々と有りて、其次第甚々分々しき者なり、此に因りて丹

後風土記には國生大神と申せり、然れば生^レ國とは何の事も無く人の子を産むが如くに生成し給へりし者なり、（記傳五に、或人の國を生むと云事を信ずて、經營給ふ事ならむと云へるを尤めて云く、若又生と有るも、實は唯經營の事なりと云は^ミ、彼御身の成不合處成餘處を尋ねて麻具波比し給へる事などを委曲に云へるは何の要ぞや、此等經營には然しも關係るべき事ならず、且書紀には乃至^ミ產時^ミ先以^ミ淡路洲^ミ爲^レ胞と云ひ、懷^ミ生隱岐洲與^ミ佐度洲^ミと云へるも、皆人の子を生むが如くに産み給へる故なるをや」と有るを思ふべし、猶次なる求^レ生乎の下に合せて云ふべし）○奈何は甚く慷慨^ミて云ふ時は其反なる語を用ひ、倣其語に力を添へて云ふ辭なり、例は瑞珠盟約章に如何乘^ミ置當^ミ就之國^ミ而敢窺^ミ此處^ミ乎、寶鏡開始章に謂當^ミ豐葦原中國必爲^ミ長夜^ミ云何^ミ、天錆女命噓^ミ樂如此^ミ者乎、寶劍出現章に是神劍也吾何取私以安乎など猶多在り、此等の例を押瓦して考ふべき事共なり（此奈何云々者乎と云ふは、右の如く甚く慷慨て云ふ反語なるを、又奈何云々と云ひて難る詞なるも有れども、皆同じ辭にて其續け様の異なる耳なり）○更を佐良爾と訓むは事の改易る時に云ふ辭なり、其は古事記に故爾反降更往^ミ廻其天之御柱如^レ先、又は既生^レ國竟更生^レ神など見え、萬葉五（三十一丁）に、事了還日者、又更、大御神等云々、八（三十二丁）に、更哉秋乎、欲見世武、又（四十一丁）、又更而、雲勿田菜引、十（十七丁）に、吾八更々、戀爾相爾家留、十一（七丁）に、神成戀、我更爲鴨、又（三十丁）、更哉妹爾、吾戀將居、十二（四丁）に、思咲八更々、思許理來目八面、十四（七丁）に、奈仁曾許能兒乃、已許太可奈之伎など有り、言義は去^ミと同じくして事の新に成る意なる可し（既而の既は棄^ミと同じきが如く此も其事は如此くして畢へぬ今又云々といふ時に用ふる語なり、俗にも物の新なる事を佐良伎爾云々と云ふも更なる

狀を云ふなり、又殊更になど云ふは、更なるが上に猶異なるなり) ○求レ生乎は鈴屋大人の訓に、求を欲字の義に見て宇麻々久富理世武と訓まれたるに從ふべし、右に引ける萬葉八(三十二丁)に、秋山爾、黃反木葉乃、移去者、更哉秋乎、欲見世武と有ると同じ語勢なる所なればなり、延佳本の舊事紀に求レ生乎と訓めるも宜しくは有れども、猶鈴屋大人の訓に從ふべし、此を舊訓に生字を伊加武許登袁と有るは、伊弉冊尊の崩坐しけんと僻心得して訓めるなれば、甚々味氣なくして上文に係合はず、此は度會延佳が求レ生、承レ生レ國而、言產生之義也と云へるなむ然すがに説得て妙なり、(然るを通證に載せたる或説に、今復更何求レ生乎於世之爲と云ひて、俗に謂ゆる幽靈と云ふなる者の人に託して口走らせたるが如く云ふめるは、眼の上下に瓦らぬ説にて取るに足らず、脩、求は欲の義なる其例は、萬葉一に、吾欲之、野島波見世都、三に、欲爲物者、酒西有良師、四に、慾、見卷欲君可聞、又榜繩之、永命乎、欲苦者、五に可爾迦久爾、保志伎麻爾々々、六に、明日左倍見卷、欲寸君可聞、七に、紅衣染雖欲、十一に、誰爲長欲爲、又何爲命本名永欲爲、又來背君子欲云余、十二に、相見欲爲者、十六に、諸欲將有其黑色乎など猶有るべし、富理の富は心の事にて、其心の如く有らむ事を希求る語にて、理は唯形容に副ふる辭なりと聞ゆ)此は甚々深き致ある事なりけり、此に吾與汝已生國矣、奈何更求レ生乎、吾則當留此國不可共去と有るは、此上なる悲レ汝敢來と有る所に當りて、古事記に伊邪那岐命語詔之、愛我那邇妖命、吾與汝所作之國未作竟故可還と宣ひ入たる御返事にて其結なると、互ひに文を照し合せ見て曉るべし、脩此に生國と云ふは作る事に關係り、古事記に所レ作と云ふは生む事にも係りたる者にて、其始に於レ是天神諸命以詔ニ伊邪那岐命伊邪那美命二柱神、修ヨ理ヨ固ヨ成是多陀用幣流之國ニ云々と有

るを、記傳五(廿五丁)に、「此天神の大命は、漂蕩へる潮を固めて先づ國土を産むべき基なる淤能恭呂島を成すより始めて國土を產生て、善はしく經營成し固むる迄を係けて詔へるにて、都久流と云ふに廣くして產給ふ事も其中に存るなり」と云はれたるが如し、次には上なる已生國矣の下に引ける御紀、又古事記の文は、全く國土を生成し坐せる事にて經營らせ給ふ事に非ざるを、右に引く吾與汝所作之國未作竟と宣へるは、其生成し坐る國土を經營らせ給ふを云ふなり、紀記共に殊更に經營の事實とては見えざる事なれども、此第二書に次生姪兒^{クニツクリ}此兒年滿三歳脚尙不レ立と有る、脚は借字にて葦なる事、傳五に云へる如くなれば、已に生成すに隨ひて又作らせ給へる事明らかし、然る在此には其所レ作之國と宣へるを承ながら、生國矣と申給ひ又求レ生と申させ給へるなどは、此に子細ある事なり、名二神の國土の有る限を巡作らせ給へるなどの如き細々したる事には非ずて、其生成し坐せる度毎に唯其地方を凡に定めて、其國の有形などを先は宜しき程に作らせ置しゝ者なる可し、此事下にも云ふべし)故此求レ生は其下津國に御在し坐しながら其國土を伊弉諾大神も共に相保たせ御在し坐すべき所由ありて其有たせ給ふ事を申給へるなり、其は如何にしてか保たせ給ふと云ふに、傳八に已に且々註せるが如く、凡天下國土に生とし活ける人草は更なり、在とし有ゆる萬物共其々に形質を具へて世に在る其本因はしも、宇宙萬國に云ふ所と然しも替る事なくして、風火金水土の五を合成て其形體有る事なるが、此を萬物の中に最靈と云へる人を以て此を近く諭さむに、風火は氣なり靈なり、金水土は其形體を成す骨なり肉なり津液なり、この五物の精相聚り結ばりて現身の世人とは生來る事なり、脩元と成る

五物に各神坐せり、其風神火神二柱は伊弉諾大神に屬坐せる神等なり、其は第六、一書に伊弉諾尊曰我所レ生之國唯有朝霧而薰滿之哉、乃吹撥之氣化爲神々是風神也と有り、又其次に至る火神軒遇突智之生也其母伊弉母尊見レ焦而化去と有りて、此は女神の御腹より生坐せる御子なりと雖も、已に此御子の事に依りて泉中に神放らせ御在し坐しよかば、御父神に屬奉らせ給ふべき事申すも更なり、風火の性上に昇るを主とする事信に所以ある者なりけり、其は鎮火祭詞に國能八十國、嶋能八十島乎生給比、八百萬神等乎生給比氏麻奈弟子爾火結神生給氏美保止被レ燒氏石隱坐氏云々、吾名妖命能所知食上津國爾心惡子乎生置氏來奴止宣氏云々、此能心惡子能心荒比曾波云々、鎮奉禮止事教悟給支と見えたれば、御母神の御因みは坐さず成坐せり）若て金神水神土神三柱はしも、伊弉冊大神に屬奉り給ふべき幽契有り、其は第四、一書に伊弉冊尊云々因爲レ吐此化爲神々名曰金山彦、次小便化爲神々名曰因象女、次大便化爲神々名曰埴山姫」と見えたる是なり、此三神はしも妹妖相嫁繼かず唯伊弉冊尊一神の御上の事に因りて成坐せる神等に坐々せば、伊弉諾大神には屬奉らせ給ふまじき理なるを思ふ可し、其金水土の性何れも沈み下りて風火の性と相反なるは、信に神隨の事とぞ云ふべき、然れば其三神はしも伊弉冊大神に使令れ奉り給ふ神等にて坐す事灼然し、其は鎮火祭詞に返坐氏更生、子水神匏川菜埴山姫四種物乎生給氏此能心惡子乃心荒比曾波水神匏埴山姫川菜乎持氏鎮奉禮止教悟給支と見えたる如く、其御教言さへに懇到に有りける事を以て曉る可くなむ（此に金神を云はざるは鎮火の事に用無ければなり、金の地胎に藏るなどは云ふ迄も非ず伊弉冊尊に屬奉る慥なる證なり）其五、神物の事を今如此云ふは漢躰に似たる事故に、如何と思ふらむ人も有なめども、大同類聚方に、於保奈牟知命乃美已止仁。御詩人云々比登乃美身

乃。奈連流半自免波。安萬都美佗麻。天御靈。美豆保乃計乃。不多通乎加波世。交合。保豆禰奈理。知之保奈利。血液。士々奈利。筋。須知奈利。骨。保念奈利。中。鑑成。南訶和多奈俚。四肢。成。與通依太奈喇。皮。成。訶波奈利。臍。波奈々喇。口。久知那喇。眼。萬那古奈俚。耳。美味阿奈々喇。穴。加美介奈利。成。遊毘奈利。指。都屬奈利。爪。根成。奈利。成。遊毘奈利。成。都屬奈利。成。與通依太奈喇。四肢。成。訶波奈利。皮。成。波奈々喇。口。久知那喇。眼。萬那古奈俚。耳。美味阿奈々喇。穴。加美介御靈と云ふは謂ゆる產靈の御靈を申すなり、水火氣の二を交合せと云ふは、氣の靜なる時は水と成り、動く時は火と成りて、水火は此に見はると雖も、其の本は氣にて謂ゆる風なり、所以に氣の動靜に依りて水火を起し、水火の相交合すに依りて土と成り、大に凝結て金と成り、五神物此に於て具備れり、天地萬物の成れる所由此に在る事なり、人身に於るも然り、天津御靈氣に乗て天降給ひ、水火の二を交合せ給ひて髓血肉等を成し給へるは土の屬なり、骨爪根と成し給へるは金の屬なり、天地も萬物も人身も其形體を成す上に於て少かも異なる事無くなむ有りける（漢家に五行を以て天地萬物の理を説き、釋氏に地水火風の四を以て其元を云ひ、西洋に水火氣土を以て説を成すなど、少かは我が神傳の漏れたるに本著たるには有るべけれど、短き人智を以て推究め罵れるなれば瑣々しき耳にて其實は得難きを、此く微なる言を以て人身は更なり、天地萬物の道理をも窮盡すべき神の御言はしも、云知らず尊くも又奇しく有りけり）故又鎮火祭詞に、吾名妖能命波、上津國乎所知食倍志、吾波下津國乎所知食止申氏、石隱給氏與美津枚坂爾至坐云々と見え、此に族離と宣ひて二柱神の別處を建て御在し坐して、上下より其中間なる顯國を相有たし坐々さむ神策此に至りて成れる故に、此なる伊弉冊尊の御言に吾與汝已生國矣、奈何更求レ生乎と申し給へるは、奈何にぞ、下津國に放坐しつゝも顯國を汝と與に相有たざらむと申し給へるにて、其善はしき御心此に至りて顯見えたるを思ふ

可し、萬葉十一(七丁)に、千早振神持在命云々と詠めるなどは、作者の知りて云ふには非ざる可けれども、然る古き諺の有りけるを取れるなるべきが、實に所謂有る事なりけり、然れば人類萬物の此大地に生存らぶる事はしも、伊弉諾尊の下津國に在して其形體を地に縁せて持給ひ、伊弉諾尊は日少宮に坐々して其氣と神とを族に負けじと天に引上げ給ふに依りて相存てる者となむ見えたりける(其は此人類萬物の乗住へる此大地はしも傳二卷に云へるが如く勤み頗頗して晝夜を成す者にし有りければ、其地の俯伏たる間には、地上の萬物悉く虛空に墮つべき理なり、然れども萬物共に其頑きたる事を知らざるは、如しく大地の地心と云ふべき其泉中に、伊弉諾大神の御在し坐して此を率せ給へるに依れり、西洋に引力重力と云ふ者此に當れり)如しく別處を建て相放らせ御在し坐す御事はしも、却に此國土を相保ち坐々さむ御爲なるにて、伊弉諾大神の御徳を資け奉らせ給ふ御事なる者にて、如しく何れも皆共に去敢させ給はざる事共の重々として此事に及べるなむ、然は云へ皇祖天神の天地を預相鎔造らせりける靈威に依れる者にて、靈しとも奇しとも云ひ知らず尊き御事なりかし、猶立返りて傳八に註せる事共を考へ合す可し(世の古を學ぶ輩など斯る所由の有りとは更に心も著かずて伊弉諾尊の御事と云へば荒振る邪しき神の如くに思成し奉るなむ、其見解の及ばざるとは云ひながら甚々漫言なる者なりける、已に皇祖天神の御事依して男女二柱の御祖として國土萬物を生成し給へりし大神に坐さずや、御自其物共を生給ひながら自毀ふと云はゞ、謂ゆる自暴自棄と云ふ者にて、今日にても小人の爲す所なる者を如何とか爲む)斯れば此の求レ生乎は其生む事を求希ひ給へるが故に、事の此に至れる事を明らかめ申させ給へる者なりけり、此は吾何ぞ國を生む事を求希せざらむや、實に生まく欲するが故に云々と其反語を用ひさせ給

へるなり熟々其御言に力有る事を深く味ふ可きなり、然れば上に引ける古事記に伊邪那岐命の吾與汝所レ作之國と宣へるは、其國土を産出し給へるより經營り給へる迄も係ると云へるを、次に未ニ作竟^{ナシ}は此の奈何更求レ生乎と有るに當りて、其は右に説けるが如く萬物を^{フツコト}造化し給ふ事の成ると否ざるとを云へるにて、初の如く國土を產生すにても亦經營すにても非ざる事なるを思ふ可し、此は甚く人の僻説する所なるが故に諄々も云ふになむ、然らずては猶生成し給ふべき國も有りけむを中途にて止まり給ふ狀に聞え、終には生字を伊加牟とも訓めるが如き僻事も出來りける者なるをや、古事記に、既生^{ヒテ}國竟更生レ神と有からは、國は生ませ給ふべきに非ざるを、如しく求レ生^{ホリセラマク}乎と有るには別なる義必ずしも無くては得有るべからざるを思はゞ、予が右の説を信ふに至らむかし)○留ニ此國ニの此は其所在す黃泉を指し宣へるにて、第六、一書に伊弉諾尊に向ひ給ひて此顯國の事を汝所^{トシアル}治國と申し給へる對なり、鎮火祭詞にも吾名能命波上津國乎所知食倍志吾波下津國乎所知半止申氏石隱給氏云々、吾名妖命能所知食上津國爾云々と彼を主とし此顯國を客と爲給へる御言遣なるは、古事記に故號ニ其伊邪那美命^{ヒタチナミコト}謂^{ヒテ}黃泉津大神^{ヒタチナミコト}とある謂れに依れる御言になむ有りける、此より先に黃泉神と云ふは有りけれども、其は賤しき神共にて、伊弉諾尊の彼國に至り御在し坐してより後は、其大神の所知食す御國と成れりき)○留^{トシアル}は處止なり、其處に固より居住へるには留とは云はず、佗より往て其處を我處として止^{トマリスム}住^{トマリスム}に云ふ語なり、古事記肥河段に其八俣遠呂智信如言來云々、於是飲醉留伏寢、又御天降段に、又遣^{ハサウエ}天若日子之淹所由^{トシアル}云々、又高千穂宮殿に唯留^{トシアル}其弟木花之佐久夜尾賣^{トマリスム}以一宿爲婚など見え、此には天孫降臨章に天稚彦云々、因留住之曰、吾亦欲^{ヒテ}馴^{トマリスム}葦原中國^{ヒタチナミコト}遂以不^{ヒテ}復命^{トマリスム}、海宮遊行章第三、一書に豐玉姫云々、則歸^{トマリスム}

海鄉ニ留其女弟玉依姫持養兒焉、其第八一書に故天孫隨鷗所言留居相待已八日矣など有る是なり、又此と同じ意にて人と共に行かずして家に留在るをも然云り、萬葉九(二十九丁)に、留居而吾者將變奈、又、留有吾乎、懸而小竹葉背など有り、其外物に障られて止るをも然云り、萬葉四に、木乃關守、伊將留鴨と有り、又物に堪へ難きをも然云ふ、二に流涙、止曾金鶴、八に、落涙者、留不勝都毛など是なり)○不可ニ共去は右に引ける古事記なる伊邪那岐命の御言に可レ還と宣へるに和へさせ給ふ御言なる事已に註せるが如し、八洲起元章第一一書に同宮共住而生兒と有るが如く、御妹妹の御中間に坐々せば、何處迄も伊弉諾大神に従ひ奉らせ給ひて共に還らせ御在し坐すべき道には有れども、上に條々説けるが如く其伊弉諾大神の彼國に留らせ給へるも私の御事には坐々さず、其國に御在し坐して此國を有たせ給はむ深き神議ある御言にして、古事記に謂ゆる天神の大命に依りて修理固成是多陀用幣流之國一と詔ごち給へりし御事依しを重みし尊み奉らせ給ふ御所爲なる者なり、次文に伊弉諾尊善之乃散去矣と有るも、此言を諸なひ許し給へるなるを考ふべき事なりかし、(然れば同宮共住而生兒と有ると、吾與汝所作之國未作竟、故可レ還と有る御言と、此に其に對へて、吾則當留此國ニ不可ニ共去と申給へると、次に聞而善之乃散去矣と見えたる)とを一に合せ見る時は、其意貫きて實に隱ろひたる隈々しき所なくなむ有べかりける)偽此なる共去の字を、共爾去留と訓來る事なれども、上代の語の狀に非ず、共爾迦倍流と訓むべきにや、古事記高津宮段大御歌に、夜麻賀多邇、麻祁流阿袁那母、岐備比登々、等母邇斯都米婆と有れば、共は等母邇と訓むべき古言なり、去は固より佐流と訓むべき古言ながら、此續き狀餘りに言痛し、上に引ける可レ還の御言に應へて迦倍流と訓むより佗なき所なる者なり、(萬葉

には去字を多く由久に用ひたり、唯四に、有去而、不有今友、十二に、在去之毛不令有十方と有るは、十七に、阿里佐利底、能知毛相牟等、於母倍許曾と有れば、右の二は佐流と訓むべき所なれども、其外なるは大抵は由久と訓ませたり)○菊理媛神の菊理は漏入にて、千人所引磐石を以て泉門に塞給ひて彼通路を絶ち給へるを、唯此神と泉守道者の二神耳出入給ふ御事と見えて、伊弉諾大神の白させ給ふ御言を取傳へ申せるは、共に其泉門に於て成坐しつゝ神等に御在し坐せばなり、然れば此時のことは更にも云はず、其より後には其別處を建てゝ相放り坐せる陰陽二神の御中間に立ちて、其御言を宣ひ入れさせ給ふ時々に其を取傳へ申す神は唯此菊理媛神耳ぞ御在し坐しけらし、其は古事記御天降段に、且其天尾羽張神者逆塞上天安河之水而塞道居故、佗神不得行、故別遣天迦久神可レ問と有ると同じ状にて、其泉門は謂ゆる泉門塞大神亦の名泉守道者の磐石を以て塞給へば、佗神は固より通ふべき處ならぬを、唯此菊理媛神耳ぞ由有りて往來はせるなる可き、諸此神は何れの神ぞと云ふに、彼岐神と常世岐姫神と申す御名坐る准らひに、此を思ふに決く其亦の名なる者なり、然るは神名式に河内國大縣郡石神社常世岐姫神社相並べるを、日吉にて八王子客人宮と相並ばせる八王子は傳十に註せるが如く、其神は八衢比古八衢比賣神に坐して、此に謂ゆる泉守道者此に當れるを、其次に並び給ふ神は誰か有らむ、客人宮を菊理媛神と申す其正實必ず岐神ならでは有るまじければ、其同神の由なるは更なり、常世と上に冠て申せるも、其泉國の事なるを考合す可し、(此段に載れる神等には、其生坐せる所由を何れにも云ひて、乃所レ唾之神云々、掃之神云々と云ひ、或は入レ水云々、出レ水云々と、其生來る元因の有るを、此の泉守道者と此神と二神には然る事なくして不意に出でたるは、佗の一書に其出自の有るを以ての事なり、熟

々撰者の意しらひを思ふ可くなむ) 其久伎は古事記に自ニ木侯ニ漏逃而去と見え、又少彦名命の事を、此者實我子也、於子之中ニ我手保ニ久岐斯子也と有る、其同じ事を寶劍出現章第六、一書には自ニ指間ニ漏墮者必彼矣と有り、又古事記に謂ゆる多邇具久を、祝詞式に谷蟆と見えたる、其具久も此の久伎に同じ、崇神天皇六十年御紀なる神託の御言に、山河之水泳御魂と見え、仲哀天皇八年御紀洞海の下に、洞此云ニ久岐ニと有るなども皆同語なり、又萬葉十七(十一丁)に、保登等藝須木際多知久吉など詠み、後世の歌に百舌鳥の草具伎など云も然り、(菊を久々と云ふは其字音を借りたる者なり、和名抄郡名に陸奥國菊多木久多と有るを、同字ながら、國造本紀の菊麻國造は久々麻と訓み、又和名抄上總鄉名市原郡菊麻(久々萬)と有り、但し今本菊を菓に誤れり、肥後國なるは菊池(久々知)と有り、大同類聚方三十卷に、久々田藥、河内國菊田大戸首云々と有り、通證に今朝鮮語菊曰ニ久々ニと云へり、案ふに其訓も久々なる可し、其は草名の菊花は莖花と云ふ事にて、枝を垂れずして直に其莖に花咲く者なればなり、此草のこと昔より御國にて云ふ稱は無き事と思ひ捨てたるは甚遅かりけり、此は序に云ふ耳、脩通證に久々利聞切之義、凡善レ聞而心得曰ニ聞切ニと云へれども、古より物を聞く事を久々とは云はざれば信ひ難かり) 神名式に加賀國石川郡白山比咩神社有り、社傳に中菊理媛命、東伊弉諾尊、西伊弉冊尊と云ふは然も有るべし、一宮記に、菊理媛命と見え、神社考詳説に神書抄云菊理媛命今加賀國白山權現是也と見え、二十二社注式日吉神社條に引る扶桑明月集に、客人(女形)、第五十代桓武天皇即位延暦元年天ニ降八王子麓ニ白山菊理比咩神也と見えたれば、其白山比咩と申すは即ち菊理媛命の御事になむ有りける、然るを大鏡には伊弉冊尊なる由見え、和漢三才圖會には白山大權現(又號妙理權現)祭神三所伊弉冊尊、左菊理、

媛右泉守道者、元正天皇靈龜二年出現と見えたり、和爾雅神祇門にも加賀白山新撰一宮記曰、中社伊弉冊、左右祭ニ菊理媛泉守道者ニと云ひて右も同説なり、諸説定まらざるに就て考ふるに、其白山比咩神と申して神代より鎮坐すは菊理媛神に坐して、其伊弉諾伊弉冊二神の如きは、信に其元正天皇御代などより祭り初たるなる可し、(此に又異説有り、或書に改曆記云、靈龜二年丙辰顯ニ形云我當山地主伊弉冊垂跡也、又左峯老翁現云、吾白山輔佐也稱ニ小白山、又右峯老翁現云、吾白山弼也、即大己貴垂跡也と云へり、此にては菊理媛神隠れて見え給はず、且其の小白山は神社考詳節に此事を、又上ニ弧峰、值ニ一偉男、手握ニ金箭、肩橫ニ銀弓ニ曰、我是妙理大菩薩之輔也、名曰ニ小白山大行事、聖觀自在之變身也と云ひて、彼越泰澄と云ふ妖僧の爲に搔暗まされて何れの神とも詳ならざるは可惜しき事なり、此小白山と云ふは下に云ふ金劔宮の御事には非じか、然れば素戔鳴尊に坐する可し) 又劔宮と申す有り、諸神記に加賀石川郡金劔宮(河内莊)天照太神分身應現也、號光明寺、崇神天皇御宇天降垂跡給也、同天皇三十三年社立ニ白山、妙理權現第一皇子也、妙理權現者伊弉冊尊也と有り、太平記二十黑丸足羽云々の條下に、「延元三年越後勢云々加賀國に暫逗留して行末の兵糧を用意すべしとて、今湊宿に十餘日迄逗留す、其間に軍勢劔白山以下所々の神社佛閣に打入りて佛物神物を侵し取り云々」と見えて劔白山と相竝び給へり、神社考に載せたる傳記に、金劔明神者本地俱梨伽羅不動也、弘仁十四年立ニ此宮ニと云へれども、例の佛としたる説なれば據るべからず、此劔宮はしも素戔鳴尊に御在す可し、後に云へる如く、神名式なる尾張國愛智郡八劔神社は所祭素戔鳴尊に御在し坐す、周防國佐波郡劔神社をも社記に其神ニ申傳ニ、又或書に日吉末社に劔宮素戔鳴尊と有るをも思合す可し、(又縁起に中宮權現者國常立尊也、佐羅早松大

明神本地不動明王也、白山七社之内也と有れども、國常立尊は例の思東なく、又佐羅早松と云ふ事は何の由とも難し辨し。猪白山比咩神と申すは其菊理媛神の亦の名には非ず、其地四時に積雪の絶えざるに依りて白山とは云ふめり、古今集に、「消竟る時し無れば越路なる白山の名は雪にぞ有りける」と有るを以て知るべし、又後撰集に、「白山に雪降ぬれば路絶て、今は越路へ人も通はず」とも有り、如此云ひて其雪を以て山名と成せるは、外域に雪山冰山の名有るが如し、又此神社を詠めるは新千載、「別けて猶頼む心も深き哉、跡垂初めし雪の白山」又新拾遺に、「千早振る雪の白山別けて猶、深き頼みは神ぞ知るらむ」など有り、上にも云へる如く日吉の客神宮と申すは菊理媛神に渡らせ給へるが故に、新古今に、日吉の客人宮に詣で、左京大夫顯輔、年經とも越の白山忘れずば、頭の雪を哀とも見よ」續古今に、「客人宮に奉りける、後京極攝政前太政大臣、此に又光を分けて宿す哉、越の白嶺や雪の故郷」など見えたり。(通證に右の古今集の歌を引きて、「此猶異邦雪山一名白山也、此山而祭ニ斯神、蓋取有ニ白事之義也と有れども、神代の古に日本紀に有ニ白事」と書せむとて白山と號たるには非ず、何時も雪にて眞白なればこそ白山とは云ひたるなれ、此に何の故由かはあらむ)文德天皇實錄に、仁壽三年冬十月己卯授加賀國白山比咩神從三位、三代實錄に、貞觀元年正月廿七日甲申、奉レ授ニ加賀國白山比女神正三位と有りて、如此く早く尊位には進ませ給へるに、名神大社の列ならざるは異しきことなり、平戸記に、仁治三年四月六日、今日加賀國白山神社御祭也、仍予并國司令朝早旦行水修解除爲ニ神事、月水者出レ之、重輕服輩不レ入門内、於ニ魚喰者不レ憚、如ニ去年十一月、但至ニ鳥菟之類者深以禁斷之、社例云々と有り、百練抄に、延久三(一云二)年六月廿七日、加賀國白山御體燒損、以ニ舊體殘奉レ籠ニ新像ニ之由、令レ

勘ニ先例」と云ふ事見えたり、和漢三才圖會に、本山西越前、北加賀、東越中、南飛驒、以跨於四箇國ニ云々と有り、同書に越前國白山大權現寺號平泉寺、自界山一里と云へば、大野郡に當る可し、其祭神の事を、本宮大御前伊弉諾尊、金劍宮瓊々杵尊、別宮忍穗耳尊、越南知大己貴命、加賀童子火々出見尊、雖ニ三所一所レ祭ニ於此ニ五社也と云へり、此には其主と坐す菊理媛神などの御事見えざるなり、且式内の社にても非ざるは、彼加賀の白山の遙宮などなりにや)○亦有ニ白事ニは先に泉守道者を以て令レ申給ひけるに、猶又其同じ事を此神して令レ申給へる者なり、其は何をか令レ申給ひけるぞと此を探索るに、此程生出たりし神等有り、其神等を治給ふことを宣別させ給へるなりけり、已に上にも云へる如く造化す五元神等の御事は、吾與汝已生ニ國矣奈何更求レ生乎の御言にて詔別け給ひければ、二神の上津國と下津國とに相離らせ給ひ乍も、この顯國を相待たせ給ふべき御事は、御心の残る限なく令申給へりしかば、此度は又此間に成れる神等の因處を定めて各率給はむとの御事なり、此に至りて伊弉冊大神の美しき御心愈見はれ給へるが故に、伊弉諾大神の御心に善しく聞食し感けさせ給へるにて、此は少縁に見過し奉る可き所ならず、(若然らずば何事をか善給ふとか爲む、又何事をか聞食しとか爲む、今此説を成すは彼鎮火祭詞に吾名妖命能所知食上津國爾心惡子乎生置氏來奴止宣氏と有りて、其下津國に去御在し坐せる後にも此顯國の事を深く御心に係させ給ひ、次に更生ニ子水神匏川菜埴山姫四種物乎生給氏と有るは、火神は惡しき神と申すには非ざれども、御自御陰を被焼給ひて、甚く惱給支と有りて、其御子等に火を鎮むる方を教悟し給へるが如く、少かも顯國の事を疎み給ふ御心の見えさせ給にざる

御事なるを明らかに云ふ説なる者なり)先づ其泉門塞大神來名戸之祖神の如きは、其泉門を塞へ又黄泉神を障給ふ時に成坐しつれば、素より伊弉諾大神に屬奉るべき理なり。次に速玉之男神泉津事解之男神二神も然り、諸第六、一書に、其泉門を千人所引磬石以て閉塞き給へる後に投^ミ其帶^ミ云々、又投^ミ其衣^ミ云々、又投^ミ其褲^ミ云々、又投^ミ其履^ミ云々と、其如く物を投げ給へるに因りて成れる神等有り、其は古事記に因^レ脱^ニ著^レ身之物^一所^レ生神也と有る是なるが、事の状を思ふに、其大御身に著させ御在し坐し、物共は皆共に顯國の物實なり、今此を脱棄て給へるは、彼不須也凶目と云ふ汚穢き醜國^ノ垢に甚く穢れさせ給へるが故なり、然るに此物共に因りて成れる神等なれば、顯國の神とも泉國の神とも未だ定らざる者なりと雖も、此にては其物實よりは汚穢の方主と成れる故に泉國に屬べき神なり、然れども顯國にて成出たり、其因方定^{ヨルベ}まらずして甚漂在しくなむ有りければ、菊理媛神に令申て其泉國の方へ屬し馴め給はむと申させ給へるにまつ有りける、其神等の事、紀記共に得たる所得ざる所有りて、各其書に耳縛りては其分明しくなむ有らぬ、此を以て傳八に委曲に此を正し云へる如く、其投棄て給ひし物共に依りて成れる神併せて九神なり、其中に時置師神・煩神・開囁神三神は謂ゆる疾病神なり、次に奥蹠神・邊蹠神・奥津那藝佐毘古神・邊津那藝佐毘古神・奥津甲斐辨羅神・邊津甲斐辨羅神六神は謂ゆる禍害神なるなり、故此九神を其成出でたりし元因に依りて馴めむ事を申させ給へるは、其大神の所知食す上津國の事を思ほし食す美しき御心より出でたりし者なりけり、(然は有れども顯國にて生出たりし神なりければ、彼泉中へ亦引取給ふ可きに非ず、是を以て其は岐神をして令治給へる者なるべし、上に云へる如く菊理媛神と岐神とは一神なる事をも思合す可し)然ればこそ根國底國與理龜備蹠備來物とは有るなりけれ、

故此に菊理媛神に託て如此く令^レ申給へるに其美しき神心有りと云ふは、其泉門を塞ぎたる後に然る神等の成出たりし事を知らして、上津國の事を御心本無く所思るから御事にて、其を菊理媛神をして令治め其事の極みに至れらば根國底國に還し却給へとの御心を含めて令申給へりし者なりけり、其泉守道者は泉門塞大神にて、謂ゆる八衢比古八衢比賣神に坐し、菊理媛神は久那斗神に御在せるを以て思ふに、道饗祭の起は此時伊弉諾伊弉冊二神の然る御契約に始まる者なりけり、(予先に祝詞講義を書きたりし程は未だ此所迄に思兼の及ばざりしが故に、唯大國主神の事始めて天神に申上給へるを、天神より皇御孫尊に授け給へる者と耳思ひは未だ深からざりけり)其は詞に大八衢爾湯津磐村之如久塞坐皇神等之前爾中久云々根國底國與理龜備蹠備來物爾相率相口會事無氏云々と有れども、第六、一書に所見たる如く、彼泉津醜女に被^レ追させ給へりし程の云々の事に依りて、千人所引磬石を以て泉門を塞がせ給へれば、其國の鬼魅はしも顯國に出づべき所無^シめるを、彼詞には其事を轉^{ウツ}して大八衢爾云々と有るに心を著けて考ふるに、右の根國底國與理云々と云ふ物は、決く其顯國に成りて根國底國に屬ける右の九神を首領として其部類など云ひ、又其等の爲に其塞神等は大八衢に湯津磐村の如く塞り給ふにぞ有りける(然れば此一段は全く泉門の戸外にて成れる神等の事と、其伊弉冊尊の御方に屬て其を岐神等に令治給ふ事となるより外には思合す可き事なきを、人は如何に説くならむ、甚々呀かしき事になむ)○聞而は、伎許斯米斯氏と訓り、此は唯菊理媛神の白事耳ならず、上なる泉守道者白云と云ふふり合せて聞食し諾はせ給へるなり、常に聞くと云ふは唯耳に入りて心に識るを云ふを、此などは人のいふ事を甘な

ひ聞き給へるにて、先づは「聽」字の意なる所なり、寶鏡開始章に於是天兒屋命云々而廣厚稱辭祈啓矣、于レ時日神聞之曰、頃者人雖ニ多請、未レ有レ若レ此言之麗美者也、乃細計開磐戸而窺之、又古事記に於是八上比賣答ニ八十神言、吾者不レ聞ニ汝等之言、將嫁ニ大穴牟遲神など見えたる聞即是也、祝詞式には大祓詞に、如此乃良波天津神波天磐門乎抑披氏天之八重雲乎伊頭乃千別爾千別氏所聞食武、國津神波高山之末短山之末爾上坐氏高山之伊穗理短山之伊穗理乎撥別氏所聞食武と有るを始として多き語なり（此も本其耳に聞くより聽く事と成れるにて一なれども、今俗言にも、唯物を聞くと、又事を聞きて諸ふ事をも聞く聞かぬと云ふ類と二に用ひ分つ事なるに等し）○善之は、富米多麻比と訓めり、名義抄に善字を與斯とも與美須とも富牟とも云へり、此は伊弉冉尊泉守道者に託て令申め、又菊理媛神をして白事を伊弉諾尊の聞食して賞め給へるなり、聞而善之と云ふ類と此の續き、彼續紀第一詔に故如此之狀乎聞食悟而歎將仕奉人者其仕奉禮良牟狀隨品々讚賜上賜治將賜物曾止云々と有るに似たり、諸富米は秀所見にて、人の善事を擧け云ふ語なり、古語拾遺天石窟段に、其物既備云々、令ニ太玉命稱讚^{ホノアマサ}と見え、又善言美言の善をも富米と訓ませたり、此には神武天皇御紀に長髓彦即取ニ饑速日命之天羽々矢一隻及步鞆^{マフルホ}以奉レ示と有るは、右の拾遺に見えたる稱讚と同じく稱辭の類なるべし、又饑速日命云々今果立ニ忠效^{ホノコトヨキ}則褒而寵^{ホノタマフ}之なども有り、萬葉二十（二十一丁）に麻氣波之良、寶米氏豆久禮留、等乃能其等云々と有るも、祝詞に下津磐根爾宮柱太敷立、高天原爾千木高知氏云々と稱辭するを指して寶米氏と云へるなり（又名義抄に譽字をも富牟と訓めり、諸富米は右に云へる如く其人の秀なる事の顯見ゆるを賞めて云ふ言にて、曾志流の反なり、曾志流は退後の意にて、人を退け貶す義なるを又思合す可し）○散去矣は阿良祁坐

伎と訓むべし、此は女神の御言に不レ可ニ共去^{カミミハシマシシヨモツクニラ}と宣ひ、其別處を建て御在し坐し乍も、此顯國を相持たせ給ふ神慮の已に成りて、大事此に竟へ給ひければ、其伊賦夜坂を避て本宮に還らせ御在し坐す事を云ふなり、阿良祁は今も俗に物と相離るゝを云ふ是に同じ、字鏡集名義抄共に散字を然訓みたり、古言なり（但し出雲風土記稱縫郡佐香郷の下に解散の字有るも、此も同じく訓むべき所なるが如くなれども、下に故云ニ佐香^{カミミハシシヨモツクニラ}と有るに結びて其は佐加理と訓むべし、但其上文に令レ醸レ酒と見えたれば、佐香は酒に依れる者から又其放給へる事の甚じかりけむ故に其解散を以て佐香と云けむと思しき事上に已に云るが如し、又字鏡集に繩字を阿良祁那波と有り、其は其絞^{カミミハシシヨモツクニラ}の龜^{カミミハシシヨモツクニラ}に依れる名なる可くや、又舊事紀に異妹を阿良米伊毛と訓るも、同妹とは其間の放れる山なる可し、凡て阿良某と云事は其間遠なるを云）

但親^{カミミハシシヨモツクニラ}見^{スデニサガナシ}泉國^{スデニハナハヤカリケレバ}此既不祥^{カレオモホシキミソガラヒタマハムトヲノケガレワ}。故欲濯^{スナハチユキテミソナハシキアハド}除其穢惡^{マタ}。乃往見栗門及速吸^{ハヤスヒ}。

名門^{シカレドモコノフタツノトハ}。然此一門潮既太急故^{カヘリムカハシシノクナバナ}還向於橘之小門而拂也^{アラヒタマヒキ}。于時入水吹^{コノトキイリマシテミツニフキナシ}。

生磐土命^{ツチノミコトヲ}。出水吹生大直日神^{イデマシテミラフキナシタマヒコツチノミコト}。又入吹生赤土命^{アタリテフキナシタマヒコツチノミコト}。出吹生大地海原之諸神^{イデマシテフキナシタマヒコツチノミコト}。矣。不負於族^{コレラ}。此^{コレラ}

云宇我邇爾磨概^{アマゲジト}。

但云々は上に聞而善之と有る、其は其にして其事からの惣ては御親彼穢き泉國に往坐しなど御上に取りて不祥^{サガナ}き御事

なるが故に、其意を反して述べる所なり、故此に但と云へり、○親は御を添へて美々豆加良と訓むべし、傳八に云へり、○見_ニ泉國_一は上に追至_ニ伊弉冊尊所_レ在處_一と有るに應へて書せるにて、牙ひに聞かせたる文なる事・上に註せるが如し、此明文有るに依りて、第九、一書に到_ニ殖歟之處_一と有るなどは非ぬ僻傳なる事自然に曉りつ可き者なり、諸此は第六、一書に既還乃追悔曰、吾前到_ニ於不須也凶目汚穢之處_一と有るに當れゝば、見_ニ泉國_一の見は到の意なり、○不祥は傳四に云へり、○穢惡は第六、一書に故當_ニ滌_ニ去吾身之濁穢_一と有る濁穢と同じく祁賀良波志伎母能と訓めり、其然る可からず故此は祁賀禮と訓むべし、神祇令に不_レ預_ニ穢惡之事_一と有る義解に謂_ニ穢惡者不淨之物鬼神_一とある、穢惡も唯祁賀禮と耳訓みて事足る所なればなり、傳八に云へる事共考合すべし、○往見は記傳に引かれたるに由伎美多麻布と續けて訓まれたるに從ふ可し、下に還向と云ふに對へて書かれたる者にて由有る事なり、其下に云てむ、○栗門は、上古には此を淡水門_{アシナミト}と云へりしなるべし、古事記日代宮段に、此之御世定東之淡水門_一と云ふは、西より淡水門に對へて殊更に東之と云へるを思ふ可し、諸此栗門は阿波國板野郡と淡路國三原郡との間合_{アハ}に在る門にして、古より世に名高き阿波の鳴戸と云へる是なり、仙覺が萬葉抄二卷に引ける風土記に牟夜戸と云へるも此鳴戸を云ふにぞ有らむ、其は右の鳴戸を阿波よりの渡口は撫養と云ひ、淡路よりのを福良と云へば也、土佐日記に、「夜中許に船を出して阿波の水門を渡る、夜中なれば西東も見えず、男女辛く急ぐ、神佛を祈りて水門を渡りぬ、寅卯時許り野嶋と云ふ處を過ぎて云々」と見えたる阿波の水門と云ふは、四國より淡路へ沖より渡る處にて、此の鳴戸の迫門なる所よりは南方に寄りたる方なれども、同じ鳴戸の潮路なるが故に、同じ状に瀧も動々に流るゝが如く、荒鹽の渦巻きて其可畏き濟に

し有りければ、右の如く神佛を祈りて稍くに辛うじて野嶋には渡りけるなる可し、諸其野嶋は淡路國三原郡に在る小嶋にて、萬葉一(十丁)に、吾欲之、野嶋波見世追と詠める是なり、太平記十八御息所鳴戸を渡り給ふ條に「阿波の鳴戸を通る所卒爾_{ハカ}に風變り潮に向ひて此船更に行遣らず云々、斯る所に楫取一人船底より飛出て、此鳴戸と申すは云々、龍宮城の東門に當りて候間、何にても候へ龍神の欲がらせ給ふ物を海へ沈め候はねば、何時も箇様の氣しき有る所にて候」と有て、龍宮城の東門に當るなど云ふは物速なけなる事にて、西にては速吸名門、東にては此栗門の二處耳謂ゆる根國底國へ潮の流落する戸口なる古説などの有りけむを訛傳へたる者なる可し、伊弉諾大神の本宮破駄盧嶋より出立し給ひて、其御濯除の事に就て、到り給ひし其最初の所なるは、必ず然る故由にてこそ有りづらめ、(通證に阿波渭津記曰北有_ニ鳴門之急灘、逆湍暴浪風疾雷奔、即海若之所_レ匿と有り、予も一度船にて渡り見たるに、信に天下の内に斯る所も有りけりと胸動ろく迄になむ有りける、其渡口なる福良は内海にて、其より鳴戸の方に山岬半里餘りも出でて、阿波國の方には大宜山_{ホサカヤマ}と云ふに相對へり、其間僅に十町餘には過ぎざる可し、朔望の頃の大潮には、其潮の落つる所瀧の如く階有りて見ゆ、空飛ぶ鳥も其上は難_レ過に爲めり、其渦巻く音なむ千萬の雷の一時に落つるかと疑はれたりける、實に鳴戸と云ふ名達はざりけりと甚恐くなむ見えたりし)○速吸名門は神武天皇御紀に速吸之所と作れ、古事記同段に速吸門と有りて、名とも之とも書かれざるを思ふに、名は之の辭の連聲に引かれて轉れるなりけり、其速は其湍の疾きを以て云ふにて、次に潮既太急と有が如し、同御紀に、到_ニ難波之碍_一會_ニ奔潮_一太急_一因以名爲_ニ浪速國_一と見え大祓詞に、高山之末短山之末與理佐久那太理爾落多支都速川能瀧坐など有る速是なり、吸は其潮を根國

底國の方に吸に入るゝを云て、同詞に荒鹽之鹽乃八百道乃八鹽道之鹽乃八百會爾坐須速開都比咩止云神持可々吞氏牟、如此久可々吞氏波云々と見えたる、可々呑は即ち吸に同じ、然れば速吸は速可々呑と云はむが如し、(祝詞考に「可々は水を呑む音なり、惣て物を呑み物を嚙む音を加々夫々と呑む、加々理々と囁むなど云ふ此類多し、萬葉十四に、筑波爾、可加奈久和之能云々と詠るも、鳴聲の加々賀々と聞ゆれば云へり」と有るを、後釋にも諾はれたる是なり)先づ其地理を定むべし、神武天皇御紀に、天皇東征親師諸皇子舟師東征至速吸之門云々、臣是國神名曰珍彦、釣魚於曲浦云々、往至筑紫國菟狹と見えたる。菟佐は豊前國宇佐郡にて、其國にては南の竟なれば曲浦速吸名門共に豐後國なる事灼き者なり、其曲浦は通證に豊後國海部郡佐賀關下浦、有地主神、稱珍宮、祭珍彦云、社說曲浦爲上浦と云へば、和名抄鄉名に佐加と云へる是なり、然れば速吸名門必ず其邊なるべし、神代口訣に、速吸名門在豊後國海部郡、と云へるは然る言なり、神名式に豊後國海部郡早吸日女神社、或說に速秋津比賣神今在佐賀鄉と云へり、國人の云には、「今佐賀關の早吸六柱神、又六柱大神宮と云は、早吸神社には非ず、海部郡佐伯莊入津浦に當社有り、入津と宮浦とは双びたる浦也、舊其早吸神社の坐す地より下満江浦と云ふ沖より佐賀關迄、早吸灘と昔より里人も舟人も云ひ傳へたり、然れば早吸日女神社は右の入津浦なる事明けし」と云へり、此には少か論も有れども、先づ心留め置くべし、(其速吸名門と云ひ早吸日女神と云へるは其地名に依りて負坐せる御名なれば、實に由有る神に坐するべし、續後紀に承和十年九月甲辰豊後國無位早吸日咩神奉レ授從五位下、三代實錄に元慶七年九月二日、授豊後國從五位下早吸日咩神正五位下と有り)、然るに古事記白橘原宮段には、即自日向發行御筑紫、故到豐國宇

沙云々、於筑紫之岡田宮一年坐云々、於阿岐國之多祁理宮七年坐云々、於吉備之高嶋宮八年坐と有る、此迄に速吸門と云名無くして、其次に故從其國上幸之時、乘龜甲爲釣乍打羽舉來人遇于速吸門云々、故從其國上行之時、經浪速之渡而云々と有て、吉備より浪速に到らせ給ふ迄の中途の事と爲るは、決めて文の錯亂なる者也、其は速吸門は其上幸坐せる海道にして國には非ざるを、其文を承けて故從其國上行云々と云ふは他の例とも違へれば、此に於て其錯亂なる事を表はせる者なり、然れば其文は何れに在るべきぞと云ふに、此は決めて上文に即自日向發行御筑紫故從其國上幸之時、乘龜甲云々、故到豐國宇沙云々と文を成し、下は於吉備之高嶋宮八年坐、故從其國上行之時經浪速之渡と列ね見るに、過不及なく整へり、但し自日向發行御筑紫は、日向より出立して筑紫の方に指して行かせ給へるなれば、其には少かも妨無し、然れば彼記の傳にても速吸門は日向より豊前に至る間なれば、豊後の地方にて有るなりけり(記傳十八に、神名帳に豊後國海部郡早吸日女神社有り、此地にて此神名に依れる地名なるべし、或人豊前の早鞆浦の事ならむと云へり、實に潮の速き事は名に負へれど、舊は甚く地理違へり、此一段の事書紀には、日向を發坐して菟狹に至り坐す前に在り、此記と次第異なり、故思ふに此地名正しく豊後國に在れば書紀の傳ぞ正しかる可き、吉備國より難波迄の間には此地名有る事を聞かず、此記は此一段の次第の亂れつるなる可し)と云はれたるは、信に見徹したる説と云ふ者なり、其早鞆浦の事は傳八卷に序有りて云へり、同じ潮脉には有れども速吸名門には非ず、此は古に穴門と云ひし所なり、思ひ混ふる事勿れ、猶次に正し行くを見よ)猪上に云へる國人説に早吸灘と云へるを以て必ず速吸名門は其なりとも定め難かり、其は灘には洋字を書きて船を寄

すべき津湊などの無き所を云へれば、固より水門などにては無きなり、然れば其は吸名門に續きたる洋なる故に早吸灘とは云へるにこそ有るべけれ、神社の所在は其關にても灘にても早吸といふ内にだに有らば、強て抱るまじくや有らむ、古事記に生ニ女嶋亦名謂天一根とあるを、記傳五（二十五丁）に「豐後國直入郡の東北の海にも姫嶋あり」と云はれたる是なるが、傳一に已に註せるが如く、其天一根と云は彼葦牙の如く萌騰りて天と成りし根と云ふ事にて、一と云へるは此一物の根より天はしも成れる由の名と聞えたれば、先づ此に眼を著くべき所になむ有りける、然れば此を首として右の早吸灘に至る迄の急湍なむ古に速吸名門と云へりし所にて有るべきなり、其姫島より此周防長門豊前の大海を伊波比洋と云へるは、其御身滌に幸坐しゝ事の由に在るべく、郡名を直入と云ふも亦其謂有るべきなり、又其姫島の南豊後の方は右に謂ゆる早吸灘なり、早吸日女神は又其水門に就たる神なる事、上に云へるが如く、又和名抄鄉名海部郡佐賀に並びて穂門郷と云ふが有るも、師翁の赤縣太古傳に、速吸名門は大地の陰門に當りて彼に所謂玄牝之門是なる由に云はれたるに打合ひて、旁然る所以ある靈所となむ聞えたりける、傳二、豐國主尊の下に註せる事共をも亦考合せて其然る所由を曉る可し、（然れば、大らかなる神代の舊跡などを、後世に寸地をも界を立て號くる如く思ふは愚なる事なる可し、其は上に粟門の傳に云へる如く、阿波の水門と云ふは謂ゆる鳴戸の事なるを、土佐日記に云へるは其より十里許も南を渡りたるなるに、猶阿波の水門を渡ると云へり、又佐賀關と伊豫との間に鷹嶋と云ふ有りて其も迫門にて潮の速き所なる由云へるは、其も同じ速吸名門の水脉なる事云ふも更なり、然れども姫島の迫門を本とは爲すべきなり）猪祇處神はしも、第六一書、又此一書の趣にては、橋小門にて生坐せる神に坐せれば、更

に此には異義有るに非ず、然れども右に引ける大祓詞の如くば、其神等の直處は此速吸名門にて有るなりけり、釋祕訓に、神武天皇御紀の速吸之門を美那斗邇と訓むべき祕說を載せたるも、第六一書に水門神等號ニ速秋津日命と云ふに合ひ、右の早吸日女神を速秋津比賣神なる由云へるは社傳なる可きが、其も相叶へるを思ふべし、速開都比咩止云神持可々呑氏牟と速吸名門と云ふも其義等しき事、上に云へるにても灼然かりなむ、大祓詞後釋に、「速秋津比賣神は古事記に水戸神と有るを、此に鹽乃八百會爾坐須は處違ひたれども此に深き由あり、其は鹽乃八百合は顯國の海上の堺にて、顯國の方へ潮の没往く門口なれば、此又彼方の水戸なり、常に云ふ水戸は川より海へ水の落つる口、鹽乃八百會は海より入りて顯國の方へ水の出づる口なれば、此方にて川より出づる處と彼方へ出づる處との差こそ有れ、共に同じく水戸なる古傳の趣の妙なること如此し、能く味ふ可し」と云はれたるを思合せて曉る可し、然れば祓處神四柱の解除の妙用を成して天下の罪穢を清め御在し坐す本處は、この速吸名門になむ有りける（但し今は其早吸日女神の速秋津日命に御在し坐す其に依て説を成せるにこそ有れ、餘の三神も同じく相共に御在し坐して御力を合せ給ふことを推して知るべし、其神等の本説は傳八卷に云へるが如く、又此速吸名門の事の委曲なる由は、大祓詞講義に委しく説記せれば今云はざるなり、必ずしも此に盡せりと思ひ取る事勿れ）既は常に以前に在りて過にし事を云ふと此とは異にて、此は盡の意なり、萬葉十七（十三丁）に天下須泥爾於保比底、布流雪乃云々と有ると同じく此一格なり、此にも汝已見ニ我情、又吾與汝已生ニ國矣、又但親見ニ泉國、此既不祥など有るとは別なり、但し其等も事を悉に盡し極めたる事を云ふなれば、終には一事と成りぬめり（此格なるも猶多在りぬ可き事なり、既は棄去にて、其は如此

しとして今云々と物を分別せる如き辭なり) 太急は速吸名門の名に對へて應へたる語なり、上にも引ける神武天皇御紀の文に、會^ニ有^ニ奔潮^ニ天急、因以名爲^ニ浪速國^ニと有ると前後の差こそは有りけれ同じ例格なる所なり、太疾の説、傳八卷に出づ○橋之小門は第六、一書には小戸橋といひ、海宮遊行章第八、一書には橋之小戸と作られたり、神功皇后御紀又古事記なるには之字なし、此は今筑前國那珂郡儺河の水源に當ること已に傳八に云へり、○還向は字のごとく還理向比給比氏と訓むべし、本には向字の訓なけれども、唯還らせ給へるには非ず、還らせ御在し坐乍も往向はせ給ふ所有なり(唯還らせ給ふならばこそ訓までもありぬ可かりけれ、此には向字に用ありてかゝれたる所にて、還見、又は還來、又は還往など、字を添ふるがごとし) 通證に引ける各重遠説に、細考^レ言^ニ還向^ハ、則此橋之小門、似^レ指^レ在^ニ筑前國那珂郡^ニ者^ム、更詳^レ之と云へるは、甚愛しき説にて實に然る言なり、其は傳八に引ける私記に、住吉大神の御事に就きて又問今如^ニ此文^ニ者此三大神者當^レ在^ニ筑紫橋之小戸^ハ、而今在^ニ攝津國墨江^ニ如何、答此神荒御魂者猶在^ニ筑紫^ニ、但和魂御在^ニ墨江^ニ耳、案^ニ神功皇后紀^ニ云、元年三月皇后親爲^ニ神主、於是審神者曰云々、對云於^ニ日向國橋小門之水底^ニ所底而水葉稚之出居神名云々、時得^ニ神語^ニ隨^レ教而祭^レ之、然則此神本在^ニ筑前小戸^ハ、即神功皇后初遷^ニ居於攝津墨江^ニ耳と見えて、神功皇后御紀に日向國橋小門と有るを、筑紫橋之小戸とも筑前小戸ともいふ古説如此く詳に在り、(後の日向風土記に、兒湯郡檍原郷是即伊弉諾尊拂^ニ清汚濁^ニ給、住吉神所^レ出之所也云々、又橋小戸郷^ニ是即伊弉諾尊拂^ニ清汚濁^ニ之地也云々と云へるなどは、後人の杜撰にして、筑紫日向を日向國と僻心得して取捨へたるものなる事、傳八卷に委しく辨へたるがごとし、和名抄を見るに然る郷名一として有る事無きを思ふべし、且風土記は其國の古説を記す

ものなる故に、文字遣も何も正史に依るとはすれど、又一風有る者なるを、右の文はしも此御紀に全く継りて書けるも亦疑はしき事ならずや) 倍、此に但親云々と有るを、口訣に歸^ニ本處^ニ而爲^ニ此言^ニ也と有るは然る言にて、上にも云へる如く出雲の伊賦夜坂より淡路の破駄盧島の本處に歸らせ御在し坐して後に、其穢惡を濯^ガ除^ハむと思ほし成給へるなれば、其處より出立し御在し坐さむに、其破駄盧島は同書に「在^ニ淡路西北隅^ニ小島也」と有りて、今津名郡來馬郷岩屋浦と云へる是なり、其栗門は淡路の西南隅に當りて三原郡阿萬郷の邊なるを先づ此に往見給ひ、其より阿波讚岐伊豫を經て其相對へる國は豊前豊後の二國なりければ、此に渡り給ひて其速吸名門に往見させ給へるなり、倍此に還向と有るは、其速吸名門を往見給へるを限として、其より還らせ給へるなり、然れども其本處に還らせ給へるにては無く、橋之小門の方に又更に出向はせ給ふが故に還向とは有るなり、然れば筑前も日向も、豊國を同じく挾みたる國には有れども、日向は甚く南方に遠く離れて有れば、若其ならむには往見とか、往向とか云はずしては相叶はざるを、筑前は其豊國に殊に親しく隣りて有るが上に、速吸名門も稍南に寄りたる所なれば、其より淡路には、北方今之豊前の邊を經て還らせ給ふ事なるが故に、其より向はせ給へらむには、筑前の方甚近く、同じ一國とも云ふべき地なるを思ふべし、然れば上の往見と、此の還向との間に深き味有る所なれば、此所をだに解得たらむには、橋之小門を今之日向國に在りや有らずやの論も何も、無益なる事にこそ有るべけれ(此は御紀の中にも殊に專要と心得置かずては説誤る事多在るが故に如此も瑣々しくは云ふなり、傳八卷に委しく説けり、必ず此と合せ見るべし) ○拂濯^{ラヘツモ}也は拂比美會岐給比伎と訓むべき事常の如し、拂は大御身に著けさせ給へる物を先づ拂はせ給へるにて、謂ゆる祓^{ハツモ}具^ヲを出し却る事

なり、濯は大御身を滌清めさせ給へるなり、此等の事の委しき所由傳八に説けり、○入レ水は第六、一書に沈濯於海底、又潛濯於潮中など云へるを簡易に云へるなり、謂ゆる川降を取らせ給へる御状なる事、傳八に云へるを見て知るべし、（事は異なれども萬葉九に入水、火爾毛將入跡云々と云へる句有り、水爾入理と訓む所なり、然れば此は水爾入給比氏と訓むべき所になむ）○磐土命は口訣に表筒男命也と云へり、其は傳八に註せるが如く、其音の通へるが故に然も申せしなる可し、記傳五（三十三丁）に、「石土昆古神石巢比賣神と申す二柱を上筒之男神に當られたる、其は第六、一書の磐筒男命磐筒女命に當れる神なれば、其は考損はれたるなれども、其説に宇波と伊波と通ひ、豆都と豆知と通ひ、書紀に鹽土老翁を鹽筒老翁とも有り」と云はれたるは、此に信に相協へる説なり、神名式に土佐國長岡郡石土神社あり、式社考に今在池村池端稱住吉と云へれば、此御名を以て祭れるなりけり、續後紀に承和八年八月辛丑以ニ土佐國石土神預官社と有る是なり、（凡て同じ神と雖も其國にて傳來れる名を以て官帳に載られたる者なれば、訛れるも何も其任に指置かれたるものならむ）○吹生は解除の主と有る事にて甚美たし、其は傳八にも云へるを猶言は、先づ大祓詞に、天津神波云々所聞食武、國津神波云々所聞食武、如此所聞食氏波云々、天下四方國爾波罪止云布罪波不在止、科戸之風乃天之八重雲乎吹放事之如久、朝之御霧夕之御霧乎、朝風夕風乃吹掃事之如久と有りて、此は譬言にては有れども、天神地祇の聞食して、其罪穢を掃除させ給ふ狀を云へるなれば、實事にて有るなり若て其末に至りて、瀬織津比咩止云神云々、速開都比咩止云神持可々呑氏牟、如此久可々呑氏波、氣吹戸坐須氣吹戸主云神、根國底之國爾氣吹放氏牟、如此久氣吹放氏波、根國底之國爾坐速佐須良比咩登云神、持佐須良比失氏牟と有りて、此氣吹戸

主神の御業の始終に亘りて少も間然なきに心を著くべき事なり、（又此起りは第六、一書に、伊弉諾尊曰、我所レ生之國唯有朝霧而薰滿之哉、乃吹撥之氣化爲神、云々と見えたる其に本著きて行はせさせ給へる者なり）借此に神等の生坐せるも、其大御身に水を濯ぎ清めさせ給ひ、又其汚穢を氣吹き掃はせ給ひ、愈々益々に清々しく成給へるに隨ひて、次々に御子神等の顯はれ出で給ふは、全く其事に因れるが故に此を解除の專要と有る事なりとは云ふなり、又此事に因りて其生坐せる神の中に神直日神大直日神を氣吹戸主神と御名に負ひ坐せるは、然る所由に依りて、其速吸名門に御在して、天下の罪穢を氣吹放ち御在し坐す御事なれば、吹生と云ふ事實に力を入れて思ふべき所なる者なりかし、（古史徵にも、古事記に所ニ成坐と有るを棄て、此の吹生と云ふ方を取られて其説に、吹所ニ成坐と云は何處より如何狀に成坐せると云ふ事詳ならぬを、吹生と云へる方詳にて彼穢を祓はむと所思し凝して生坐せる趣能く通え、爲直其禍而と有るにも熟符へり云々と云はれたりき、其説は同じからざる趣も有れども、吹生の方を取るに於ては等しきものなり）○出レ水は第六、一書に浮濯於潮上と有るを、古事記には其を於水上滌と見えたる是なり、○大直日神、第六、一書には次將レ矯其枉而生神號曰神直日神、次大直日神と見えて、八十枉津日神大枉津日神に對ひて共に二神なり、古事記も亦右に同じ、然るを傳八に已に委曲に註せるが如く、此も四時祭式鎮魂祭とは大直日神一柱耳なるは、生坐せりし其始一神にて渡らせ給ふが故に、氣吹戸主神と申す亦名なども一神にて負坐せるならめども、其守護らせ給ふ御事などの、事繁く坐す御時などは、神直日神と分身し給へるが故に二神に傳はれるなる可き、此例猶多きこれにて有るなり、（古史徵に亦名と定められたるは委しからず、本の如く二神にて置きて其義を存ふべき者なり、海神

等筒男神等は各三柱に成坐せれども、合せて大綿津見神鹽筒老翁とも申す例有り、又天石門別命は一柱に坐すを、櫛磐彌命豊磐彌命と二神と分れ坐し、大己貴命などは其和魂神荒魂神と三神に分れ坐して天下を經營らせ給へりし事もありける者をや) ○底土命は口訣に底筒男命也と有るが如し、此神の事傳八に云へり、○大綿津日神は枉津日神の亦名なり、古事記に大屋毘古神と云ふ神名の出でたるを此神に當て、記傳五(三十二丁)に、「此神の大綿津日に當る由は大綿の阿を省きて大屋と云ふは古語の常なり、繼體天皇の皇女若屋郎女を書紀には稚綿姫と書けり、大綿をも即ち意富夜とも訓むべし、津は例の助辭なれば固より省きても云ふべし、猪この綿は禍の意にて、語も通へり、阿夜麻都、阿夜牟流などの阿夜、又障る事の有るを俗に阿夜の有るといひ、又は和夜久者など云ふ皆禍の意なり」と云はれたるは然る言なり、但し枉津日神は女神にて坐せば、古字は賣を誤れるか、若くは傳の異なるにても有るべし、(其は古事記に木國之大屋毘古神と有るは、寶劍出現章第五、一書に素戔鳴尊之子曰五十猛命、妹大屋津姫命、次抓津姫命)と見え、第四、一書に稱五十猛命云々、即紀伊國所坐大神是也と有れば、大屋毘古神と申すは其五十猛命に坐せばなり、長寛勘文に伊謝那支命娶惠乃女命一生大夜之女命、次足夜乃女命、次若夜女命三神、此大夜之女命熊野大御神后坐云々と有るも、似たる神名にては有りながら、其事實に就ては難信き事共なり) 口訣に已に此を即八十枉津日神と云へり、備第六、一書に便澤之中瀬也因以生神號曰八十枉津日神、次大枉津日神と有りて、古事記にも此二名を並べ載せられて神直日神大直日神に對へり、然るに此には直日神をも一柱とし、枉津日神をも一柱と傳へたりし者なる事、右に大直日神の下に云へるが如し、然れども大直日神より後に此神名の出でたるなどは其序の違へる者にて、第六、一

書及古事記の委しきに如かざるなり、此は甚く事略ぎたる傳にて有りけり、三代實錄に、元慶三年三月九日、授下野國正六位上綿都比神從五位下」と見ゆ、(但し若くは別神にて御在し坐すにや、出雲風土記に出雲郡宇賀郷所造天下大神命讓坐神魂命御子綿門日女命、爾時女神不レ肯逃隱之時、大神伺求給所、是則此鄉故云宇賀)と有れば、強に何とも定む可からざるが、神名式に載れる下野國十一座の中に、都賀郡大神社は大物主神なる事論を俟たず、村檜神社は出雲風土記に神門郡朝山郷神魂命御子真玉著玉之邑日女命坐之、爾時所造天下大神大穴持命娶給而每朝通坐故云朝山)と有ると若くは同神にや、大前神社は芳賀郡にも有りて共に大己貴命なる社傳なり、河内郡二荒山神社名神大は、一宮記に味耜高彦根神と云ひ、那須郡温泉神社三和神社、寒川郡胸形神社ありて、十一座の中に八座は大己貴命及其御族の神等に坐すを思ふに、其式外の綿都比神かとも思めかしき者なり) ○赤土命は中筒男命なる山口訣に云へり、其說傳八に出づ(○大地は萬葉十一(八丁)に大土、採雖盡、世中、盡不得物、戀在と有るが如く、此國土の限を云ふ稱なり、所レ造天下大神の御名を大國主神と申し奉るも、此國土の限を據て主領く意なるが故に、古語拾遺には大地主神と有る是なり、常に唯地を云ひ國と耳云ふを、其有の極みを據混がし云ふ故に大地又は大國と云ふなり、此を以て八洲起元章に大八洲國を生ませ給ふと有れども、二柱御祖神の事始めさせ給へる此國土は大地の悉に係れることを知るべく、又此に就て神皇の大御書典に載させ給へる御事跡はしも、大地萬國の事と一目に見徹して説定む可)

なむ有りける（此は事の因に云ふ事なるが、世の識者など神世の古傳とだに云へば、此大八洲國限りの事と心狭く僻心得して云縮め以て行きて甚小きものに容め云ふが可惜しくて如此くは云ふなり、此に就ても我鈴屋氣吹舍二人の恩賴云ひ知らずかし）○海原は第六、一書に謂ゆる滄海原潮之八百重には非ず、其は海陸を兼て此天下の摠稱なるを、此に海原と云ふは大海の事なり、其は傳二に註せるが如く、此は大地に對へたるにて、萬葉一（七丁）に國原波、煙立籠、海原波加萬目立多都と有ると同格なる事なり、神世七代章第五、一書には海上ウツバウと見え、此次の一書又寶劍出現章第六、一書には海の一字なるをも海原と訓を同じく爲り、又萬葉五（三十一丁）に宇奈原能、邊爾母奧爾母、神豆麻利、宇志播吉伊麻須、諸能、大御神等、六（三十五丁）に海原之、遠渡乎、七（三丁）に海原之、道遠鴨、十一（三丁）に海原乃、路爾乘哉、又（四十一丁）海原之、奥津纏乘、十五（六丁）に海原爾、宇伎禰世武夜者、又（九丁）宇奈波良乎、等保久和多里豆、又（三十四丁）宇奈波良爾、霞多奈妣伎など海を海原といへる例猶有るべし、（又二十卷に伊蘇爾布理、宇乃波和多流、又海原乎、夜蘇之麻我久里、又（二十九丁）宇奈波良乎、安我古非伎都流、二十（十九丁）に海原乎、等保久和八十島かけて榜出でぬと云々是なり、其を海を宇美とも和多とも云ふ故なり）海宮遊行章第八、一書に汝久居ミ海原と有る、此は海宮を云ふなり、舊第六、一書に沈濯於海底、因以生神號曰底津少童命、次底筒男命、又潛濯於潮中、因以生神號曰中津少童命、次中筒男命、又浮濯於潮上、因以生神號曰表津少童命、次表筒男命と有るを、其底筒男命中筒男命表筒男命三神は、此に底土命赤土命磐土命と出でたる事右の如きを、其底津少童命中津少童命表津少童命三

神の御名の見えざるは此に含めたる者なり、然れども佗神こそは有るなめ、此三神を然る事にしては餘りに事省き過せる者なれども、本の傳に然委しくは非ざりし故なる可し）○諸神は母呂母呂能神等と訓めり、又所に依りては母呂神と訓める所有り、共に古言なり、然れども唯通はし云ふ耳にては其規則無きが如し、故思ふに其類の異なるを合せ云ふ時は母呂々々と訓むべく、唯一統に總云ふ時なれば母呂と云ふ定格にや、此言後世には上に置て諸某と云ふを、上古には下に屬て某諸と多く云へり、記傳四（二丁）に例を引かれたるが如く、先づ古事記に天神諸と有り、又八百萬神諸と有り、又后等及御子等諸と有り、祝詞式祈年祭大忌風神祭等詞に集侍神主祝部等諸、大祓詞に集侍親王諸王諸臣百官人等諸、又太神宮祝詞共に神主物忌等諸など多く、續紀第十七詔に汝多知諸、第卅八詔に、天下能人民諸と有るなど是なり、又唯其部類を指して諸モロクと耳云ふも古の常なり、祝詞式に諸聞食登宣と云ふ事の多在るは、諸事を聞食せとには非ず、其場に侍ふ人共を某諸とは別たずして唯大凡に云ふなり、（萬葉二十に母呂々々は、佐祁久等麻乎須、又佛足石歌に母呂々々乎爲天とも、都止米母呂々々とも、須々賣母呂々々とも有る類是なり、此も例の上にも下にも云へり）常に云ふ諸は寶鏡開始章に諸神歸罪過於素戔鳴尊、又其第三、一書に諸神噴素戔鳴尊、又天孫降臨章に誅諸不順鬼神等と見え、古事記御天降段に亦問諸神等云々、即示諸神等云々、爾思金神及諸神白云など有り、出雲風土記杵築鄉條に諸皇神等參集宮處、萬葉五（三十一）に諸能大御神等とも詠みたる類此なり、然るに同じ諸字は用ひながら、唯母呂と云ふ所有り、寶鏡開始章第三、一書に諸神逐我、天孫降臨章に更會諸神と云ふ事二所出でたる共に其訓同じ、又右に引ける第三、一書に乞宿於衆神、衆神曰云々衆神處我以根國云々、當隨衆神之意自此永歸。

根國よと有る、衆神は何れも母呂迦微と耳訓めり、故右の例を推して考ふるに、諸やろく之某ノナと云ふは俗に云いふ種々などの如く諸某セロナニと云ふは俗に一同にと云ふが如く物を分たず推括めて云いふなり、(其は諸之人と云ふと諸人との差別の如し、士も交り農も交り工も交り商も交れるが如きを諸之人と云ふべし、天孫降臨章天稚彦が亡たる所に凡以ニ衆鳥コトヨナス任事と有るは、種々の鳥類なるを以て同じ衆字をも母呂々々と訓みたり、又常に人を諸人と云ふは其類にも何にも抱はる事なく云ふ稱なるを思ひ合す可し) 倍諸と云語は群ムレと云はむが如し、其は古事記石屋戸段に八百萬神諸と有り、又天孫降臨章、又其第六、一書などに八十諸神と有り、此二と同じ事を崇神天皇御紀に八十萬群神ヤヨリワツヨロカミと有るを合せて曉る可し、但し右の八十諸神の諸を與呂豆と訓み來れるは、外に例も無く當らぬ事なり、其は佗一書には八十萬神と有るを、其二に限て萬字無きも不審しき事ならずや、然れば八十萬諸神と有りけむを、其字は何時しか脱しけめども、訓には猶遺り傳はれるにてこそ有るべかりけれ(名義抄に諸字を母呂々々、又意富余曾、又美那とも有り、兩手を諸手、兩足を諸足、兩刃を諸刃といひ、我も人も物も事も合ひて一なる事を諸共爾と云へり、母呂は群にて能く聞ゆるなり) ○不負シ於族シ此云ニ宇我邇爾磨概モロカミは諸本共に爾字無きを今補へる事は上に已に註せるが如し、其は於字は古書に爾と訓む字なるを、其に當る訓の見えざるは脱たる事灼然ければなり、○上件大地海原之諸神と云へるは大綾津日神、大直日神、底土命、赤土命、磐土命五神は其に御名出でたれば此中には非ず、又底津少童命、中津少童命、表津少童命の如きは海神の諸神の中に收めて事濟むべし、唯大地之諸神とある耳外には思合すべき神無きを、古事記に所見たる伊豆能賣神は、第六、一書に水門神等號ニ速秋津日命ヤツツツヒマツと有れば、大地に屬たる神とも爲つ可し、次には神宮に傳へた

る速佐須良比賣神、此は大祓詞に根國底之國坐と有れども、大地に屬たる神として合せて二柱耳なり、然れども大綾津日神、大直日神などには餘多の枝神も坐す故に、其等を合せて諸神とは摠シテへるなる可し、(古事記には其御身滌の所に、故於ニ投棄御杖ソレ成神名衝立船戸神云々と有りて、終に右件自ニ船戸神シ以下邊津甲斐辨羅神以前十二神者因シ脱著シ身之物ソレ生神也と有れども、其は泉門にて成れる神の事を傳へ誤れる由、已に傳八卷より始めて次々論云へる如くなれば此の列には非ず) 若て此傳には天照太神、月讀尊、素戔鳴尊など三柱の珍子等の生坐し、事の無きぞ、甚々美好き正説には有りける、然るは傳六卷より八卷に至る迄、次々説明らめ論正したるが如く、正書に既而伊弉諾尊伊弉册尊共議曰、吾已生ニ大八洲國及山川草木、何不レ生ニ天下之主者歟、於是共生ニ日神シ云々、次生ニ素戔鳴尊シ云々と有る是正説にて、信に父母の神の生奉らせ給ふ所なり、然れば此一書に、其三神の御生坐せる事の無きは、其正書と相協ひたる説にて、愛たしとも何とも云ふ言なき許になむ有りける、然計り尊き珍子神等を、佗諸神と共に大地海原之諸神と云ふ中に、混かし奉るまじき者なるをや、然れば第六、一書、及古事記などの傳々は、申古に出來起りたる僻説なる事、云ふも更なる事になむ有りける(但し右の珍子神等實は三柱には坐さず、月讀尊と次生ニ素戔鳴尊の亦名なるが故に、其實は二神なれども、傳々に何れも三神として並び出せるを以て、唯目易から令むとの事なり) 此御禊の時に成坐る神等は、天照太神の荒魂和魂神等と、素戔鳴尊の荒魂和魂神の成坐せりし所、傳八卷に已に説けるが如し、此に大綾津日神、大直日神の御生坐せるを、神宮の古記には此時左右の御眼を洗はせ給へるに、柱津日神、直日神は生坐し御鼻を洗はせ給へるに、速佐須良比賣神は生坐せる趣に傳へたるは、却に第

六、一書、又古事記などの傳説には夏に勝れる者なるをや（但し此一書には右の如き混れたる傳の入交らで、何方迄も正書の文と相貫きたる説にて宜しくは有れども、神等の成出坐し、次第、或は先になり後に成りて亂りがはしきなり、其心して正し讀む可くこそ）

安政三年二月八日始之、同二十三日夜終焉。

昭和十三年三月二十五日印刷

昭和十三年三月三十日發行

鈴木重胤全集 第二

（非賣品）

編行輯者兼
東京市世田谷區代田一丁目六五二番地

樹下快淳

東京市本鄉區真砂町三十六番地

日東印刷株式會社

龜谷良一

印刷者

複不許
製

發行所 鈴木重胤先生學德顯揚會
東京市世田谷區代田一丁目六五二番地
振替東京一五五五〇七番

741
49

終